

令和7年度
自己点検・評価報告書

令和8(2026)年6月
九州看護福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的	4
基準 2. 内部質保証	7
基準 3. 学生	18
基準 4. 教育課程	42
基準 5. 教員・職員	60
基準 6. 経営・管理と財務	71
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	83
基準 A. 地域社会との連携・協力	83
基準 B. 生涯学習	89
基準 C. 国際交流	91

※令和7年度の自己点検・評価報告書は、令和7年4月から
令和8年3月までの期間を点検・評価したものです。
ただし、基準項目により、期間に若干の差異があります。

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

(1) 九州看護福祉大学の建学の理念は、「現代の生活者が求めているものは、医療がその原点に立ち返ることである。医療の原点とは、ただ病を治すことだけではなく、生活の中で病をとらえ、生活を通して病を克服し、さらに病にならないような健康な生活をつくり出すこと、そのための全人的援助である。すなわち人々は、医療が施設から出て自分たちの生活の中に入ってきて、その生活を心身共に援助してくれることを待望している。言うまでもなく、そのような援助の中核となるものは、社会生活への看護福祉であり、それは勝義には看護福祉活動と称するべきものである。ここに従来の看護と福祉とが出会い、一つの統合的活動となる必然性がある。九州看護福祉大学の設立は、こうした生活する人々の渴望に呼応して立案されたものであって、その目的は看護福祉活動についての研究及び人間的知見と能力を有した人材を育てることにある。本学が設立されるこの地は九州の中域に位し、その教育研究活動が九州全域に翼を広げることのできる最適の地である。したがって、当地は九州の全域から人材を集め、かつ、育成することのできる要所であり、看護福祉の教育研究が発展し得る拠点となり得るものである。本学は、この地に屹立して我が熊本県城北地域の人々の看護福祉に貢献し、さらには我が国の看護福祉活動に新しい方向を示し、ひいては展望を切り開くことを目指すものである。かくして、本学は、その教育と研究において地域の人々への全人的看護福祉活動を基盤としながら、九州全域にわたる、さらには我が国の全体にわたる看護福祉活動をも射程に入れるという目標をもち、これを以て建学の理念とするものである。」と長文にわたっており、本学の創設に身を粉にして尽力した財団法人九州看護福祉大学設立準備財団の理事長が全身全霊を込めて謳ったものである。

(2) 本学は、建学の理念に沿い、大学の基本理念として次の三つの理念を打ち出した。

①「地域とともに成長する大学」

本学は、公私協力方式によって設立された大学として「地域とともに成長する大学」を基本理念とする。大学の持つ全ての能力・機能・施設を開放し、21世紀の超高齢社会を行政・地域・大学が一体となって支えていくものである。

②「生涯にわたって学べる大学」

本学は、従来の偏差値教育の弊害から脱し、「実学教育」と「生涯教育」を重視する「生涯にわたって学べる大学」を基本理念とする。

③「近隣諸国と学ぶ大学」

本学は、アジアの近隣諸国との交流を重視し、保健・医療・福祉を国際的に見る感覚、国際感覚を身に付けた専門家の養成を基本理念とする。

(3) また、次の5項目を教育方針として掲げ、その教育方針に則り教育活動を行っている。

①「こころ」豊かな人間性を培い、個性を尊重する精神を養う。

②患者並びにクライアントとコ・メディカルスペシャリストとの間の人間関係と信頼性

を確保する。

- ③論理的・学際的思考力を育成し、適切、かつ、柔軟性に富んだ判断力と分析力を養う。
- ④国際的な幅広い視点に立ち、最新の情報収集と情報発信能力を培うとともに、国際感覚の習得と創造的・意欲的な活動力を育成する。
- ⑤保健・医療・福祉に関する最新の知識と技術水準を向上させる。

2. 使命・目的

建学の理念及び大学の基本理念を踏まえ、九州看護福祉大学学則第1条に本学の使命・目的を次のように示している。

「九州看護福祉大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術の中心として広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人間性豊かな人材の育成をめざし、もって文化の発展に寄与し、新たな社会の需要に応え、国民の保健と福祉の向上に貢献することを目的とする」

また、学生便覧には、「本学の看護福祉学部は、保健・医療・福祉それぞれの分野を統合し、医療や介護、生活援助、リハビリを必要とする人々が持つ残存能力や機能を生かしたケアの理念に基づく『看護・リハビリと福祉の実践』を通して、豊かで質の高い生活設計を創造できる人材を養成することを目的とする。」と表している。

3. 大学の個性・特色等

わが国では、高齢社会の到来とともに、その健康状態若しくは健康レベルも多様化を呈し、健康な生活を営むための保健・医療・福祉の必要性も著しく増加してきた。一方で、年々女性の社会進出が進み、家庭内のケアから社会的・地域的ケアへと様変わり現象が進行しつつある。また、経済のめざましい発展の反面、単に生きることから保健・医療・福祉の面でも、健常な日常生活の面でも、さらに療養生活においても、すべての面でより質の高い生活、残された健常な機能をフルに活用してQOL(Quality of Life)の向上を願う志向が強まり、生活の質並びにケアの質が問われるようになった。その結果、従来のように保健、医療及び福祉の制度が個別に機能するのではなく、介護保険制度のこれまでの歩みにみられるように、統合された新しい体制の保健・医療・福祉の時代に入ったといえる。まさに、このような社会的ニーズに応えるべく、九州看護福祉大学看護福祉学部は設立されている。

本学では、その教育課程を通して、保健・医療・福祉の統合という視野とそれぞれの領域を超える知識・技術を持ち、地域社会における強い専門職人材を育成することを特色としている。

II. 沿革

昭和 63 年 10 月	玉名市長、記者会見で五大施策の中に大学誘致を表明
平成 2 年 10 月	玉名市高等教育事業団設立準備室を設置
平成 3 年 5 月	財団法人熊本城北地域高等教育事業団設立（熊本県教育委員会許可）
平成 4 年 6 月	熊本県城北地域高等教育事業推進県議団協議会発足
平成 5 年 4 月	熊本県城北学園都市コンソーシアム構想委員会発足
平成 5 年 10 月	玉名市議会「大学をつくろう」議員協議会設置
平成 7 年 2 月	玉名市大学設立促進室を設置
平成 8 年 3 月	財団法人大学設立準備財団設立許可（文部省）
平成 8 年 9 月	学校法人寄附行為認可申請書受理（文部省）、大学設置認可申請書受理（文部省）
平成 9 年 12 月	学校法人熊本城北学園寄附行為認可申請、九州看護福祉大学設置認可申請の最終判定伝達式において認可書の交付（文部省）、学校法人熊本城北学園設立登記
平成 10 年 4 月	九州看護福祉大学開学（看護福祉学部 看護学科・社会福祉学科）
平成 11 年 4 月	社会福祉学科に精神保健福祉士課程開設
平成 14 年 3 月	第 1 期生学位記授与式
平成 15 年 4 月	九州看護福祉大学に大学院看護福祉学研究科看護学専攻開設、保健管理センター開設
平成 16 年 4 月	社会福祉学科に介護福祉士養成課程開設
平成 17 年 4 月	大学院看護福祉学研究科に精神保健学専攻開設、看護学科に助産師課程開設
平成 18 年 4 月	リハビリテーション学科開設
平成 18 年 9 月	2 号館、食堂棟新設
平成 19 年 5 月	創立 10 周年記念式典
平成 21 年 2 月	大学院看護福祉学研究科看護学専攻臨床看護学分野がん看護学領域ががん看護専門看護師の教育課程として認定
平成 21 年 5 月	情報基盤センター開設
平成 22 年 3 月	3 号館新設
平成 22 年 4 月	鍼灸スポーツ学科、口腔保健学科開設
平成 24 年 4 月	附属鍼灸臨床センター開設
平成 24 年 5 月	創立 15 周年記念式典
平成 25 年 4 月	基礎・教養教育研究センター、生涯教育研究センター開設
平成 26 年 4 月	大学院看護福祉学研究科に健康支援科学専攻開設
平成 27 年 4 月	助産学専攻科開設
平成 27 年 6 月	地域連携推進室、国際交流推進室、IR 室開設
平成 29 年 5 月	創立 20 周年記念式典

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ①学内外への周知
- ②中期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学内外への周知

建学の理念、大学の基本理念及び目的等は、理事長及び学長が入学式や学位授与式などの公的行事の式辞や挨拶の中で必ず触れるほか、学外に発出する学生募集要項、受験生・一般向けの大学案内、さらに在学生のための学生便覧等の冒頭に記載され、大学が発刊する刊行物には必ず掲載している。それらは本学 Web サイトでも確認できるように公表しており、学生、教職員、役員及び学外関係者へ広く周知できていると判断している。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】

②中期的な計画への反映

中長期的な計画を立案する前提として、本学の使命・目的等を達成するため、部門ごとに具体的な計画や評価指標に反映している。「中期経営計画」は、大学運営会議において原案骨子が作成され、評議員会での意見聴取を経て、理事会において審議後、学内外に周知している。【資料 1-1-4】

③三つのポリシーへの反映

本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの三つのポリシーは、中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」（答申）（平成 20（2008）年 12 月 24 日）に基づき、それぞれの学科において見直しを行い定められている。三つのポリシー見直しの過程においては、本学の基本理念や教育方針との整合性を前提に検討しており、大学の使命・目的及び教育研究上の目的を反映したものとなっている。

令和 6（2024）年度に学部のディプロマ・ポリシーを見直したことにより、各学科のディプロマ・ポリシーについても内容を整理し、求められる能力が可視化できるように記した区分名も追記している。【資料 1-1-5】

④教育研究組織の構成との整合性

本学は、建学の理念に基づいた教育目的を実現するため、平成 10（1998）年に看護学科

及び社会福祉学科、平成 18（2006）年にリハビリテーション学科、平成 22（2010）年に鍼灸スポーツ学科及び口腔保健学科を設置し、各分野における人材を養成している。さらに、学部教育に関しては、上記の教育課程を支えるための組織として、平成 24（2012）年に附属鍼灸臨床センターを、平成 25（2013）年に基礎・教養教育研究センターを開設した。また、高度な専門職業人を養成するため、平成 15（2003）年には看護福祉学研究科看護学専攻、平成 17（2005）年には精神保健学専攻を設置した。さらに平成 26（2014）年には健康支援科学専攻を設置することで研究科の整備を図り、平成 27（2015）年には助産学専攻科を開設した。

運営については、教授会下の各種委員会に、各学科、基礎・教養教育研究センターの教員及び事務局職員を委員として配置し、全学横断的に協議している。また、教授会に上程され、決定・報告された事項は各学科等において伝達され周知されることとなっている。各教員が教育研究組織の中で果たす役割を認識できる仕組みとなっており、教育目的を達成するために、教育研究組織と運営組織が連携していると判断している。

大学の責務としては、上記のような教育と研究の二本柱に加えて、三本目の柱として社会貢献がある。本学においても、地域連携推進室や生涯教育研究センターを中心に地域自治体や住民と様々な形の連携を図っている。【資料 1-1-6】

⑤変化への対応

本学は、建学の理念、それに基づく教育目的に沿った教育・研究を基礎としながらも、社会の変化に対応し、上記④に記載した通り、社会が必要とする学部・学科、専攻科、研究科・専攻を開設するとともに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく適切な教育を行っている。

【エビデンス集】

【大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL】

・「<https://www.kyushu-ns.ac.jp/wp-content/uploads/2017/05/d838e49153bc3bf122f5fa09b84c3109.pdf>」

【使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則】

・九州看護福祉大学内部質保証に関する規程

【資料 1-1-1】 2026 大学案内 15 頁

【資料 1-1-2】 令和 7 年度(2025)学生便覧（大学）10 頁

【資料 1-1-3】 大学 Web サイト（情報公開、2026（令和 8）年度学生募集要項）

【資料 1-1-4】 九州看護福祉大学第三次中期経営計画

【資料 1-1-5】 令和 7 年度（2025）学生便覧（大学）10～17 頁

【資料 1-1-6】 学校法人熊本城北学園九州看護福祉大学概要 2025

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、教育基本法、学校教育法及び本学建学の理念に則って教育目的を明確に定め、学則には、具体的で簡潔な文章で明確に表現されており、本学の特色を含め適切に説明さ

れたものとなっている。また、教職員、学生、保護者をはじめ、地域住民や一般の方に対しても、大学刊行物やWebサイトなどで周知に努めている。本学の三つのポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的が反映されたものであり、学生が卒業するまでの間に自ずと目的が達成されるよう、各学科で検討を重ね、学生にも分かりやすく示されている。

このように本学では、使命・目的等の制定や関係者への周知、公表をこれまでも行っていたが、その活動のPDCAサイクルを明確化し、令和7（2025）年度から「内部質保証推進会議」の役割に大学の使命・目的及び教育研究上の目的の検証を含め、自己点検・自己評価後に検証するシステムを整備した。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学の使命・目的及び教育研究上の目的に沿った人材育成ができており、また、社会情勢や地域課題のニーズに沿った展開も期待されていた。一方で、学外関係者からの意見・要望では、本学の内部質保証システムが適切に機能しているかを評価・検証するための体制整備について指摘があり、今後の検討課題としている。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

上記（1）で記述したとおり、内部質保証推進会議の役割として、大学の使命・目的及び教育研究上の目的の検証を含め、自己点検・自己評価後に検証する体制を整備した。今後は内部質保証の実質的な機能性を高め、継続したPDCAサイクルが可能になるよう、適切な進捗管理と改善指導を徹底する必要がある。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

令和 4（2022）年度に「九州看護福祉大学内部質保証の方針」を定め、内部質保証をさらに推進させるため、「九州看護福祉大学内部質保証に関する規程」を定めた。大学全体の内部質保証の推進に責任を負う組織として「内部質保証推進会議」を置き、学長を議長としている。内部質保証における基本的な考え方として、本学の教育、研究及び社会貢献並びに大学運営等、本学の諸活動について、不断に点検及び評価並びに改善に取り組み、教育研究の質が適切な水準にあることを保証することとしている。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

【資料 2-1-3】

本学の内部質保証のための組織として、「九州看護福祉大学教授会規程」第 6 条第 1 項第三号及び第 8 条第 1 項の規定に基づき「自己点検・自己評価委員会」を組織し、学則第 2 節第 2 条に定める「本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」こととしている。また、内部質保証の方針・規程による「自己点検・自己評価委員会」の位置づけは、内部質保証推進会議の指示の下、自己点検及び評価活動を統括する組織体制としている。自己点検・自己評価委員会の構成員については、副学長、研究科長、学科長、専攻長、附属図書館長、基礎・教養教育研究センター長、生涯教育研究センター長、専攻科長、IR 室長、SD 委員長、FD 委員長、授業評価委員長及び事務局長で構成し、大学全般の自己点検及び評価活動に取り組むこととしている。自己点検・自己評価委員会の役割は、「自己点検・自己評価の基本方針の策定に関すること」及び「自己点検・自己評価の項目、実施、報告書、公表、その他自己点検・自己評価委員会が必要と認める事項を審議すること」と定められ、「委員会は、教育職員研修（FD）、授業評価及び職員研修（SD）に関する専門委員会を置く」とされており、自己点検・自己評価委員会の専門委員会として FD 委員会、授業評価委員会及び SD 委員会が設置されている。毎年、自己点検・自己評価委員会では「自己点検・評価報告書」を作成しており、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の現状と問題点を分析し、改善項目及び改善方策を明らかにし、本学 Web サイトで「自己点検・評価報告書」を公表している。【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】

このように本学では、大学全体の組織的な取り組みを可視化するため、「九州看護福祉大学内部質保証の方針」に基づいた年間主要スケジュール表を作成し、教授会で承認後、全職員に周知し活動している。【資料 2-1-8】

【エビデンス集】

【内部質保証に関する全学的な方針】

- ・九州看護福祉大学内部質保証の方針

【内部質保証のための組織図】

- ・九州看護福祉大学における内部質保証システムの体系図

【内部質保証に責任を持つ会議体の規則】

- ・九州看護福祉大学内部質保証に関する規程

【資料 2-1-1】九州看護福祉大学内部質保証の方針

【資料 2-1-2】九州看護福祉大学における内部質保証システム体系図

【資料 2-1-3】九州看護福祉大学内部質保証に関する規程

【資料 2-1-4】九州看護福祉大学教授会規程

【資料 2-1-5】九州看護福祉大学学則

【資料 2-1-6】九州看護福祉大学自己点検・自己評価委員会規程

【資料 2-1-7】本学 Web サイト（情報公開）

【資料 2-1-8】令和 7 年度内部質保証推進年間主要スケジュール表

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施について、自己点検・自己評価委員会を中心に、学科、研究科、専攻科、各種委員会及び事務局等において、課題の把握及び改善策の実施に向けて検討を重ねている。本学の内部質保証システムに基づいた自己点検・評価を促進させるため、令和 7（2025）年度も継続して点検・評価シート（PDCA 表）を作成している。点検・評価シートは、関係する部局・部署による取組み及び改善・向上方策（将来計画）の検討並びに内部質保証推進会議からの改善指示を含めた検証結果の通知等、大学全体で実行性のある自己点検・評価を実施し、内部質保証の向上に繋げることを目的としている。関係する部局・部署で検討課題を整理し、今後の改善・向上方策の達成に向けて取り組んでいる。

以下 (1) ～ (3) は、点検・評価シートを活用した取組みについて記述している。また、(4) ～ (6) は、関係する部局・部署による独自の自己点検・評価、並びに学生や学外関係者の評価、意見・要望を踏まえた改善・向上への取組みについて記述している。

(1) 私立大学等経常費補助金事業を踏まえた自己点検・評価

文部科学省が定める「教育の質に係る客観的指標」の要件等に照らし、本学の取組みについて自己点検・評価を実施している。実施方法は、関係する部局・部署において現在の取組みを点検し、内部質保証推進会議へ点検結果及び改善・向上方策を報告している。そ

の後、内部質保証推進会議は、関係する部局・部署の取組状況について確認・検証を行い、改善・向上方策に意見を添え、関係する部局・部署へ改善措置を指示している。関係する部局・部署は、内部質保証推進会議の検証結果を反映した改善・向上方策の達成に向けて取り組んでいる。【資料 2-2-1】

(2) 大学機関別認証評価に係る自己点検・評価

令和 3 (2021) 年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、令和 4 (2022) 年 3 月 16 日付けで「当評価機構が定める大学評価基準に適合している」と認定を受けたが、「改善を要する点」として幾つかの指摘も受けていた。そのため、評価結果及び改善事項を学内で共有し、関係する部局・部署で教育研究や大学運営等に係る自己点検を実施し、内部質保証向上に向けた改善策を検討することとした。また、令和 7 (2025) 年度は、認証評価第 4 サイクルの基準項目等を学内に周知し、内部質保証推進会議で関係規程や各種方針及び大学全体の体制構築に係る進捗状況を確認しながら、関係する部局・部署で検討している。【資料 2-2-2】

(3) 令和 6 年度自己点検・評価報告書

自己点検・自己評価委員会は、日本高等教育評価機構の認証評価基準に沿って各部局や部署で点検した結果をとりまとめ、自己点検・評価報告書を作成し、本学 Web サイトで公表している。また、内部質保証推進会議は、令和 3 (2021) 年度に受審した大学機関別認証評価での改善事項に重点を置き、点検・評価シートを活用し、関係する部局・部署の取組みを検証している。令和 6 年度自己点検・評価報告書に対する検証結果を本学 Web サイトで公表している。【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】

(4) 学生による授業評価アンケート結果に係る自己点検・評価

自己点検・自己評価委員会下の専門委員会の 1 つである授業評価委員会では、「学生による授業評価アンケート」を学期ごとに実施し、すべての教員に「授業に関する自己点検・評価個人報告書」の提出を求めるなど、教育方法の改善につなげる取組みを継続して実施している。自己点検・自己評価委員会では、「学生による授業評価アンケート結果」を本学 Web サイトで公表している。【資料 2-2-5】

(5) 学科及び委員会による独自の自己点検・評価

リハビリテーション学科では、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに基づいた自己点検・評価を実施しており、令和 6 年度自己点検・自己評価書を作成している。自己点検の結果からは、同ガイドラインで示している教員資格及び教育内容などの基準をすべて満たしていることが確認できている。【資料 2-2-6】

また、教職課程運営委員会では、一般社団法人全国私立大学教職課程協会が定める基準に基づき自己点検・評価を実施しており、隔年で教職課程自己点検・評価報告書を作成している。報告書には、現状説明、長所・特色及び取組み上の課題を明確に記すこととしている。令和 6 (2024) 年度に令和 5・6 年度の自己点検・評価を実施し、令和 7 (2025) 年 4 月に報告書を作成している。【資料 2-2-7】

これらの自己点検・評価結果は、本学の内部質保証システムに則り、自己点検・自己評価委員会でそれぞれの報告書を確認し、本学 Web サイトで公表している。また、リハビリテーション学科及び教職課程自己点検・評価報告書に対する内部質保証推進会議の検証結果についても本学 Web サイトで公表している。【資料 2-2-8】【資料 2-2-9】

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

1) 三つのポリシーの自己点検・評価

以下の「三つのポリシー点検・評価における重点項目」について内部質保証推進会議をはじめ各部署へ分析結果を提出し、自己点検・評価のための情報提供を行っている。また、データ収集→分析→報告のスケジュールを確立し、定期的に情報提供できる体制を整備している。【資料 2-2-10】【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】

<三つのポリシー点検・評価における重点項目>

- ・アドミッション・ポリシー：2025 年度入学前教育基礎学力テスト（入学生学力テスト）
- ・カリキュラム・ポリシー：2025 年度単位修得状況、学修に関するアンケート
- ・ディプロマ・ポリシー：2025 年国家試験合格者数・合格率、
2024 年度卒業時アンケート

2) 教育研究及び学修支援等に関する諸情報の収集と分析

卒業生アンケート調査をもとに、データ分析を行い、キャリア（就職・進学等）の状況の報告を通して、教育活動等の改善のための情報提供を行っている。また、文部科学省が実施した「全国学生調査」の結果をもとに学生の実態や意識を踏まえた教育改善に向けた分析を行っている。【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】

3) 学生や学外関係者の意見・要望の収集と分析

教育や学修支援に対する保護者の満足度等を把握するため、保護者アンケートを実施し、教育、学修支援及び大学運営等の更なる改善に向けた分析を行っている。また、卒業生の就職先を対象にアンケート調査を行い、卒業時に求められる学力や資質・能力、人材像を分析し、在学生に対する教育活動に繋がる情報提供を行っている。【資料 2-2-16】【資料 2-2-17】

【エビデンス集】

【自己点検・評価に関する規則】

- ・九州看護福祉大学自己点検・自己評価委員会規程

【直近の自己点検・評価の報告書】

- ・令和 6 年度自己点検・評価報告書

【自己点検・評価を担当する会議体の議事録】

- ・令和 7 年度第 1 回～第 7 回自己点検・自己評価委員会 議事録

【自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書】

- ・令和 6 年度自己点検・評価報告書について（令和 7 年 6 月 2 日発メール_自己点検・自己評価委員長）

【IRなどを検討する会議体の規則】

- ・九州看護福祉大学 IR 室に関する規程

【資料 2-2-1】点検・評価シート【私立大学等経常費補助金】

【資料 2-2-2】令和 6 年度自己点検・評価シート（PDCA 表）

【資料 2-2-3】令和 6 年度自己点検・評価報告書

【資料 2-2-4】令和 6 年度自己点検・評価報告書検証結果（内部質保証推進会議による検証結果）

【資料 2-2-5】令和 6 年度授業評価アンケート結果報告書

【資料 2-2-6】令和 6 年度自己点検・自己評価書（リハビリテーション学科）

【資料 2-2-7】令和 5・6 年度教職課程自己点検・評価報告書（教職課程運営委員会）

【資料 2-2-8】リハビリテーション学科「令和 6 年度自己点検・自己評価書」（内部質保証推進会議による検証結果）

【資料 2-2-9】令和 5・6 年度教職課程自己点検・評価報告書（内部質保証推進会議による検証結果）

【資料 2-2-10】2025 年度 入学前教育 基礎学力テスト

【資料 2-2-11】2025 年度単位修得状況、

【資料 2-2-12】2025 年度学修時間、学修行動及び学修成果に関する学生アンケート調査報告書

【資料 2-2-13】2024 年度 卒業時アンケート調査報告書

【資料 2-2-14】2025 年 3 月卒業生のキャリア（就職・進学等）の状況の把握と教育活動等の改善のためのアンケート調査結果【卒業生向け】

【資料 2-2-15】2024 年度全国学生調査（第 4 回試行実施）報告書

【資料 2-2-16】2025 年度保護者アンケート調査報告書

【資料 2-2-17】2025 年 9 月秋季合同就職説明会アンケート結果 卒業生のキャリア（就職・進学等）の状況の把握と教育活動等の改善のためのアンケート調査結果【就職先向け】

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、大学全体で学生の様々な意見・要望を把握するための体制を整備している。具体的には、内部質保証推進会議の指示のもと、各学科、センター及び各種委員会は、ア

ンケートや意見交換会を通じて意見・要望を収集し、IR室へ集計結果を分析依頼することになっている。依頼を受けたIR室は、提出された集計データを分析して報告書にとりまとめ、内部質保証推進会議及び当該学科等へ報告することになっている。令和7(2025)年度は、このような実施の流れを体系図に整理し、教職員全員が学内Webサイトで共有できる仕組みが整備された。【資料2-3-1】【資料2-3-2】

また、令和6(2024)年度には、学生と教職員が直接対話し、学生生活・学修環境の改善に向けて意見交換を行う「ゆうあい会」を新たに設置した。ゆうあい会は、学生が大学運営に参画し、自らの学びの場をより良くするための提案を行う場として位置づけられており、令和6(2024)年度から令和7(2025)年度にかけて3回開催された。大学東門に隣接する調整池のスポーツ施設としての利活用、夕方の駐車場出口の渋滞緩和、昼食時の学食混雑への対応など、多様な意見が寄せられた。これらを受け、大学側はスポーツ施設の整備、駐車場出口の新設、学食混雑時間帯のキッチンカー試験導入など、具体的な改善策を提示し実施を決定している。ゆうあい会は、学生の声を大学運営に反映する仕組みとして機能しており、今後も継続的に実施し、学生参画型の質保証を推進していく。【資料2-3-3】

また、学生の様々な意見や要望を把握するため、本館1階と食堂に「ご意見箱」を設置し、学生の意見・要望を把握できる環境を整えている。また、2年に1回実施する「学生生活満足度調査」(令和6(2024)年度実施)では、施設設備、学生生活、教員や事務職員、大学全体への満足度を把握することに努めている。【資料2-3-4】

その他、学生生活環境の整備として、毎年、食堂や売店の運業者との意見交換会を実施している。意見交換会では、学修環境を食の面から支援することを目的に、学生と教職員を対象に事前アンケートを実施し、その結果を踏まえ、学生代表者、教職員及び運業者で意見交換を行っている。この取組みは、学生や教職員の意見を反映させたメニュー内容等の満足度向上に繋げている。また、令和7(2025)年度には、本館1階にある学生自習室の改修について複数案のレイアウトをアンケートで提示し、その結果を踏まえ、学生が過ごしやすい学修環境の整備に取り組んでいる。【資料2-3-5】【資料2-3-6】

このように本学では、学生アンケートや意見交換会等を通じて、学修支援や生活支援等に係る意見・要望を把握し、各学科、センター及び各種委員会で改善・向上方策について検討し取り組んでいる。

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

令和7(2025)年度も学部学生の保護者を対象にアンケート調査を実施している。アンケート調査は、本学の教育や学生支援に対する満足度等の現状を把握し、今後の教育や学生支援の更なる改善・向上に繋げることを目的としている。アンケートはWeb上で回答できるようになっており、授業、実習、課外活動(部・サークル)及び就職支援等に対する満足度や意見・要望を広く収集することができた。IR室の分析結果として、令和7(2025)年度は、本学の支援制度や活動面等について保護者の認知度が低いことを表す結果となった。保護者に対する情報発信について改善の余地があるとの分析結果を踏まえ、保護者が学生の履修情報や学費関連情報等を参照可能とするWebサービスの導入について、教務委員会で継続的に検討を行っている。【資料2-3-7】

また、卒業生アンケートについて、本学卒業後3年及び5年を経過した卒業生を対象にキャリア（就職・進学等）の状況把握と本学教育活動の改善に関するアンケートを実施しているが、これは在学中のカリキュラムを通して身につけた資質・能力が就職先でどのように役立っているのかなどについて、卒業から一定期間経過した卒業生からのカリキュラムに対する評価を明らかにし、その調査結果をもとに本学の教育成果や効果を検証し、現在の「学生に在学中に身につけさせる学力や資質・能力」等に照らして教育活動の改善・向上に繋げることを目的としている。また、就職先アンケートについて、本学主催の合同就職説明会へ参加のあった病院等を対象に本学卒業生のどのような資質・能力が職場で役に立っているか等のアンケート調査を実施している。IR室の分析結果によると、令和7（2025）年度は、卒業生から複数の項目のうち「傾聴力」や「規律性」などが身についたとする一方で、「在学中にストレスコントロール力を身に付けておきたかった」との回答もあった。また、就職先からも「ストレスコントロール力の育成を充実させることが望ましい」との回答も多かった。これらの回答を受け、2年生を対象にキャリアガイダンスを実施し、ジョブカードを活用した自己分析とともにストレスコントロールを養う手法について学びを深めている。これらの集計結果は本学Webサイトで公表しており、本学ではIR室で回答結果を集計・分析し、自己点検・自己評価委員会で確認後、各学科や関係委員会で改善を要する事項について検討している。【資料2-3-8】

さらに、本学と連携協力協定を締結している2市4町（玉名市、荒尾市、玉東町、和水町、南関町、長洲町）の自治体職員から、令和6年度自己点検・評価報告書をもとに、本学の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を踏まえた教育研究などについての評価をお願いしている。評価結果からは、三つのポリシーに基づいた教育活動が展開できているとの評価があった一方で、入学定員の確保などに関する意見・要望も確認できた。令和6（2024）年度の評価や意見・要望は、自己点検・自己評価委員会及び関係する部局・部署で今後の改善事項や参考意見として共有しており、令和7（2025）年度は次のとおり取り組んでいる（一部掲載）。【資料2-3-9】
【資料2-3-10】

令和6年度の評価、意見・要望	令和7年度の実施状況等
貴学を取り巻く環境の変化に対応した計画的で効果的な教育を展開できるよう、評価・検証する会議体を明確にして実施する体制整備を進めてほしい。	「九州看護福祉大学内部質保証に関する規程」を改正し、大学全体の内部質保証の推進に責任を負う「内部質保証推進会議」において使命・目的を検証する体制としている。

令和6年度の評価、意見・要望	令和7年度の実施状況等
<p>学生支援や学修環境の整備に向けた取組みが進められている。</p>	<p>基準 2-3-①で述べているとおり、学生の意見・要望を反映した学生支援や学修環境の整備に取り組んでいる。</p> <p>学生との意見交換会（ゆうあい会）では、学生を代表して学友自治会執行部や各学科から推薦のあった学生が参加し、大学側からは学長、副学長、学生委員長、事務局長及び学生課長が出席している。直接、学生の意見や要望を聞く仕組みを整えており、和やかな雰囲気の中で意見交換ができています。今後も継続して学生参画型の内部質保証を推進していく。</p>
<p>入学定員充足率を向上させるため、入学定員数の見直しや入試制度改革等、入学者確保に向けた抜本的な改革に取り組んでほしい。</p>	<p>基準 3-1-③で述べているとおり、令和7（2025）年度の入学者数は学部全体で330人となり、入学定員数（330人）を確保できている。ただし、学科毎の入学者数では、社会福祉学科、リハビリテーション学科及び口腔保健学科で未充足の状況が続いている。これらの学科については、さらなる募集戦略の協議を行うとともに、入学定員の適正化についても検討が必要であることを認識している。</p>

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学における内部質保証のための取組みは、令和4（2022）年度に内部質保証推進会議を設置し、教育、研究の各分野でPDCAサイクルに基づいた点検を行う体制を全学的に確立しているため、改善・向上につながる仕組みが機能している。令和7（2025）年度に「九州看護福祉大学内部質保証の方針」及び「内部質保証システム体系図」を見直し、基本方針の明確化及び学内組織の役割と連携を具体的に示している。この基本方針に沿い、大学全体のPDCAサイクルについて、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とした自己点検・自己評価、学生及び学外関係者の意見等を踏まえた取組みにより内部質保証の推進を図っている。【資料 2-3-11】【資料 2-3-12】【資料 2-3-13】

令和7（2025）年度は、令和6（2024）年12月に策定した「第三次中期経営計画」の初年度であり、教育の質の向上及び教育実施体制を強化する取組みについて、①「学修成果の可視化の推進」（学生の知識・能力等を測定する学修到達度に関する全学的な検証）、②「初年次教育の強化に関する取組み」（計画的な学修習慣やスキルの習得など）、③「教育活動への学生の参画促進」（学生参画による授業や教育課程に関するグループワークの開催）、④「IR機能強化に関する取組み」（IR室と協働して運営を強化するための組織の立ち

上げ)、⑤「ICT を利活用した教育の計画、体制整備に関する取組み」(ICT 教育計画の策定及び推進体制の構築)などの項目が挙げられている。事業計画の検討・策定においては、第三次中期経営計画に掲げる目標の達成状況を各部局・部署で点検をしている。点検・評価活動における改善事項を反映させた中期経営計画及び単年度事業計画の進捗状況等の取組みに対する PDCA 表を導入し、着実に実行できる体制を整えている。また、未達成の項目については、次年度以降も継続して取り組んでいる。さらに、第三次中期経営計画は、理事会や評議員会で承認され、事業計画に反映させるために学内で情報を共有している。社会環境の変化に応じて大学は常に自己革新を求められていることを踏まえ、保健・医療・福祉の分野で本学が果たすべき社会的役割について今後さらに検討していく。【資料 2-3-14】

自己点検・評価結果の公表については、毎年度、自己点検・評価報告書を本学 Web サイトで公表している。公表は、本学 Web サイトのトップページのほか、学生及び保護者専用ページからもそれぞれ閲覧できるようにしている。また、自己点検・評価報告書の QR コードを掲載した本学学報(令和 7(2025)年 10 月に発行)を学生及び保護者等に郵送することで広く周知している。【資料 2-3-15】

さらに、部門別として、リハビリテーション学科が理学療法士養成機関の自己点検・自己評価を、教職課程運営委員会が教職課程自己点検・自己評価を毎年度実施し、本学 Web サイトでそれぞれの結果を公表している。【資料 2-3-16】

【エビデンス集】

【学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など

- ・「アセスメント・ポリシーによる自己点検・評価」実施の流れ
- ・「学生等の意見・要望を踏まえた改善・向上」実施の流れ
- ・体系図

【学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則】

- ・九州看護福祉大学内部質保証に関する規程

【学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など】

- ・「アセスメント・ポリシーによる自己点検・評価」実施の流れ
- ・「学生等の意見・要望を踏まえた改善・向上」実施の流れ
- ・体系図

【学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則】

- ・九州看護福祉大学内部質保証に関する規程

【三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録】

- ・令和 7 年度教育課程編成方針策定会議 議事録

【自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録】

- ・令和 7 年度第 1 回～第 8 回内部質保証推進会議 議事録

- 【自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など】
- ・[学生向け] 令和6年度自己点検・評価報告書を公表しました (R76.2_大学 HP「在学生の皆さま」掲載)
 - ・[保護者向け] 令和6年度自己点検・評価報告書を公表しました (R7.6.2_大学 HP「保護者の皆さま」掲載)
 - ・[学外関係者] 令和6年度自己点検・評価報告書を公表しました (R7.6.2_大学 HP「大学概要_情報公開」掲載)
 - ・九州看護福祉大学「学報」No.55号 (令和7年9月発行)
- 【資料 2-3-1】「学生等の意見・要望を踏まえた改善・向上」実施の流れ
- 【資料 2-3-2】体系図
- 【資料 2-3-3】令和7年度第2回ゆうあい会(学生との意見交換会)報告
- 【資料 2-3-4】令和6年度「学生生活満足度調査」集計結果
- 【資料 2-3-5】2025年12月18日意見交換会(学生や教職員の意見に対する食堂・売店からの回答)
- 【資料 2-3-6】本館1F学生自習室リニューアルに伴う企画案の選定アンケート調査結果
- 【資料 2-3-7】令和7年度保護者アンケート調査報告書
- 【資料 2-3-8】卒業生のキャリア(就職・進学等)の状況の把握と教育活動等の改善のためのアンケート調査結果【卒業生向け】
- 【資料 2-3-9】令和6年度自己点検・評価報告書に対する意見・要望【地域推進員(2市4町)】
- 【資料 2-3-10】令和7年度自己点検・評価 担当一覧
- 【資料 2-3-11】「アセスメント・ポリシーによる自己点検・評価」実施の流れ
- 【資料 2-3-12】「3つのポリシー」点検・評価報告書(教育課程レベル)
- 【資料 2-3-13】「3つのポリシー」点検・評価報告書(機関レベル)
- 【資料 2-3-14】「第三次中期経営計画」及び「年度事業計画」に記載された事業項目に対する進捗状況【PDCA表】
- 【資料 2-3-15】No.55学報ビッグハート5頁
- 【資料 2-3-16】本学Webサイト(情報公開)

【基準2の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

内部質保証のための組織は整備され、責任体制も確立し、本学の内部質保証システムに基づくPDCAサイクルにより構築、実践されていることから内部質保証の機能性が確保されている。

令和3(2021)年度に受審した「大学機関別認証評価」の評価報告において「適合」評価であったものの、改善を要する点の指摘もあり、その内容については学内全体で共有し改善に取組み、令和5(2023)年度には指摘事項に対する改善報告を当該機関に提出し、同時に本学Webサイトで公表した。授業評価アンケート、学修に関するアンケート、卒業時アンケート、保護者アンケート、自治体職員評価等で得られた客観的データに基づき自己

点検・自己評価がなされており、評価結果は学内で共有され、本学 Web サイトで公表されている。

また、部門別としてリハビリテーション学科では理学療法士養成教育機関の自己点検・自己評価を、教職課程運営委員会では自己点検・自己評価を毎年度それぞれ実施している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学における自己点検・自己評価は、大学の使命・目的に即して具体的な評価項目を定めており、「内部質保証推進会議」及び「自己点検・自己評価委員会」を中心に大学全体で実施されている。

まず、近隣 2 市 4 町の自治体職員から「令和 6 年度自己点検・評価報告書」をもとに、内部質保証に対しての意見を伺ったところ、「大学の内部質保証サイクルが適切に機能しているか」、「学外有識者による外部評価を行ってほしい」との回答があった。

次に、自己点検・自己評価委員会が中心に実施した保護者アンケートによる分析結果では、本学の支援制度や活動面等について保護者の認知度が低いこと、情報発信について改善の余地があることが分かり、学生の履修状況・成績情報や学費関連情報等を保護者が参照できる Web サービスについて、令和 8 (2026) 年度の導入を目指して検討することとなった。

また、内部質保証推進のための各種方針・システム図等は随時公開し、学内教職員にはメール等で周知をするなど情報共有を図っているが、更なる周知と理解促進のため、学内向けホームページ上での公開方法を改善した。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

内部質保証推進会議で PDCA サイクルを確立し、改善内容の検討を実施していく。三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を行い、PDCA サイクルの仕組みと年間スケジュールを全学で共有し、内部質保証の推進を図る。また、点検・評価活動における改善事項を反映させた中期経営計画及び単年度事業計画の進捗管理の PDCA 表を用いて、全学的に自己点検・評価活動に取り組んでいく。

上記 (2) の学外有識者による外部評価の在り方についても今後の課題として取り組んでいく。IR 機能は充実してきたが、今後はアセスメントプランに沿って学内手続きを明確にし、点検評価に寄与できる体制をさらに充実させる必要がある。

社会環境の変化に応じて大学は常に自己改革を求められており、保健・医療・福祉の分野で本学が果たすべき社会的役割について、今後さらに検討していく。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしていない。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

本学の「建学の理念」である「保健・医療・福祉」の連携、協働、統合的活動の必要を理解し、将来その一翼を担うことができる人材を養成するため、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を定めている。この「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は、大学全体及び学科、研究科、助産学専攻科で策定し、大学案内をはじめ、学生募集要項、大学 Web サイト、学生便覧等に明示している。それぞれのアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

■看護福祉学部

九州看護福祉大学は、ただ病を治すことだけではなく、生活の中で病をとらえ、生活を通して病を克服し、さらに病にならないような健康な生活をつくりだすこと、そのための全人的援助を多職種協働による統合的活動として実践できる人材の育成を建学の理念に掲げています。将来にわたって、人間の尊厳に基づく豊かな教養と高等な専門的知識・技能を備え、保健・医療・福祉のスタッフとして活動するとともに、熊本県城北地域をはじめ広く社会に貢献できる質の高い専門職養成を目指しています。

以上の観点から、本学は次のような人を求めています。

- ①修学に必要な基礎学力を持ち、科学的探究心と情報発信力を備えている人
- ②論理的思考力を基盤として、柔軟性に富んだ判断力を身につけることのできる人
- ③人間の尊厳を重んじ、保健・医療・福祉を生涯の学びの場とする学習意欲を持っている人
- ④ヒューマン・ケアのチームの一員として協調的に人間関係を築くことのできる人
- ⑤地域社会や人々とのコミュニケーションを大切にし、多様な価値観を受け入れる寛容性を持てる人

ア 看護学科

本学科の目的は、全人的（身体的・精神的・社会的）支援を必要としている人のために寄与できる看護の専門家を育成することです。

そこで本学科は、次のような人を求めています。

- ①人間の尊厳を重んじ、誠実に対応できる人

- ②多様な価値観を受け入れることができる人
- ③保健・医療・福祉の仕事に興味関心がある人
- ④チームの一員として行動できる人
- ⑤科学的探究心と問題解決意欲を備えている人
- ⑥自分の決断に責任を持ち、行動できる人

イ 社会福祉学科

毎日の暮らしの中で様々な”困りごと”を抱えた人々が、社会の一員として安心して暮らすことができるように”生活者”の視点に立って支援してゆくこと、それが社会福祉専門職あるいは社会福祉に携わる実践者の役割です。

そうした人材を養成し、地域に送り出してゆくために、社会福祉学科は次のような人々を求めています。

- ①人々に温かな気持ちと思いやりを持ち、多様な価値観を受け入れつつ人々に役立つために行動したい人
- ②社会福祉の理念やソーシャルワークの技法を学び、それらを活かして地域社会に貢献したい人
- ③社会福祉領域や教育の資格を取得して、様々な現場で多職種と連携しつつ専門的な支援を行いたい人
- ④児童、高齢者、障がい者など、支援が必要な状態にある人々のため、継続して実践を行いたい人
- ⑤社会福祉の理念、知識、視点をもとに教育、一般企業での活躍を目指したい人
- ⑥過疎地域の人々の福祉や災害時の緊急援助、海外における国際協力活動などにも関心を持っている人
- ⑦社会福祉領域の知見を用いることで、教育現場における子どもたちの生活・学習環境の改善に資することを希望する人

ウ リハビリテーション学科

医療人としての原点は、人を愛することです。豊かな感性と思いやりの心で人に接することができ、健康への道りを強い情熱で共に歩いてゆける人材を求めます。

また、医療を取り囲む刻々と変化する社会情勢や関連領域の科学に対応するために、広く柔軟な思考力と秀でた分析力を持つことも必要です。

このため、以下のような学生を本学科は望んでいます。

- ①尊厳と愛情の心で人に接することができる。
- ②常に変化・進化している医療科学を理解し、それに適応できる。
- ③理学療法専門職としての知識・技術を生かすとともに、社会と積極的に関わることで健康医療福祉チームの一員としての責任を発揮できる。
- ④地域社会に関心を持ち、コミュニケーションや活動を通して地域社会への関わりを大切にす。

エ 鍼灸スポーツ学科

鍼灸スポーツ学科は、その対象者である“人”を理解することを基本に、鍼灸伝統医学及びスポーツ医学を主体とした保健・医療・福祉に関する専門的で高度な知識、技術についての教育研究を行い、広い視野と良識ある教養を持ち、医学的・科学的検証に必要な知識及び判断力を有し、対象者への対応能力に優れた人材を養成することを目的とします。

- ①科学的探究心と自己向上心に溢れ、豊かな個性と明確な意思を持つ人
- ②医療の原点は「人間愛」であることを理解し、その心を持つ人
- ③鍼灸治療やスポーツ医学に反映できるような分析力、柔軟性、協調性を持つ人
- ④統合医療を担う者として、人々の健康な生活を支える意志と責任感のある人
- ⑤鍼灸伝統医学を研鑽する豊かな感性と知性を持つ人
- ⑥地域社会から国際社会まで、環境や状況を問わず自立した心と行動力のある人

オ 口腔保健学科

多様化する健康観と QOL（生活の質）の向上のために、“人を感じる力”、“支援力”をもとに口腔保健が持つ理論と技能を、人間のライフステージ（発達）や生活の場であるコミュニティ（地域・共同体）に応じて発揮できる人材を育成します。そこで、本学科では次のような人を求めています。

- ①豊かな人間性を持ち、人々の多様な健康観を理解し、共有しようとする態度を身に付けることのできる人
- ②心身の成長発達過程や生活者としての人間のありように深い関心を持ち、それらをもとに口腔保健学の高度な技術を用いて支援したい人
- ③論理的思考力を備え、口腔保健学の研究・教育を科学的探究心によって先導し、ヒューマン・ケアにおける新しい口腔保健活動を展開したい人

■看護福祉学研究科

(看護学専攻・精神保健学専攻・健康支援科学専攻)

- ①看護学・精神保健学・健康支援科学のそれぞれの教育・研究を通じて、保健・医療・福祉の各分野及びその統合的分野において、質の高い研究に基づき社会貢献能力の研鑽を志す人を期待する。
- ②地域社会の生活者の視座に立脚した保健・医療・福祉及びその統合的分野の背景や底流に存在する問題や課題を包含すべく、研究を通して適切にして妥当な応用研究活動力の研鑽を志す人を期待する。
- ③社会人として蓄積してきた個々の経験を教育・研究として統合・総括し、新たな価値や社会的視座に立った問題解決能力、開発的研究力、探索的研究力の研鑽を志す人を期待する。
- ④地域文化活動及び地域社会活動に関する多彩な専門領域の更なる資質向上及び地域活性化を目指し、地域社会貢献のため基礎的研究力、研究探索力の研鑽を志す人を期待する。

■助産学専攻科

九州看護福祉大学助産学専攻科では、「生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性を育み、女性と子ども及びその家族の主体性を尊重し、安全で、かつ安心・安楽できる助産ケアを提供し、母子保健・医療・福祉の向上、地域社会に貢献できる助産師を育成する。」ために、本助産学専攻科では以下のような学生を受け入れます。

- ①人間や生命、女性と子ども、その家族の健康や福祉などに関心があり、助産師になることを強く希望している人
- ②基礎看護教育で学んだ基礎的知識・技術を有している人
- ③意味内容を読み解き、根拠を基に結論を導く思考力と記述力を備えている人
- ④豊かな感性をもち、他者の意見を傾聴し、他者との相互関係を見ながら自分の考えを伝えられる人
- ⑤ひとを思いやる心があり、誠実で責任ある行動がとれる人
- ⑥多様な価値観や文化を尊重する姿勢があり、物事を柔軟に対処し、いろいろな環境に適応できる力をもっている人
- ⑦目的意識をもって能動的、探求的に学ぶ計画性や行動する姿勢や意欲がある人

これまで大学主催のオープンキャンパス、学外で行われる進学ガイダンスや高校への出張講義・訪問等を通じて説明し、受験生の理解を深めるよう努めてきた。オープンキャンパスは年4回開催し、7月、8月の開催では無料のバスツアーを実施して、参加機会の提供にも努めている。

【自己評価】

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は明確に定められ、それらの周知についても広く適切に行われていると判断した。

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【事実の説明】

「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に沿った入学者選抜については、入学試験委員会において、文部科学省通知「大学入学者選抜実施要項」に則り、入学者選抜の方針（入学者選抜の概要）が策定され、教授会の議を経て決定される。この方針に基づき、入学試験委員会を中心とした試験実施本部により、入学者選抜の実施・運営を行っており、各入学者選抜の実施要項を作成するとともに、事前に教職員に対する入試説明会を行うなど、「入学者受入れの方針」に沿った入学者選抜の組織が整備され、公正かつ厳格な実施体制下で入学者選抜を行っている。

また、入試問題の作成は、入学試験委員会が中心となって、相互点検・校正等の作業を実施する体制をとっている。

なお、各入学者選抜の試験区分については以下の基本方針により実施している。

■看護福祉学部

【総合型選抜】

(一般枠・地域枠)

本学の建学の理念、教育方針、アドミッション・ポリシーに基づいて、専門分野への興味関心度や目的意識の高さ、学習意欲と協調性など、専門職として生涯成長できる潜在的能力の評価に重点をおき、それぞれの領域で活躍・貢献することのできる熱意ある人材を受け入れることを目的とする。

(社会人枠)

これまでの社会人としての多様な人生経験を背景として、人のケアに関わる専門職を目指す熱意ある人材を受け入れるため、学力3要素を基本として多面的な能力を総合的に評価することを目的とする。

【学校推薦型選抜 (A日程・B日程、福祉科特別推薦、スポーツ系特別推薦)】

本学の建学の理念、教育方針、アドミッション・ポリシーに基づき、高等学校在学中における「学習成績の状況及び課外活動等の取組み内容や成果」を多様な観点から評価し、入学後もその成果をもとに本学教育を発展的、継続的に学び続けることのできる意欲の高い人材を受け入れることを目的とする。

【一般選抜 (前期日程・後期日程)】

高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を教科学力テスト得点により把握し、調査書による「主体性・多様性・協働性」も評価に加えることで、専門職教育を理解する基礎学力を基盤として主体的、協調的に他者とともに学ぶ高い資質を持つ人材を受け入れることを目的とする。

【大学入学共通テスト利用選抜 (前期日程・後期日程)】

本学が指定する大学入学共通テストの科目得点を重視しつつ、調査書による「主体性・多様性・協働性」も評価に加えることで、専門的教育を理解する基礎学力を基盤として主体的、協調的に人々とともに学ぶ高い資質を持つ人材を受け入れることを目的とする。

入学者選抜実施の検証については、「入学試験委員会」で試験区分別の退学・除籍者や国家試験不合格率などを検証し、入学者選抜の妥当性について検討を行う。また、全ての入学者選抜が終了後、各学科から次年度へ向けての課題等の意見を集約して審議している。

■看護福祉学研究科

看護福祉学研究科の入学者選抜については、第1回(12月)、第2回(3月)の2回実施している。出願にあたっては、志望分野の担当教員との事前相談を求め、看護学専攻及び健康支援科学専攻については、外国語科目[英語]、小論文[各専攻に関わるテーマ]、面接及び研究計画書等をふまえて総合的に可否を判定し選抜している。精神保健学専攻については、小論文[各専攻に関わるテーマ]、面接及び研究計画書等をふまえて総合的に可否を判定し選抜している。

看護福祉学研究科の志願者は、志望分野に関連した職業に就いているケースが多い。そ

のため、研究科での学修を所属する機関の研修と位置付けて入学した場合は、授業料を減免する制度を設けている。

■助産学専攻科

助産学専攻科の入学者選抜については、第1回【学内選抜枠（9月）】、第2回【一般選抜枠（10月）】の2回実施している。第1回、第2回ともに入学を許可された場合、確実に入学する者（専願制）を出願条件とし、小論文、面接及び志望理由書等をふまえて総合的に可否を判定し選抜している。

【自己評価】

アドミッション・ポリシーに沿った適切な入学者選抜を実施しており、受験生の多様な学力や資質を判断できるよう制度上の工夫もあり、本学で学ぶ資質を備えた学生の受け入れができていますと判断した。

学部においては、受け入れる学生に求める学習成果（学力の3要素）を示すため、アドミッション・ポリシーを具現化できるよう、どのような評価方法を多角的に活用するのか等について「アドミッション・ポリシー チェックリスト（表 3-1-1）」を策定して受験生に周知をおこなうとともに、新入生オリエンテーション時に新入生アンケートを実施し、アドミッション・ポリシーの認知について確認をおこなった。また、IR室によるデータ分析では、学部・各学科のアドミッション・ポリシーの達成度を確認のために活用するシステムの構築が進んでいる。

総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜・特別選抜（社会人）や大学院・助産学専攻科の各選抜方法の多様化や試験日を複数に設定するなど、入学希望者の選択肢を広げることで、多様な学生の受入れに努めている。

表3-1-1 看護福祉学部のアドミッション・ポリシー チェックリスト

1.総合型選抜

(◎:極めて重視、○:かなり重視、△:重視)

学力の三要素 評価項目	知識・技能		思考力・判断力・表現力		主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	
	基礎学力	情報発信力	論理的思考力	コミュニケーション力	生涯学習意欲	協調的人間関係
小論文		○	◎	○		
面接				◎	○	△
大学入学希望理由書					◎	△
活動報告書					◎	△
調査書	○				○	△

2.学校推薦型選抜

(◎:極めて重視、○:かなり重視、△:重視)

<A日程(調査書重視型)>

学力の三要素	知識・技能		思考力・判断力・表現力		主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	
	基礎学力	情報発信力	論理的思考力	コミュニケーション力	生涯学習意欲	協調的人間関係
小論文		○	◎	○		
面接				◎	○	△
大学入学希望理由書					◎	△
調査書	◎				◎	△

<B日程(小論文重視型)>

学力の三要素	知識・技能		思考力・判断力・表現力		主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	
	基礎学力	情報発信力	論理的思考力	コミュニケーション力	生涯学習意欲	協調的人間関係
小論文		◎	◎	○		
面接				◎	○	△
大学入学希望理由書					◎	△
調査書	◎				○	△

<福祉科特別推薦>

学力の三要素	知識・技能		思考力・判断力・表現力		主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	
	基礎学力	情報発信力	論理的思考力	コミュニケーション力	生涯学習意欲	協調的人間関係
小論文		○	◎	○		
面接				◎	○	△
大学入学希望理由書					◎	△
調査書	◎				◎	△

<スポーツ系特別推薦>

学力の三要素	知識・技能		思考力・判断力・表現力		主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	
	基礎学力	情報発信力	論理的思考力	コミュニケーション力	生涯学習意欲	協調的人間関係
小論文		○	◎	○		
面接				◎	○	△
大学入学希望理由書					◎	△
調査書	◎				◎	△

3.一般選抜

(◎:極めて重視、○:かなり重視、△:重視)

<前期日程>

学力の三要素	知識・技能		思考力・判断力・表現力		主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	
評価項目	基礎学力	情報発信力	論理的思考力	コミュニケーション力	生涯学習意欲	協調的人間関係
一般学力試験	◎		○			
調査書					○	○

<後期日程>

学力の三要素	知識・技能		思考力・判断力・表現力		主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	
評価項目	基礎学力	情報発信力	論理的思考力	コミュニケーション力	生涯学習意欲	協調的人間関係
一般学力試験	◎		○			
小論文		○	◎	○		
調査書					○	○

4.大学入学共通テスト利用選抜

(◎:極めて重視、○:かなり重視、△:重視)

学力の三要素	知識・技能		思考力・判断力・表現力		主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	
評価項目	基礎学力	情報発信力	論理的思考力	コミュニケーション力	生涯学習意欲	協調的人間関係
大学入学共通テスト	◎		○			
調査書					○	○

5.特別選抜(社会人)

(◎:極めて重視、○:かなり重視、△:重視)

学力の三要素	知識・技能		思考力・判断力・表現力		主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	
評価項目	基礎学力	情報発信力	論理的思考力	コミュニケーション力	生涯学習意欲	協調的人間関係
小論文		○	◎	○	△	
面接				◎	○	△
大学入学希望理由書					◎	△
調査書					○	△

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明・自己評価】

■看護福祉学部

過去5年間の入学定員と入学者及び入学定員充足率を次表に示す。(表3-1-2)令和7(2025)年度の入学者は学部全体で330名となり、令和2(2020)年度以来、入学定員を確保した。例年入学定員以上の入学者を確保している看護学科に加え、鍼灸スポーツ学科においても入学定員充足率が127.5%となったことが大きな要因であった。しかし、社会

福祉学科、リハビリテーション学科、口腔保健学科の3学科は入学定員を満たしておらず、慢性的な入学定員未充足の状況にある。口腔保健学科は令和6（2024）年度から入学者数が12名増え、入学定員充足率は78.0%に向上したが、収容定員充足率は58.5%と5年連続で70%未満となり改善されていない。入学定員を満たしていない学科については、さらなる募集戦略の協議を行うとともに、入学定員の適正化についても検討が必要である。

■看護福祉学研究科

大学院については、慢性的な入学定員未充足の状況が続いている。基盤となる学部からの進学率が低調に推移していることが影響し、研究科全体の入学定員24人に対する入学者数は、慢性的な入学定員未充足の状況が続いている。ここ数年は全専攻で入学定員未充足となり、入学定員確保のための検討が必要である。（表3-1-3）

■助産学専攻科

助産学専攻科については、平成28（2016）年度に開設し、当初は5名の入学者であったが、基盤となる看護学科からの進学率が上昇し、安定的な入学定員充足の状況が続いている。（表3-1-4）

九州看護福祉大学

(表 3-1-2、表 3-1-3、表 3-1-4) は入学者選抜結果

表 3-1-2

<看護福祉学部>

学科	年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
看護	入学定員	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
	志願者数	597 人	624 人	503 人	429 人	505 人
	入学者数	130 人	123 人	118 人	136 人	131 人
	入学定員充足率	130.0%	123.0%	118.0%	136.0%	131.0%
	収容定員	400 人	400 人	400 人	400 人	400 人
	在籍者数	545 人	524 人	498 人	493 人	501 人
	収容定員充足率	136.3%	131.0%	124.5%	123.3%	125.2%
社会福祉	入学定員	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人
	志願者数	150 人	148 人	156 人	119 人	121 人
	入学者数	73 人	63 人	60 人	52 人	59 人
	入学定員充足率	91.3%	78.8%	75.0%	65.0%	73.8%
	収容定員	320 人	320 人	320 人	320 人	320 人
	在籍者数	255 人	258 人	261 人	239 人	231 人
	収容定員充足率	79.7%	80.6%	81.6%	74.7%	72.2%
リハビリテーション	入学定員	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
	志願者数	174 人	103 人	131 人	132 人	125 人
	入学者数	67 人	45 人	54 人	51 人	50 人
	入学定員充足率	111.7%	75.0%	90.0%	85.0%	83.3%
	収容定員	240 人	240 人	240 人	240 人	240 人
	在籍者数	251 人	234 人	232 人	215 人	199 人
	収容定員充足率	104.6%	97.5%	96.7%	89.6%	82.9%
鍼灸スポーツ	入学定員	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
	志願者数	53 人	46 人	69 人	88 人	102 人
	入学者数	29 人	29 人	33 人	38 人	51 人
	入学定員充足率	72.5%	72.5%	82.5%	95.0%	127.5%
	収容定員	160 人	160 人	160 人	160 人	160 人
	在籍者数	119 人	122 人	119 人	128 人	155 人
	収容定員充足率	74.4%	76.3%	74.4%	80.0%	96.9%
口腔保健	入学定員	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
	志願者数	56 人	70 人	70 人	59 人	96 人
	入学者数	22 人	28 人	24 人	27 人	39 人
	入学定員充足率	44.0%	56.0%	48.0%	54.0%	78.0%
	収容定員	200 人	200 人	200 人	200 人	200 人
	在籍者数	125 人	111 人	87 人	98 人	117 人
	収容定員充足率	62.5%	55.5%	43.5%	49.0%	58.5%
合計	入学定員	330 人	330 人	330 人	330 人	330 人
	志願者数	1,030 人	991 人	929 人	827 人	949 人
	入学者数	321 人	288 人	289 人	304 人	330 人
	入学定員充足率	97.3%	87.3%	87.6%	92.1%	100.0%
	収容定員	1,320 人	1,320 人	1,320 人	1,320 人	1,320 人
	在籍者数	1,295 人	1,249 人	1,197 人	1,173 人	1,203 人
	収容定員充足率	98.1%	94.6%	90.7%	88.9%	91.1%

九州看護福祉大学

表 3-1-3

＜看護福祉研究科＞

専攻	年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
看護学	入学定員	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
	志願者数	2 人	2 人	2 人	3 人	3 人
	入学者数	2 人	2 人	2 人	3 人	3 人
	入学定員充足率	25.0%	25.0%	25.0%	37.5%	37.5%
	収容定員	16 人	16 人	16 人	16 人	16 人
	在籍者数	10 人	7 人	7 人	6 人	8 人
	収容定員充足率	62.5%	43.8%	43.8%	37.5%	50.0%
精神保健学	入学定員	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
	志願者数	1 人	2 人	1 人	1 人	0 人
	入学者数	1 人	2 人	1 人	1 人	0 人
	入学定員充足率	12.5%	25.0%	12.5%	12.5%	0%
	収容定員	16 人	16 人	16 人	16 人	16 人
	在籍者数	1 人	3 人	3 人	4 人	3 人
	収容定員充足率	6.3%	18.8%	18.8%	25.0%	18.8%
健康支援科学	入学定員	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
	志願者数	2 人	0 人	2 人	0 人	1 人
	入学者数	2 人	0 人	2 人	0 人	1 人
	入学定員充足率	25.0%	0%	25.0%	0%	12.5%
	収容定員	16 人	16 人	16 人	16 人	16 人
	在籍者数	11 人	6 人	4 人	2 人	2 人
	収容定員充足率	68.8%	37.5%	25.0%	12.5%	12.5%
合計	入学定員	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人
	志願者数	5 人	4 人	5 人	4 人	3 人
	入学者数	5 人	4 人	5 人	4 人	3 人
	入学定員充足率	20.8%	16.7%	20.8%	16.7%	12.5%
	収容定員	48 人	48 人	48 人	48 人	48 人
	在籍者数	22 人	16 人	14 人	12 人	13 人
	収容定員充足率	45.8%	33.3%	29.2%	25.0%	27.1%

表 3-1-4

＜助産学専攻科＞

専攻	年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
助産学	入学定員	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
	志願者数	18 人	17 人	16 人	32 人	13 人
	入学者数	10 人	10 人	12 人	10 人	10 人
	入学定員充足率	100.0%	100.0%	120.0%	100.0%	100.0%
	収容定員	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
	在籍者数	10 人	10 人	12 人	10 人	10 人
	収容定員充足率	100.0%	100.0%	120.0%	100.0%	100.0%

【エビデンス集】

【アドミッション・ポリシーを示す部分の URL】

- ・ <https://www.kyushu-ns.ac.jp/admissions/policy/>

【アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則】

- ・ 九州看護福祉大学教育課程編成方針策定会議設置要項

【入試方法の検討と検証を行う会議体の規則】

- ・九州看護福祉大学入学試験委員会規程

【資料 3-1-①】 大学案内、学生便覧、募集要項

【資料 3-1-②】 入学試験委員会議事録、各学科検討報告書

【資料 3-1-③】 入学者選抜結果

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、教職協働による学生への学修支援を適切に実施するため、方針・計画・実施体制を体系的に整備している。令和 7（2025）年度には学生支援の方針を策定し、その中で学修支援に関する基本方針を次のとおり明確化した。

- (1) 学生が学修を円滑に進められるよう、教職員が連携して環境を整備する。
- (2) オフィスアワー及び担任等を通じて、個々の学生に応じて指導と助言を行う。
- (3) 成績不振の学生、欠席が多い学生、休学・退学等の可能性がある学生の情報を把握し、教職員が連携して適切な指導・助言を行う。
- (4) 合理的配慮を必要とする学生には、「九州看護福祉大学障害学生支援ガイドライン」に基づき学修支援を行う。

これらの方針に基づき、これまで各学科が個別に実施していた学修支援を「学修支援プログラム」として体系化し、全学的な取組みとして整理したことで、学修支援の統一性と実効性を高めている。

また、教育研究及び学生支援に関する事項を主として審議する教育課程編成方針策定会議、教務委員会、教職課程運営委員会、学生委員会、就職委員会、保健管理センター運営委員会、入学試験委員会、附属図書館運営委員会、情報基盤センター運営委員会、さらには自己点検・自己評価委員会、SD(Staff Development)委員会等には、事務局長、事務局次長、担当課長が正式な委員として参画している。これにより、教学事項の検討段階から教員組織と事務組織が連携し、教職協働による支援体制を確保している。さらに、毎月 1 回、各課の所属長が出席する事務局会議を開催し、教学・経営を問わず情報共有及び課題解決を図っている。その内容を教員とも共有することで、教職員間の認識の齟齬を防ぎ、学修支援の一貫性を維持している。

加えて、令和 4（2022）年度に改正した「九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程」では、学期 GPA(Grade Point Average)が 1.0 未満の学生に対して担任等が学修指導を行うと定めている。また、学期 GPA1.0 未満が 2 期以上連続した場合は学科長との面談、3 期以上連続して学業続行の見込みがないと判断された場合は、学長は退学勧告を行うこと

ができるとした。運用にあたっては、各学科と教務課が対象学生を確認し、面談・指導終了後には教務課を通じて学長へ実施状況を報告する体制を整えている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) TA(Teaching Assistant)

TA(Teaching Assistant)は、「研究科 TA(Teaching Assistant)実施要項」を定めて運用している。令和 5 (2023) 年度には TA 向けのマニュアルを整備し、TA としての心得等について指導を行っている。令和 7 (2025) 年度は TA の希望者がいなかったものの、これまでの TA の多くは社会人であり、その経験を生かして授業の進行補助などの教育活動を担っており、学生支援において有効に機能している。また、TA を担当した学生にとっては、教育活動を経験する機会となるほか、学生と教員の橋渡し役としてコミュニケーションを円滑にする役割も果たしている。これらの取組みにより、教育環境の向上にも寄与している。

【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】

(2) オフィスアワー制度

学生からの学習に関する質問や相談への支援については、オフィスアワー制度を設け、学生に周知している。各教員は毎学期の初めに週 1 コマのオフィスアワーを設定し、学生からの相談や質問に対応している。これにより、授業時間外でも教員に気軽に相談しやすい環境を整えるという学生の要望にも応えられている。【資料 3-2-9】

(3) 障がいのある学生への合理的配慮

保健管理センターには、医師であり本学教授でもあるセンター長のほか、看護師・保健師資格を有する 2 名のスタッフ、キャンパスソーシャルワーカー 1 名、さらに非常勤のカウンセラー 1 名を配置し、学生を支援している。

合理的配慮を必要とする学生については、「障害学生支援ガイドライン」に基づき適切に対応している。学生からの申請を受け、所属学科の教員及び保健管理センターのキャンパスソーシャルワーカー（支援コーディネーター）が面談を行い、必要とされる支援内容を確認する。その上で、関係部局による検討会を開催し、支援の可否及び具体的内容について協議している。検討結果を踏まえ、個々の状況に応じた合理的配慮計画を策定し、障害学生の修学及び学生生活を継続的に支援している。【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】

(4) 退学、休学及び留年などへの対応策

学生委員会では、年 2 回 (4 月・10 月) に退学者及び除籍者の推移とその要因を分析し、その結果を各学科における学生支援の検討に活用している。各学科では、入学時から担任制またはアドバイザー制を導入し、日常的な学生生活の中で継続的な指導を行っている。また、出欠管理システムを用いて授業の出席状況を把握し、学生指導に活用している。出席状況の確認は、修学意欲の低下や学生が抱える問題を早期に把握することにつながり、中途退学、休学、留年への早期対応にも寄与している。さらに、前述のとおり、これまで各学科が個別に実施していた成績不振者への学修指導を制度

化し、学期 GPA が 1.0 未満の学生については、担任等が面談を行い、学修指導を実施している。【資料 3-2-12】【資料 3-2-13】【資料 3-2-14】【資料 3-2-15】

【エビデンス集】

【学修支援に関する方針・計画】

- ・九州看護福祉大学における学生支援の方針ー学修支援
- ・令和 7 年度（第 1 学期・第 2 学期）オフィスアワー
- ・令和 7 年度アドバイザー（担任）一覧
- ・九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程
- ・面談及び学修指導実施報告書（様式）
- ・九州看護福祉大学障害学生支援ガイドライン
- ・令和 7 年度学修支援プログラム

【学修支援に関する会議体の規則】

- ・九州看護福祉大学教育課程編成方針策定会議設置要項
- ・九州看護福祉大学教職課程運営委員会規程

【TA、SA などに関する規則】

- ・研究科 TA（ティーチング・アシスタント）実施要項
- ・研究科 TA（ティーチング・アシスタント）マニュアル

【オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書】

- ・令和 7 年度（第 1 学期・第 2 学期）オフィスアワー [再掲]

【障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況】

- ・九州看護福祉大学障害学生支援ガイドライン [再掲]
- ・合理的配慮計画書（様式）

【退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則】

- ・出席状況の確認_Campus Square 利用案内（抜粋）
- ・九州看護福祉大学学生委員会規程
- ・九州看護福祉大学保健管理センター運営委員会規程
- ・九州看護福祉大学教育課程編成方針策定会議設置要項 [再掲]

【資料 3-2-1】 学生支援の方針

【資料 3-2-2】 令和 7 年度学修支援プログラム

【資料 3-2-3】 九州看護福祉大学教育課程編成方針策定会議設置要項

【資料 3-2-4】 九州看護福祉大学教職課程運営委員会規程

【資料 3-2-5】 九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程

【資料 3-2-6】 面談及び学修指導実施報告書（様式）

【資料 3-2-7】 研究科 TA（ティーチング・アシスタント）実施要項

【資料 3-2-8】 研究科 TA（ティーチング・アシスタント）マニュアル

【資料 3-2-9】 令和 7 年度（第 1 学期・第 2 学期）オフィスアワー

【資料 3-2-10】 九州看護福祉大学障害学生支援ガイドライン

【資料 3-2-11】 合理的配慮計画書（様式）

【資料 3-2-12】 九州看護福祉大学学生委員会規程

【資料 3-2-13】 令和 7 年度第 1 回・第 6 回学生委員会（定例）議事録

【資料 3-2-14】 令和 7 年度担任一覧

【資料 3-2-15】 出席状況の確認_Campus Square 利用案内（抜粋）

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では、学生の主体的な進路選択能力を育成するため、教育課程におけるキャリア教育の充実を重要な課題として位置づけている。令和 7（2025）年度はキャリア教育科目の開講には至っていないが、教育課程の改善を進めた結果、令和 8（2026）年度より全学科共通科目（人間と生活の理解）に「キャリアデザイン」を新設することが正式に決定している。

新設科目「キャリアデザイン」では、自己理解、職業理解、キャリア形成の基礎、将来設計などを体系的に学べるよう内容を整備しており、学生が自らの将来像を描き、進路決定に必要な知識・スキルを身につけられる教育体制を強化する。これまでキャリア教育が学科ごとに行われ体系化が十分でなかった点は自己点検の中でも課題として挙げられていたが、今回の科目新設はその課題に対する具体的な改善として位置づけられる。

現在、令和 8（2026）年度の開講に向けて授業内容や教材整備を進めており、キャリア教育の一層の充実を図っている。

②キャリア支援体制の整備

本学では、キャリア支援の方針に基づき、体系的かつ持続的なキャリア教育を実施するための支援体制を整備している。

ア キャリア支援体制整備

本学のキャリア支援は、就職委員会、各学科の教員、事務局学生課が一体となった組織的な支援体制のもとで実施されている。これらの組織が密接に連携し、キャリア支援の方針に沿って、学生が主体的に進路を選択する能力と就業意識を育むための支援を行っている。

(ア) キャリア支援プログラム

本学は、キャリア支援の方針に基づき、年間計画に沿った「キャリア支援プログラム」を策定し、学年段階に応じた体系的な支援を行っている。これらは、「主体的な進路選択能力の育成」を具現化する取り組みであり、学生の希望する進路決定に向けて効果的に機能している。

また、以下の特徴的な取組みを実施している。

(a) 合同就職説明会

年2回開催し、卒業生が説明者として多数参加することで、学生が身近な立場から職業情報を得られる点は、本学の特色ある取組みとして成果が見られている。これは、「企業・卒業生とのネットワーク強化」に基づく取組みである。

(b) 就職と学修に関する保護者との連絡会

学科の近況報告や卒業生の体験談を共有し、学生・保護者双方の進路意識向上を図る取組みも効果を上げている。

(c) 就活ポケットブックの制作

就職活動の基本事項をまとめたマニュアルを配布し、就職支援システムと連動した情報提供を行うことで、学生が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備している。

イ 卒業後の進路に対する相談・助言体制の整備

(ア) 就職委員会

就職委員会は、キャリア支援の方針に基づき、在学生及び卒業生の就職支援を総合的に担っている。定期的なガイダンスや就職情報の提供に加え、学生一人ひとりに応じた個別相談・指導を行い、就職先の開拓や推薦者選考にも取り組んでいる。また、「就職と学修に関する保護者との連絡会」や「キャリア支援プログラム」の企画・運営にも関わり、学生の進路形成を多面的に支援する体制を整えている。これらの取組みは、キャリア支援の方針が掲げる「個別相談の充実」を具体化するものである。

(イ) 就職支援体制

各学科の教員と学生課が連携し、学生の主体的な進路選択を支援するきめ細やかな相談・助言体制を構築している。学科の就職委員と学生課が密に情報共有することで、学生の状況に応じた支援が可能となっている。

その結果、本学の就職決定率は毎年高い水準を維持しており、国家資格を有する職種においても、多くの学生が希望する職場に就職している。

これらの成果は、キャリア支援の方針に基づく相談・助言体制が適切に運営されていることを示している。

【エビデンス集】

【キャリア支援に関する方針・計画】

- ・キャリア支援に関する方針
- ・九州看護福祉大学 キャリア支援プログラム（年間スケジュール）

【キャリア支援に関する授業科目名一覧】

- ・キャリアデザイン（令和8年度開講）

【キャリア支援に関する会議体の規則】

- ・九州看護福祉大学就職委員会規程

【教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧】

- ・九州看護福祉大学 キャリア支援プログラム
- ・合同就職説明会参加状況

- ・就職と学修に関する保護者との連絡会参加状況
- ・就活ポケットブック

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生生活の安定のための支援

ア 学生サービス、厚生補導のための組織

本学では、学生生活の安定を図るため、教授会の下部組織として「学生委員会」を設置し、学生指導、厚生、学生生活に関する事項について協議・立案している。事務局には学生課を設置し、学生委員会の補助、生活相談、課外活動支援、学籍異動手続き、証明書発行、奨学金対応など、学生生活全般の実務を担っている。

これらの体制により、学生支援が一元的かつ円滑に行われており、「学生の自立の促進」「多様な学生への支援」という本学方針が具体的に実践されている。今後は、支援情報の周知方法をさらに統一し、学生へのアクセス性を高めることが課題である。

イ 学生の心身に関する健康相談、心的支援

本学は、保健管理センターを中心に医師、保健師・看護師、キャンパスソーシャルワーカー、外部カウンセラー、精神科医が連携する多層的な支援体制を整備している。定期健康診断、保健指導、健康相談、応急処置、医療機関紹介に加え、「カームダウン・クールダウンルーム」の設置、オンライン相談フォーム、Instagram による情報発信など、学生が相談しやすい環境づくりを進めている。さらに、健康調査票を用いたスクリーニング検査を実施し、メンタルヘルス状態の把握と早期対応に努めている。希死念慮等が認められた場合には速やかに連絡・面談を行い、必要に応じて専門機関へつなぐ支援を行っている。とくに精神科医との連携構築、事例検討会（毎月）の実施など、多層的なメンタルヘルス支援体制が整備されたことは、本学の特色ある成果である。

また、教職員向けの精神科医による相談対応、月 1 回の事例検討会、休学者への復学支援プログラムなど、支援の質向上に向けた取組みも充実している。加えて、学科ごとにメンタルヘルス相談員を配置し、学生が身近な場所で気軽に相談できる体制を整備しているほか、心のサポーター（ここサポ）養成事業を実施し、学生・教職員の支援力向上にも取り組んでいる。これらは「心身の健康支援」「ヘルスプロモーションの推進」という本学方針を体現する成果である。一方で、相談件数の増加や深刻化事例が見られることから、相談につながりにくい学生へのアプローチや支援体制のさらなる強化が今後の課題である。

ウ 生活支援・相談

本学では、学生が安心して充実した学生生活を送れるよう、生活面と学修面の双方から

総合的な相談体制を整えている。オリエンテーションでの「学生生活ハンドブック」配布や、交通安全、防犯・消費者トラブル等の講話の実施は、学生生活の安定に寄与する成果として位置付けられる。生活面の支援として、住居やアルバイト情報の提供、生理用品の無償設置など、多様な状況にある学生への具体的な支援策も拡充してきた。

一方、学修・学生生活に関する相談体制としては、アドバイザー制度により教員が少人数の学生を担当し、履修・生活・進路相談に一次対応している。相談内容に応じて、学科の教務委員や学生委員、保健管理センター、キャンパスソーシャルワーカー等と連携し、よりきめ細やかな支援を提供している。加えて、出席状況の確認を定期的に行い、一定回数以上の欠席が見られる学生については早期に把握し、学科と連携した対応を行うことで、成績不良や休学への進行予防につなげている。

近年、メンタルヘルス不調に伴う休退学や深刻化事例が増加しており、早期発見・早期支援が課題に挙げられた。このため、令和 6（2024）年度にはワーキンググループを設置し、学生向けガイドブック作成や相談体制の強化など、全学的な改善に取り組んでいる。これらの取組みは、本学の学生生活支援方針が掲げる「心身の健康支援」「人権の擁護とハラスメント防止」「学生の自立支援」「多様性に配慮した支援」を具体化し、学生が安心して学び続けられる環境づくりに寄与している。今後は、アドバイザー制度の対応差の是正や、支援体制のさらなる体系化が求められる。

エ 学生の課外活動等への支援

（ア）部・サークル、ボランティア、学園祭

学生の課外活動は学友自治会を中心に、体育系・文化系・学科関連団体など多様な分野で展開されている。令和 7（2025）年度に「ボランティア募集の取り扱いに関する方針」を策定し、学生の社会的経験を広げる取組みを進めた。また、地域に開かれた学園祭「優愛祭」は、学生の主体性育成と地域連携の強化に寄与している。

（イ）学生表彰

学則第 39 条及び学生表彰規程に基づき、学業や課外活動等に顕著な成果を挙げた学生や団体を表彰している。令和 7（2025）年度は 5 名が学長賞、1 団体が理事長賞、1 団体が功労賞を受賞した。これは、学生の成長を促すインセンティブとして機能しており、「学生の成長と自立を促す」という本学方針に合致する。今後の課題として、学生の課外活動拡大にともなう安全管理体制のさらなる整備や、活動実績の可視化が挙げられる。

オ 奨学金などの経済的支援

本学は、経済的理由による修学断念を防ぐため、日本学生支援機構奨学金の案内・手続支援に加え、独自の無利子貸与制度、特待生制度、授業料減免制度、留学生支援、大学院支援、助産学専攻科支援、納付金延納・分納制度、帰省旅費支援制度など、多面的な経済支援を整備している。加えて、令和 7（2025）年度の物価高騰による学生生活への対応として、「食堂無料ランチ券」の配布を行い、学生生活負担軽減に寄与した。これらの制度は「学びの継続を可能とする経済的支援という本学の方針を具体化する取組みであり、特色ある支援体制として評価できる。今後は、制度の認知度や利用率の把握を進め、学生ニーズに基づく制度の最適化を図ることが課題である。

本学独自の経済支援制度として以下を実施している。

- (ア) 貸与奨学金制度：2～4年次の学部学生を対象とした無利子貸与制度
- (イ) 特待生制度：入学特待生（授業料半額免除）、一般特待生（奨学金支給）による学修支援
- (ウ) 修学支援授業料減免制度：経済困窮学生に対し授業料の4分の1を減免
- (エ) 外国人留学生授業料減免制度：経済的困難にある留学生を支援
- (オ) 大学院支援制度：本学卒業生の大学院進学者への入学金減免、実習受入機関職員への授業料減免、大学院生研究費の支給
- (カ) 助産学専攻科支援制度：本学卒業（見込み）者への入学金減免
- (キ) 初年度納付金の延納・分納制度：受験生の経済負担軽減策
- (ク) 入学金返還制度：兄弟姉妹や子女の在籍・卒業者を対象とした入学金返還制度
- (ケ) 遠隔地出身者の帰省旅費支給制度：沖縄・離島・1,000 km以上の遠隔地出身者に年1回旅費を支給

これらの制度により、経済的に困難を抱える学生の修学継続を多面的に支えている。本学方針の「学びの継続を可能とする経済的支援」を具体化する取組みである。

【エビデンス集】

【学生生活支援に関する方針・計画】

- ・九州看護福祉大学における学生支援の方針について（学生生活支援）
- ・学生生活支援の方針に沿った支援計画

【学生生活支援に関する会議体の規則】

- ・九州看護福祉大学学生委員会規程
- ・九州看護福祉大学保健管理センター規程
- ・九州看護福祉大学障害学生支援ガイドライン
- ・九州看護福祉大学障害学生支援体制図
- ・九州看護福祉大学保健管理センター運営委員会規程

【学生の課外活動の支援に関する規則】

- ・九州看護福祉大学学友自治会会則
- ・九州看護福祉大学学友自治会組織図
- ・ボランティア募集の取り扱いに関する方針
- ・九州看護福祉大学学生表彰規程

【奨学金に関する規則】

- ・九州看護福祉大学奨学金規程
- ・九州看護福祉大学特待生に関する規程
- ・九州看護福祉大学修学支援授業料減免規程
- ・九州看護福祉大学外国人留学生授業料減免取扱細則
- ・九州看護福祉大学授業料その他納付金に関する規程
- ・九州看護福祉大学授業料その他納付金に関する規程第8条の運用について
- ・九州看護福祉大学入学金返還に関する細則
- ・遠隔地出身者の帰省旅費支給に関する取扱要領

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学の校地・校舎をはじめとする施設・設備については、定期的に点検及び改修を行い、快適な学修環境を維持している。

大学全体の施設・設備に関する維持管理・運営体制として、財務担当の常務理事、固定資産の総括管理責任者の事務局長、管理責任者の経理課長、そして管理担当者の経理課管財係において、維持管理・運営方策を検討し、学校法人熊本城北学園組織運営規程第 21 条に規定される「大学運営会議」による審議を経て、中長期的な施設設備の改修・更新に係る計画（中長期施設設備整備計画）を策定し理事会に報告している。この中長期施設設備整備計画は、開学当初（平成 10（1998）年度）に建てられた建物が、建築後 25 年以上を経過しているなか、全ての建物が耐用年数である 50 年を超えるまで、安全に維持・保全し、長寿命化を図ることを目的とし、これまで実施した改修・更新内容を検証するとともに、各年度における支出の平準化を図った計画となっており、定期的に見直しを実施している。また、附属図書館は、附属図書館運営委員会の定める方針のもと、図書課が維持管理・運営を担当しており、学内の共同教育研究施設としてのコンピュータ室などの IT 施設全般については、情報基盤センターが維持管理・運営を担当している。

快適な学修環境を確保するための実習施設については、各学科で取得可能な国家試験受験資格に必要なカリキュラムを実現するための各種実習施設を十分に完備し、有効に活用している。看護学科では、基礎看護実習室、第 2 看護実習室、在宅看護実習室など、社会福祉学科では、介護実習室、家政学実習被服室、入浴実習室、身障者介護実習室などを設置。リハビリテーション学科では、運動療法室、動作解析実習室、機能診断実習室、生活技術室など、鍼灸スポーツ学科では、第一鍼灸実技実習室、第二鍼灸実技実習室など、口腔保健学科では、歯科臨床実習室、歯科模型実習室などを設置している。また、実習施設以外にも、講義室（教室）、演習室、情報処理実習室（コンピュータ室）をはじめ、学生用ロッカー室（更衣室）など、効果的な授業や演習、実験活動が可能となるような施設を完備している。なお、令和 4（2022）年度に、すべての建物にある講義室（教室）、実験実習室及び演習室などの視聴覚機器を更新した際、新型コロナウイルス感染症による遠隔授業・分散授業に対応できる機器構成を選定し、主だった講義室や実験実習室などを相互に繋ぐ機能や、学外との連携機能を有する視聴覚機器システムを導入し、さらに効果的な授業展開が可能となった。

学生の学修環境の更なる整備のため、令和 5（2023）年度に、本館 6 階にあるラウンジを学生が過ごしやすい環境とするために大幅なリニューアルを実施した。このリニューアル

ルでは、学生の声を取り入れるためのアンケートを実施し、床やカーテンを一新するとともに、静かな環境で自己学修が可能となるようなテーブルや椅子などを選定しラウンジ全体を整備した。また、令和 7（2025）年度に、本館 1 階にある学生自習室を大幅にリニューアルした。このリニューアルでも、学生の声を取り入れるためのアンケートを実施し、学生の意見の多かった個別ブースを取り入れるとともに、ソファのあるリラックススペース、グループ学修で利用できるコラボレーションスペースや静かに学修できるライブラリースペースなどを設けて、多種多様で主体的な学修を支援できる場所を整備した。

中長期施設設備整備計画に沿った整備（改修・更新）事業として、令和 6（2024）年度は、体育館・保健実習棟の介護実習室、被服室の空調更新や入浴実習棟の空調更新、3 号館非常放送設備更新を実施するとともに、令和 6（2024）年度と令和 7（2025）年度の 2 か年計画で本館外壁等改修工事を実施した。また、令和 7（2025）年度は、2 号館の研究室、セミナー室などの空調更新を実施した。

IT 施設は、本館 1F に第 1 コンピュータ室（PC60 台）、第 2 コンピュータ室（PC40 台）、2 号館に第 3 コンピュータ室（PC42 台）、3 号館に第 4 コンピュータ室（PC52 台）を整備しており、ネットブート式のシンクライアント・システムで管理・運用している。令和 6（2024）年には各コンピュータ室、並びに学術情報システムの根幹である各サーバ群やネットワーク機器を最新の機種への更新を行った。学生の要望の多かった Free Wi-Fi は平成 30（2018）年 11 月に全学的に導入し、令和 2（2020）年 3 月のアクセスポイント増強工事（第 1 期）に続き、令和 3（2021）年 8 月には一部接続しにくかった箇所や同時接続数等の見直しを行い、さらなるアクセスポイント増強工事（第 2 期）を実施し、遠隔授業にも耐えうる Wi-Fi 環境を整備した。また、令和 4（2022）年 8 月に学生食堂へオンデマンドプリンタを増設し、これまでコンピュータ室 PC からしか印刷できなかったものから自己所有 PC から Free Wi-Fi を介して印刷できるようにするなど、学生のレポートや論文作成などに寄与するための学修環境整備に努めている。その他、令和 7（2025）年 3 月に外部からのサイバー攻撃等の脅威に対する脆弱性診断を実施しセキュリティ対策を講じたほか、11 月には附属図書館の入退館システムや自動貸出システムを更新するなど、適切に維持管理に努めている。

②図書館の有効活用

図書館は、館内の座席数 161 席を備え、個室や AV ブース、大小 3 つのグループ学習室を設けている。そのグループ学習室には視聴覚機器、ホワイトボード、人数や形態に合わせて組替可能なテーブルを設置し、プレゼンテーション用ノート PC、資料貼付用マグネット、指示棒等の貸出を行うなど、学生の能動的学修を支援している。館内には図書 71,353 冊、雑誌等逐次刊行物 539 タイトルを所蔵している（令和 7（2025）年 5 月 1 日現在）。

また、図書館の課題としてデータベースのリモートアクセス対応、開館時間の延長があげられる。いずれもご意見箱や図書館利用調査等で学生から出された要望である。データベースのリモートアクセス対応については、令和 8（2026）年度からリモートアクセスが可能な契約に変更することで利便性の改善を図った。データベースを含む電子資料について、教育及び研究支援に繋がるコレクションや契約を継続できるよう今後も取り組む予定である。

利用者の要望に対し柔軟に対応するため開館時間の変更を検討し、授業実施期間中の平日の開館時間を午前9時から午後8時までとする試験運用を行った。春季休業期間中の平日開館についても国試対策特別開館を実施し、午前9時30分から午後8時までの開館延長を行った。令和8(2026)年度は、引き続き試験運用を実施し学生のニーズと実績をもとに令和9(2027)年度の本格運用を検討する予定である。

③施設・設備の安全性・利便性

本学の校舎は、昭和51(1981)年6月1日以降の新耐震基準により建築した建物であるため、耐震化率は100%となっている。また、安全性に対する取組みとして、災害の際、学生や職員、大学関係者の安全を確保するとともに、本学が地域の避難所に指定されていることを考慮し、令和4(2022)年度に体育館天井の非構造部材の耐震強化工事を実施するとともに、学生などの熱中症対策のため、令和7(2025)年度に体育館アリーナへの空調新設工事を実施した。

また、本学の校舎は、すべてバリアフリーによる設計となっており、複数階を有する建物の上位階への移動もエレベータを完備し対応している。そして、校舎間の通路についても、各所にスロープを完備するとともに、バス停から本館までの経路に点字ブロックを整備するなど、各所にバリアフリー設計を施している。また、身障者をはじめ様々な方が利用できる多目的トイレを建物の各所に完備するとともに、だれでも利用しやすいように、わかりやすいサイン表示とするなどの工夫を施している。

【エビデンス集】

【施設・設備の管理に関する規則】

- ・学校法人熊本城北学園固定資産及び物品管理規程

【ICT環境について学生に周知したことを示す文書】

- ・コンピュータ室等の利用について【HPの在学生用ページに掲載】

【図書館に関する規則】

- ・九州看護福祉大学図書管理規程
- ・九州看護福祉大学附属図書館規程
- ・九州看護福祉大学附属図書館運営委員会規程
- ・九州看護福祉大学附属図書館における図書館資料の取扱基準及び除籍要領
- ・九州看護福祉大学学術機関リポジトリ運用指針
- ・九州看護福祉大学学術機関リポジトリ登録手続要領

【図書館利用案内】

- ・図書館の利用案内【HPの本学附属図書館ページに掲載】

【建物の耐震化率を示す文書】

- ・九州看護福祉大学における施設の耐震化の状況【HPの情報公開ページに掲載】

【基準3の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・学生生活支援の方針・計画を明確にし、公表した(学修支援・学生生活支援・キャリア支援)。それに沿って、各種の支援を教職員が連携し、計画的に実施している。

- ・試験区分別の退学者、休学者の分析検証や試験区分別の国家試験不合格率について検証を行い、該当学科に還元した。各学科では学生の履修指導等に生かすことができ PDCA サイクルが有効になっている。
- ・学生から寄せられた意見や要望を踏まえ、本学では学修環境の改善に向けた取組みを進めている。具体的には、夏期休業期間及び春期休業期間に実施している追再試験について、学生の利便性向上を目的として受験手続きをオンライン化したほか、学生からの意見を収集して学生自習室の改修を行った。また、体育館には空調設備を設置するなど、学修を支える施設・設備の充実にも取り組んでいる。
- ・令和 4（2022）年 8 月に学生食堂へオンデマンドプリンタを増設し、これまでコンピュータ室 PC からしか印刷できなかったものから自己所有 PC から Free Wi-Fi を介して印刷できるようにするなど、学生のレポートや論文作成などに寄与するための学修環境整備に努めている。その他、令和 7（2025）年 3 月に外部からのサイバー攻撃等の脅威に対する脆弱性診断を実施しセキュリティ対策を講じたほか、11 月には附属図書館の入退館システムや自動貸出システムを更新するなど、適切に維持管理に努めている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学生の学修環境の更なる整備のため、令和 5（2023）年度に、本館 6 階にあるラウンジを学生が過ごしやすい環境とするために大幅なリニューアルを実施した。このリニューアルでは、学生の声を取り入れるためのアンケートを実施し、床やカーテンを一新するとともに、静かな環境で自己学修が可能となるようなテーブルや椅子などを選定しラウンジ全体を整備した。また、令和 7（2025）年度に、本館 1 階にある学生自習室を大幅にリニューアルした。このリニューアルでも、学生の声を取り入れるためのアンケートを実施し、学生の意見の多かった個別ブースを取り入れるとともに、ソファのあるリラクゼーションスペース、グループ学修で利用できるコラボレーションスペースや静かに学修できるライブラリースペースなどを設けて、多種多様で主体的な学修を支援できる場所を整備した。また、図書館の課題としてデータベースのリモートアクセス対応、開館時間の延長があげられる。いずれもご意見箱や図書館利用調査等で学生から出された要望である。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・口腔保健学科の令和 7（2025）年度入学定員充足率は 0.7 倍未満であったが、令和 8（2026）年度入学定員充足率は 0.8 倍まで回復する見込みである。今後も公立化を契機に改善が見込まれる。
- ・図書館のデータベースのリモートアクセス対応については令和 8（2026）年度からリモートアクセスが可能な契約に変更することで利便性の改善を図った。今後は利用状況を確認し更なる改善を図っていく。
- ・図書館開館時間の延長については、要望に対し柔軟に対応するため開館時間の変更を検討し、授業実施期間中の平日の開館時間を午前 9 時から午後 8 時までとする試験運用を行った。春季休業期間中の平日開館についても国試対策特別開館を実施し、午前 9 時 30 分から午後 8 時までの開館延長を行った。令和 8（2026）年度も引き続き試験運用を実施し学生のニーズと実績をもとに令和 9（2027）年度の本格運用を検討する予定である。

- ICT（情報通信技術）利活用については、整備計画案を作成中であり、令和8（2026）年度にはその計画に基づき実施する予定である。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、学部、大学院及び助産学専攻科において、それぞれディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を策定している。各ディプロマ・ポリシーの内容は以下のとおりであり、学生便覧及び本学 Web サイトを通じて周知している。【資料 4-1-01】【資料 4-1-02】【資料 4-1-03】【資料 4-1-04】

また、学部においては、授業科目群の順序性・体系性をディプロマ・ポリシーと関連付けて示したカリキュラムツリー、カリキュラムマップ及び科目ナンバリングを学務情報システム上で学生に周知している。一方、大学院においては、令和 8（2026）年度に向けてカリキュラムツリー、カリキュラムマップ及び科目ナンバリングを策定した。【資料 4-1-05】【資料 4-1-06】【資料 4-1-07】

■看護福祉学部

九州看護福祉大学は、基本理念と教育方針に沿った授業科目を履修し、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して「学士」の学位を授与します。

- ①探求・研鑽：「こころ」豊かな人間性を培い、生涯に亘って専門性を追究し自己研鑽に努める能力
- ②思考・課題解決：基礎から積み上げた体系的な教養を身につけ、論理的・学際的思考力を涵養しつつ、課題を探求し問題を解決できる能力
- ③知識・技術：保健・医療・福祉専門職として、その分野のニーズに対応できる高い知識と優れた技術を身につけ、臨床・研究領域において新しい学際的知見を積極的に取り入れる能力
- ④連携・協働：他職種と連携、協力しながら対象者の個性を尊重した支援ができる能力

ア. 看護学科

本学の基本理念と教育方針に基づき、所定単位数を修得した学生に対して「学士（看護学）」の学位を授与します。

- ①探求・研鑽：看護職として専門性を探求し発展的に学ぶことができる能力
- ②思考・課題解決：課題解決の糸口を探求できる能力、多様な場において、様々な健康段階にある人と家族に対して個別性のある援助ができる能力
- ③知識・技術：保健・医療・福祉に関する専門知識・技術を習得し、「生命・生活・人生」

を共に考えることができる能力

- ④連携・協働：保健医療福祉チームの一員として協働し連携できる能力

イ. 社会福祉学科

本学の基本理念と教育方針に基づき、所定単位数を修得した学生に対して「学士（社会福祉学）」の学位を授与します。

- ①知識・技能：地域共生社会における多様な福祉ニーズに対応するために、広い視野と専門的な知識を有し地域社会における生活課題の解決に向けて人や環境に働きかけることができる能力
- ②思考力・判断力・表現力：柔軟な思考力と人々の生活課題の解決に向けた的確な判断力を有し、自己の考えを他者に論理的にわかりやすく伝える表現力
- ③主体性・課題発見・解決力：地域社会における多様な課題を発見し、主体的に解決できる能力
- ④多様性・協働性：高い倫理観を持ちながら、多様な価値観・生活課題を持つ人々と連帯・協働し行動できる実践力

ウ. リハビリテーション学科

リハビリテーション学科の基本理念と教育方針に沿った授業科目を履修し、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して「学士（理学療法学）」の学位を授与します。

- ①探求・研鑽：生命を尊び多様な文化を理解する「こころ」豊かな人間性と国際的視野を培い、生涯に亘って理学療法学の専門性を追求し自己研鑽に努める能力
- ②思考・課題解決：個人や地域の保健・医療・福祉の現状を正確に把握し分析することで、健康への問題を見出し、適切な健康支援ができる能力
- ③知識・技術：専門職として、理学療法学または関連分野のニーズに対応できる高い知識と優れた技術を身につけ、臨床・研究領域において新しい学際的知見を積極的に取り入れる能力
- ④連携・協働：理学療法士としての責任を自覚し、多職種と連携を深め協力しながら対象者の個性を尊重した支援ができる能力

エ. 鍼灸スポーツ学科

所定の単位を修得し、鍼灸スポーツ学科の理念と教育目的にかなう以下の能力を身につけた学生に「学士（鍼灸スポーツ学）」の学位を授与します。

- ①人間力：幅広い教養と高い倫理観・責任感を備え、人間を身体的・精神的・社会的存在として全人的に理解できる能力
- ②思考・問題解決：科学的根拠に基づいた論理的思考を備え、問題点を的確に把握し解決できる能力
- ③専門性：はり師・きゅう師として必要な現代医学・東洋医学双方の知識と技術を備え、スポーツ医学の視点からもアプローチできる実践的能力
- ④連携・協働：高いコミュニケーション能力を有し、保健・医療・福祉などの分野にお

いて多職種連携の立場で協力できる能力

- ⑤自己研鑽・地域貢献：新しい知見や技術を積極的に取り入れ、常に自己研鑽に努め生涯を通じて地域社会に貢献できる能力

オ．口腔保健学科

学科理念と教育目標を理解し、以下のような態度と能力を身に付け、かつ所定の単位を修得した学生には「学士（口腔保健学）」の学位を授与します。

- ①学際的知識・探求：全学共通科目の履修により豊かな教養を身に付け、学際的他領域の知見を積極的に取り入れ、専門性を探求する態度と能力
- ②思考・問題解決：各学年の履修課程で系統的に開講される専門科目群を修得し、保健・医療・福祉の多領域にわたる活動を可能とする論理的思考力と問題解決能力
- ③人間理解・社会貢献：“人を感じる力”を育み、ライフステージ（発達）とコミュニティ（地域・共同体）という人間理解の視点に基づいて、口腔保健学の理論と実践を人や社会に柔軟に適用する態度と能力

■大学院看護福祉学研究科

九州看護福祉大学大学院では、3つの理念すなわち、1) 教育、研究を通じて社会貢献すること、2) 保健・医療・福祉の現場で能力が発揮できる専門職を養成すること、3) 科学技術の変化や社会的需要に応えられる人材育成を教育目標とすること、に基づき、各専攻の方針に従って当該学位を授与する。

ア．看護学専攻

- ①規定期間在学し、専攻の理念と目的に添った研究指導と教育を受け、かつ、専攻が行う修士論文審査と最終試験に合格する。
- ②保健・医療・福祉の知識を備え、看護学における研究能力と高度な専門性を有する。
- ③看護学の分野での社会貢献能力、研究を通じた応用研究活動力、新たな価値や社会的視座に立った問題解決能力を発揮できる。
- ④保健・医療・福祉にかかわる多職種の連携や協働に貢献し、生活者の健康や幸福に寄与できる。

イ．精神保健学専攻

- ①精神保健学に関連する保健・医療・福祉領域における学識と基礎的研究情報の蒐集、分析能力、研究能力を身につけ、単独で又は共同で研究に従事できる。
- ②精神保健学の多様で複雑な問題に関して、専門職として多面的に検討し種々の手段を活用して問題解決の方策の必要性を認識し、明確な研究的視点を持ち、現場において実践的研究態度で臨むことができる。
- ③精神保健学に関連する保健・医療・福祉領域における研究手法を獲得し、倫理的基準を遵守し、科学的にデータの蒐集、整理、分析、管理ができる。
- ④研究対象者や関係者と適切なコミュニケーションがとれ、実践的専門職あるいは研究者として自立して国内外で自らの研究成果を発信できる。

ウ. 健康支援科学専攻

- ①各専門分野における深い専門知識と高度な技術に基づいた臨床実践能力を発揮できる。
- ②各専門分野における臨床疑問を科学的視点で分析、解決できる臨床実践研究能力を発揮できる。
- ③健康支援の仕事に関わる多職種の専門職連携の構築をリードできる。
- ④口腔機能支援、身体機能支援の側面から地域社会の健康寿命の延伸に貢献できる。

■助産学専攻科

教育理念に沿って設定した授業科目を履修し、以下の能力を身につけ、所定の単位を修めた者に修了証書を授与します。

- ①少子化や家族形態の変化、生殖医療の進歩などがもたらす諸問題に対する洞察力、人間や生命の尊厳を重んじる倫理観、一人ひとりの女性とパートナーシップを築く援助的人間関係を培う。
- ②「女性と共にある」専門職として、多様な文化や価値観をもつ女性と子ども、そして、その家族の権利と意思を尊重したケアを提供できる。
- ③妊婦・産婦・褥婦及び胎児・新生児の健康を科学的根拠と論理的思考に基づいてアセスメントし、的確な判断と女性と子ども、家族を中心にした助産ケアの提供ができる。
- ④あらゆるライフステージにある女性のリプロダクティブヘルス・ライツの課題とニーズをグローバルな視野から捉え、保健・医療・福祉チームと協働して地域社会に発揮できる助産師の専門性を追求する。
- ⑤助産師としてのキャリアビジョン・プランを自己実現できるよう探求心・創造性・自律性を育み、助産実践能力の維持・向上に努める専門職者としての自己研鑽の姿勢を培う。

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 策定と周知

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準及び修了認定基準を、学則等により体系的に整備している。

単位認定基準は、「九州看護福祉大学学則」、「九州看護福祉大学大学院学則」、「九州看護福祉大学助産学専攻科規則」及び「九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程」等において、単位計算方法、単位授与、評価方法・基準を明確に規定している。また、他大学での単位修得についても、学則にて認定範囲を定めている。

進級基準は学年制を採用していないため規定はないが、これに代わる内規に基づき、学年ごとの学修状況を確認し、必要に応じて指導を行っている。各学科の「実習に関する内規」では、実習科目を履修するために事前に修得すべき授業科目（先修科目）や必要単位数を定めている。また、一部の課程ではGPAによる履修制限を設けている。さらに、「九州看護福祉大学保健師養成課程履修に関する細則」「九州看護福祉大学介護福祉士コース履修に関する規程」「リハビリテーション学科科目履修に関する内規」「九州看護福祉大学鍼灸スポーツ学科のコースに関する細則」及び「九州看護福祉大学教職課程履修規程」にお

いて、それぞれの課程・コースにおける履修資格等を規定している。

卒業認定基準及び修了認定基準は、学則等に規定し、学生便覧に掲載することで学生に周知している。【資料 4-1-08～22】

(2) 厳正な適用

単位認定は、規程に定める評価基準に基づき、シラバスに記載された成績評価方法に沿って、各科目担当教員が厳正に判定している。成績評価の平準化を図るため、令和 7(2025)年度には評価基準に「到達目標を十分に達成している」などの評価の説明を付すことを決定しており、併せて 90 点以上を S 評価とする新たな評価区分の導入についても検討を進めている。

実習科目の履修要件となる先修科目の判定は、担当教員の成績評価に基づき行い、各種養成課程・コースの履修可否は、当該学科や教職課程運営委員会で審議している。進級基準は設けていないが、各学科の規定に基づき、適切な指導を行っている。

卒業認定及び修了認定については、教授会での審議に先立ち、教務委員会、研究科委員会及び助産学専攻科委員会においても審議を行い、厳正な認定審査を実施している。【資料 4-1-23～27】

【エビデンス集】

【ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL】

- ・学 部 <https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/idea/>
- 看護学科 <https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/nursing/summary/>
- 社会福祉学科 <https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/socialwelfare/summary/>
- リハビリテーション学科 <https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/rehabilitation/summary/>
- 鍼灸スポーツ学科 <https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/sports/summary/>
- 口腔保健学科 <https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/oral/summary/>
- ・大学院 https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/graduate_school/policy/
- ・専攻科 <https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/midwifery/>

【ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則】

- ・九州看護福祉大学教育課程編成方針策定会議設置要項
- ・九州看護福祉大学教授会規程

【学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など】

- ・令和 7(2025)年度学生便覧(学部・大学院・専攻科)
- ・カリキュラムマップ(各学科)
- ・カリキュラムツリー(各学科)
- ・科目ナンバリングの構成

【学位規則、学位審査基準】

- ・九州看護福祉大学学位規程
- ・九州看護福祉大学大学院 学位審査基準(看護学専攻、精神保健学専攻、健康支

援科学専攻)

【進級・卒業・単位認定に関する規則】

- ・九州看護福祉大学学則
- ・九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程
- ・看護学科学外実習に関する内規
- ・社会福祉学科学外実習に関する内規
- ・リハビリテーション学科学外実習に関する内規
- ・鍼灸スポーツ学科実習に関する内規
- ・口腔保健学科学外実習に関する内規
- ・九州看護福祉大学大学院学則
- ・九州看護福祉大学大学院研究科規程
- ・九州看護福祉大学助産学専攻科規則

【単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則】

- ・九州看護福祉大学教育課程編成方針策定会議設置要項 [再掲]
- ・九州看護福祉大学大学院学則 [再掲]
- ・九州看護福祉大学助産学専攻科規則 [再掲]
- ・九州看護福祉大学教授会規程 [再掲]

【資料 4-1-01】九州看護福祉大学 3つのポリシーを示す URL (学部、大学院、専攻科)

【資料 4-1-02】令和 7 (2025) 年度学生便覧 (学部)

【資料 4-1-03】令和 7 (2025) 年度学生便覧 (大学院)

【資料 4-1-04】令和 7 (2025) 年度学生便覧 (助産学専攻科)

【資料 4-1-05】カリキュラムマップ (学部、大学院)

【資料 4-1-06】カリキュラムツリー (学部、大学院)

【資料 4-1-07】科目ナンバリングの構成 (学部、大学院)

【資料 4-1-08】九州看護福祉大学学則

【資料 4-1-09】九州看護福祉大学大学院学則

【資料 4-1-10】九州看護福祉大学大学院研究科規程

【資料 4-1-11】九州看護福祉大学助産学専攻科規則

【資料 4-1-12】九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程

【資料 4-1-13】看護学科学外実習に関する内規

【資料 4-1-14】社会福祉学科学外実習に関する内規

【資料 4-1-15】リハビリテーション学科学外実習に関する内規

【資料 4-1-16】鍼灸スポーツ学科実習に関する内規

【資料 4-1-17】口腔保健学科学外実習に関する内規

【資料 4-1-18】九州看護福祉大学保健師養成課程履修に関する細則

【資料 4-1-19】九州看護福祉大学介護福祉士コース履修に関する規程

【資料 4-1-20】リハビリテーション学科科目履修に関する内規

【資料 4-1-21】九州看護福祉大学鍼灸スポーツ学科のコースに関する細則

【資料 4-1-22】九州看護福祉大学教職課程履修規程

【資料 4-1-23】九州看護福祉大学成績評価基準

- 【資料 4-1-24】九州看護福祉大学教授会規程
- 【資料 4-1-25】九州看護福祉大学教育課程編成方針策定会議設置要項
- 【資料 4-1-26】九州看護福祉大学学位規程
- 【資料 4-1-27】九州看護福祉大学大学院 学位審査基準（看護学専攻・精神保健学専攻・健康支援科学専攻）

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）についても、ディプロマ・ポリシーと同様に学部、大学院、並びに助産学専攻科ごとに策定し、学生便覧及び本学 Web サイトを通じて周知している。各カリキュラム・ポリシーの内容は、以下のとおりである。

【資料 4-2-01～08】

■看護福祉学部

九州看護福祉大学は、建学の理念に沿った保健・医療・福祉活動についての研究を推進し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた人材を育てるために、以下のような方針に基づいて教育課程を編成し、アクティブラーニング等を用いた質の高い教育に取り組めます。

- ①幅広い教養と豊かな人間性を涵養するために「人間と生活の理解」、「ことばと文化」、「科学的思考の基盤」で構成される「共通科目」を設置する。
- ②保健・医療・福祉領域の専門的知識を包括的に学び、他職種との連携、協力ができる基盤を形成するために「共通専門科目」を設置する。
- ③専門職として不可欠な科目を体系的に学び、論理的思考力、課題探求力、問題解決力を高め、また高度な専門的知識を有する専門職として卓越した実践力を身につけるために「専門科目」を設置する。
- ④保健・医療・福祉領域の専門的知識・技術を修得して、教育現場やスポーツ指導そして生活習慣病対策や健康づくり指導など幅広い分野においても活躍できる人材を養成するために「教職関係科目」や「自由選択科目」を設置する。

ア. 看護学科

本学に入学された人を、下記のような教育課程を経て、看護の有能な人材に育成します。

- ①建学の理念を備えた看護実践者を育成するために、人間と生活の理解、ことばと文化、

科学的思考の基盤から構成する共通科目を配置する。

- ②看護の対象である人間の身体、精神、社会的側面から概観し、人間理解を深めるために共通専門科目を配置する。
- ③看護を探究する研究遂行能力の基本を習得するための科目を初年度から配置する。
- ④概論・援助論での学修を基盤として、方法論では各看護学の特徴的な理論と技術を活用し、問題解決能力を身につけ、臨地実習で統合する専門科目を配置する。
- ⑤最終年度では社会のニーズや情勢に応じて看護を深めることができる応用的な科目を選択科目として配置する。
- ⑥看護師に加え保健師、養護教諭または高等学校教諭（看護）を育成するため、それぞれの課程に応じた科目を配置する。

イ. 社会福祉学科

社会福祉学科では、人間をトータルに理解できるようにコミュニケーション力を育てることを重視しています。また、児童、高齢者、障がい者、低所得者、ニート、不登校など、社会福祉が扱わなければならない問題の領域は大きく拡がるとともに、多様化、複雑化しており、社会福祉・教育の専門職、実践者には今まで以上に高い能力が求められています。

これからの社会福祉・教育をリードする人材となるためには、まず、社会福祉を実践する基礎力の獲得を目指すこととなります。そして、自分の希望と特長を生かせる目標を定めた上で、「履修科目群」方式で深く学び、広い視野で問題を捉え、他職種とも連携できる実践力と応用力を養えるように、以下のような考え方でカリキュラムを準備しています。

- ①初年次教育により、授業リテラシーを獲得し、大学生活に適應できるように支援し、大学教育への円滑な移行を図る。
- ②机上の学問としての学びに留まることなく、当事者とのかかわりを通して社会の抱える様々な課題について認識し、課題解決に向けた実践的スキルを養わせる。
- ③社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、教職等の臨地実習を行うに当たり、「社会福祉学」の土台を築くために、学習の系統性・順次性に配慮した科目の年次配当を行う。
- ④「学士」相応の一般教養を身に付け、他職種と連携できる基礎を培うため、「共通科目」「共通専門科目」により医療、保健領域についても学ばせ、「基礎専門科目」「3つの履修科目群」「実践強化科目」「教職に関する科目」の履修を通して専門性を深め、地域社会の人々の生活課題を総合的に考えさせる。
- ⑤外国語、比較文化、社会福祉の国際的動向等の学習を通して、異文化理解や国際交流について学べる機会を提供する。
- ⑥公益法人、公的機関、NPO、ボランティア組織など、地域の各種社会的資源と連携することで、社会福祉領域や教育領域における諸課題の改善方法やその実践例について学べる機会を提供する。

ウ. リハビリテーション学科

高度な専門知識に裏打ちされた技術力とともに、生活支援医療を行っていく上で他の医療関係者とイコールパートナーとして協働できる人材の育成を目指します。

これは同時に、地域保健福祉に役立つ視点や幅広い国際性を身に付けることで、地域活性に役立つ人材育成にもつながってきます。

- ①総合大学としての特徴である教養科目を1・2年生で履修することで、社会性や国際性の思考基盤を築く。
- ②1・2年生で、専門科目（運動器学、神経学、内臓学）を並列的に学び、このことで理学療法士としての心構えを構築する。
- ③2・3年生で、既に学んだ知識を発展させた専門技術を修得する。知識と技術を融合させることで人の体の精緻性、秀逸性を学び、同時にその危うさも知ることから、病める人に対するリスク管理も身に付ける。
- ④3・4年生での臨床実習を介して、学びの集大成を図る。医療現場で要求される厳しさと暖かさを実感することで、人間社会全体に目を向ける深い思考力と豊かな感性を育む。

エ. 鍼灸スポーツ学科

ディプロマ・ポリシーを実現するために、教養教育による人間形成をベースとして専門教育に発展させ、正常な人体の構造と機能並びにその異常における西洋医学的及び東洋医学的理解、疾病や病態認識の方法論、鍼灸における診断から治療、さらにはトレーニング科学やスポーツ科学の領域まで包含した合理的かつ積み上げによる教育課程を編成します。

- ①「共通科目」及び「共通専門科目」では、教養教育の一環として、共通に求められる知識や思考法等の知的な技法を専門分野の枠を超えて獲得するとともに、人間としてのあり方や生き方に対する深い洞察力、現実を正しく理解する力を涵養する。専門科目の履修に先立ち、幅広い教養、視野、判断力及び専門領域に関連した基礎知識の修得、さらに人間性豊かな人格を養う。
- ②「専門科目」では、実践的専門職業人の養成という観点から、知識と技術を系統的に学修出来るよう、各領域で概論や総論を学んだのちに、専門的なスキルを身に付けるための演習・実習を多く取り入れ、臨床現場や各領域において必要な幅広い知識及び多面的な技術を獲得する。
- ③身体のメカニズムや運動機能が健康に及ぼす影響などを検証するスポーツ健康科学や運動学を取り入れつつ、人間が持つ自然治癒力により心身の健康回復を図る鍼灸治療の東洋医学的かつ科学的な理論と実践を学ぶことによって、保健・医療・福祉に関する一分野としての専門的で高度な知識と技術を修得する。そのために、「スポーツ教職コース」、「スポーツ健康コース」、「スポーツトレーナーコース」の選択コースを設置する。
- ④「自由選択科目」では、各選択コースの専門性に関連した科目及びその資格要件に必要な科目を履修する。

オ. 口腔保健学科

学科の人材育成目的を達成するために、以下のような教育課程の編成・実施方針に基づきカリキュラムを設置しています。

- ①大学教育が基盤とする基礎的思考様式と深い教養を獲得し、学際的領域との連携と

交流を図りながら教養人としての見識を醸成するため、人間と生活の理解、ことばと文化、科学的思考の基盤の各領域から構成される共通科目を初年次に設置する。

- ②保健・医療・福祉領域が蓄積してきた理論、経験を礎としながら“人を感じる力”を育み、確かな健康観、人間観に立脚した歯科衛生学的視点を与える専門基礎科目及び専門科目を設置する。
- ③ライフステージ（発達）とコミュニティ（地域・共同体）という人間を捉える2つの視点から、口腔保健学の具体的展開を考え、専門職の使命と柔軟な活動可能性を探求する総合領域を専門科目に設置する。
- ④学校保健における健康支援の考え方と方法について、口腔保健学教育との相乗効果を活用しつつ専門的視点から修得を目指す養護教諭免許取得課程を設置する。
- ⑤教育過程の全てを通じて修得した基礎的な観察力や論理的思考力を深め、創造的な課題設定力をさらに涵養するために、卒業研究または卒業研究論文を学科必修として設置する。

■大学院看護福祉学研究科

九州看護福祉大学大学院では、ディプロマ・ポリシーを学生が達成できるように、各専攻科の方針で教育課程を編成し、実践する。

ア．看護学専攻

- ①科学的根拠に基づき生活者重視の視点で看護学を追求するため基礎看護学分野・実践看護学分野を設置している。
- ②基礎看護学分野では、看護の基盤として援助関係や自己決定を支える看護役割を追求し、看護の対象を生活者として総合的に把握し、正常な生体機能に連続する病態を理解した上で看護活動ができるような内容の特論・演習・研究科目を設定している。
- ③実践看護学分野では変化する社会的要請の中で、様々なライフサイクル上の対象者や病院・施設・地域などの多様な場における看護活動に必要な内容の特論・演習・研究科目を設定している。
- ④少子高齢社会の健康課題やニーズに対応でき、多職種連携や協働ができる人材養成を目指し、分野の枠を超えて履修可能な科目と、研究科共通科目も履修できる教育課程である。

イ．精神保健学専攻

- ①精神保健学に関連する課題の発生や解決のアプローチについて従来の医療・医学モデルよりも新規に人間発達モデル及び社会環境モデルという認知モデルを重視し、人間発達及び社会生活の視座から捉えて、それらに関連する科目を配置するとともに、発達精神保健学分野と社会精神保健分野を設置している。
- ②2分野に共通する科目として精神保健学共通科目を配置し、現代社会に資することができるよう精神保健学の統合を図るとともに、さらに、看護学専攻、健康支援科学専攻との共通科目も配置し、この分野の諸課題を学び直し精神保健学を総合的に履修できる。

- ③2分野ともに、特論、演習、研究を合計16単位配置し、当該分野の基礎的研究教育を重視し、応用研究実践を支援している。

ウ. 健康支援科学専攻

- ①共通科目では、看護学専攻、精神保健学専攻、健康支援科学専攻に共通した内容や相互の専門以外の内容を共に学修できるよう配置され、包括的な視点で総合的に学ぶことができるよう配置されている。
- ②共通科目では、「健康支援」という概念を考える上で必要な基礎能力の涵養を図るため、医学、理学療法学、鍼灸学、口腔保健学、看護学、社会福祉学等を専門とする多彩な教員が講義を担当し、学際的な教育・研究環境を整えている。
- ③研究基盤科目では、各分野の研究を遂行するために必要となる定量的解析方法や計測方法或いはその分野の研究理解を深めるために必要な理論などの科目を配置している。
- ④臨床応用科目では、研究基盤科目と並行しながら、常に研究成果を臨床応用・適応するための示唆となりうる臨床実践的な科目を配置している。
- ⑤研究応用科目では、高度化、複雑化、多様化する健康支援科学の実践に対応するため、各分野の課題に対して、科学的根拠に支えられた基礎的理論とその応用を体系的に学べるような科目を配置している。
- ⑥総合では、健康支援科学に関する研究活動の総括として、口腔機能支援科学分野と身体機能支援科学分野に関する研究を位置づけ、修士論文の作成に係る研究指導を行う。

■助産学専攻科

ディプロマ・ポリシーを踏まえて、助産学分野における専門職としての実践能力や基礎的な研究能力を培うために、以下のような教育課程において体系的に学ばせます。

- ①本助産学専攻科では、『基礎助産学』7単位、『助産診断・技術学』10単位、『地域母子保健』2単位、『助産管理』2単位を編成し、『助産学実習』は12単位を編成する。さらに、『総合助産学』を1単位編成し、合計34単位を修了要件とする。所定の単位を修めた者に助産師国家試験の受験、受胎調節実地指導員申請の資格を取得できる。
- ②『基礎助産学』では、専門職ある助産師としての姿勢を学ぶとともに、助産診断や技術学の展開に必要な基礎的知識を学ぶ授業科目を配置する。
- ③『助産診断・技術学』では、母子の健康を科学的根拠・論理的思考に基づいた助産過程の展開ができるように、分娩介助を含めた助産ケアの具体的な知識と実践的な技術方法を学ぶ。また、新生児蘇生法普及事業の「専門」コースを取得できる授業科目を配置する。
- ④『地域母子保健』では、少子高齢化社会の中、地域で暮らすあらゆる女性と子ども及びその家族の生活や健康支援に向けた保健・医療・福祉チームとの協働・活動を学ぶ。また、出産後4か月までの母子の健康診査と、母乳哺育の確立・継続や断乳ケアの実践的な技術方法を学ぶ授業科目を配置する。
- ⑤『助産管理』では、周産期における質と安全を保障する病院・助産所の助産サービス、職種間地域連携の重要性とあり方を学び、医療や災害における周産期リスクマネジメントを学ぶ授業科目を配置する。

- ⑥『助産学実習』では、講義・演習で学んだ知識・技術・態度を、臨床において統合できるように、産婦の助産ケア及び分娩介助 10 例程度を実践し、妊婦、褥婦と新生児のケアやハイリスクにある母子のケアを実践する。また、行政での母子・女性への保健に関する実践、助産所における助産ケアや助産管理の実際を見学・実践する。そして、保健・医療・福祉チームと協働した助産師の役割や責任についての認識を高められる授業科目を配置する。
- ⑦『総合助産学』では、助産学実習での実践をもとに、科学的根拠と論理的思考、研究的解決策を追求する基礎的能力、助産研究や助産ケアの向上に取り組む姿勢を培う授業科目を配置する。

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性については、教育課程編成方針策定会議及び大学院研究科委員会において両ポリシーの内容を詳細にすり合わせることで確認している。

学部においては、令和 8 (2026) 年度教育課程の一部改正に伴い、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー及び科目ナンバリングの見直しを行った。また、大学院においても、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー及び科目ナンバリングを新たに策定している。

これらのカリキュラムマップ等は、授業科目群の順序性・体系性をディプロマ・ポリシーと関連付けて示したものであり、カリキュラム・ポリシーとの一貫性を確保した内容となっている。【資料 4-2-09】【資料 4-2-10】【資料 4-2-11】

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成しており、関係省庁の指針に従って体系的に構築している。教育課程の編成にあたっては、教育課程編成方針策定会議及びその専門委員会である教務委員会において、必要な検討を重ねてきた。全学科には国家試験受験資格に係る課程があり、開講科目は指定規則等により規定されている。そのため、指定規則やコアカリキュラムを踏まえ、法令改正や関係省庁の指針に応じて適宜カリキュラムの改正を行っている。また、教育課程に関する最新の情報を常時確認し、申請の都度、体系的な編成となっているかを点検している。

履修科目は、幅広い教養並びに保健・医療・福祉分野に関する基礎的知識を総合的に修得する「共通科目」及び「共通専門科目」、専門的知識・技能を修得する「専門科目」、さらに教職免許及び各種資格の取得に必要な「卒業要件外科目」に区分している。これらの科目群はいずれも体系性を確保した上で構成されており、カリキュラム・ポリシーに適合する教育課程として、将来の専門職業人を確実に育成できるよう編成している。

シラバスについては、全教員に「シラバス作成上の留意事項」及び「チェックリスト」を配布し、漏れのないよう記入を促している。そして、教務委員長がシラバスチェック担当者を委嘱し、委嘱された教務委員が所定のチェック項目に基づき第三者的立場から点検を実施している。点検の結果、追加又は修正が必要と認められた場合には、科目担当者に対して修正を求め、修正内容を確認した後、「シラバスチェック完了届」を教務委員長に提出する手続きとしている。また、シラバスは授業科目ごとに、学期（ターム）、科目区分、

授業の目的、到達目標、履修上の注意事項、評価方法、使用テキスト、参考文献、授業計画等の項目を整備し、学生の履修計画や授業の事前事後学修に活用できるように工夫している。

また、大学院及び助産学専攻科についても、それぞれ大学院研究科委員会、助産学専攻科委員会においてカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成している。【資料 4-2-12】【資料 4-2-13】【資料 4-2-14】【資料 4-2-15】

④教養教育の実施

教養教育については、平成 25（2013）年に開設した基礎・教養教育研究センターにおいて、その研究及び教育に取り組んでいる。また、同センターでは、学生の基礎学力向上に関する検討を行うとともに、入学前教育や入学生学力テストの実施を担当している。

令和 7（2025）年度は、基礎・教養教育研究センターを中心として、教育課程編成方針策定会議及び教務委員会において、人間形成に資する教育内容を重視した学部教育を目指して審議を行い、令和 8（2026）年度教育課程の改正を実施した。【資料 4-2-16】

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

本学は、すべての学科において保健・医療・福祉等の臨床に携わる専門職の養成を目的としており、学内での理論的学修と実務教育の統合を図るため、実習指導者や臨床現場で活動する実践家を特別講師として招聘し、最新の知見を踏まえた教育内容の充実に努めている。専任教員の多くも現場経験を有しているものの、現在も臨床に従事する実践家から直接指導を受けることは、授業内容の理解を一層深化させる上で有効である。

また、ICT を活用した教育の推進として、学務情報システム (Campus Square)、Microsoft Forms、Microsoft Teams 等を用い、資料配布や課題提示に加え、双方向型授業の実施を可能としている。さらに、「ICT 利活用による教育推進計画」の策定に向け、現在検討を進めている。

加えて、シラバスには試験・レポート等の課題に対するフィードバック方法、アクティブ・ラーニングの実施内容、双方向型授業における ICT 活用について記載する欄を設け、授業方法の工夫及び改善を促している。

さらに、FD(Faculty Development)研修を 10 月から翌年 3 月にかけてオンデマンド方式及び対面方式により実施し、教員に対して授業設計及び授業実践に関する研修機会を提供している。【資料 4-2-17】【資料 4-2-18】

【エビデンス集】

【カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL】

- ・学 部 <https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/idea/>
- 看護学科 <https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/nursing/summary/>
- 社会福祉学科 <https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/socialwelfare/summary/>
- リハビリテーション学科 <https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/rehabilitation/summary/>

鍼灸スポーツ学科 [https://www.kyushu-](https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/sports/summary/)

[ns.ac.jp/departments/sports/summary/](https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/sports/summary/)

口腔保健学科 <https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/oral/summary/>

・大学院 https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/graduate_school/policy/

・専攻科 <https://www.kyushu-ns.ac.jp/departments/midwifery/>

【カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則】

・九州看護福祉大学教育課程編成方針策定会議設置要項

・九州看護福祉大学教授会規程

【学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など】

・令和7（2025）年度学生便覧（学部・大学院・専攻科）

【教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど】

・カリキュラムマップ（各学科）

・カリキュラムツリー（各学科）

・科目ナンバリングの構成

【履修に関する規則】

・九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程

【教育課程を検討する会議体の規則】

・九州看護福祉大学教育課程編成方針策定会議設置要項 [再掲]

・九州看護福祉大学大学院学則

・九州看護福祉大学助産学専攻科規則

・九州看護福祉大学教授会規程 [再掲]

【シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書】

・令和7年度シラバス作成上の留意事項

【教養教育を検討する会議体の規則】

・九州看護福祉大学基礎・教養教育研究センター規程

【資料 4-2-01】 九州看護福祉大学教授会規程

【資料 4-2-02】 九州看護福祉大学教育課程編成方針策定会議設置要項

【資料 4-2-03】 九州看護福祉大学大学院学則

【資料 4-2-04】 九州看護福祉大学助産学専攻科規則

【資料 4-2-05】 九州看護福祉大学3つのポリシーを示すURL（学部、大学院、専攻科）

【資料 4-2-06】 令和7（2025）年度学生便覧（学部）

【資料 4-2-07】 令和7（2025）年度学生便覧（大学院）

【資料 4-2-08】 令和7（2025）年度学生便覧（助産学専攻科）

【資料 4-2-09】 カリキュラムマップ（各学科・各専攻）

【資料 4-2-10】 カリキュラムツリー（各学科・各専攻）

【資料 4-2-11】 科目ナンバリングの構成（学部・大学院）

【資料 4-2-12】 令和7年度シラバス作成上の留意事項

【資料 4-2-13】 令和7年度シラバスチェックリスト

【資料 4-2-14】 シラバスチェック委嘱状（様式）

【資料 4-2-15】 シラバスチェック完了届（様式）

【資料 4-2-16】 九州看護福祉大学基礎・教養教育研究センター規程

【資料 4-2-17】 ICT 利活用による教育推進計画（案）

【資料 4-2-18】 FD 研修プログラム

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、建学の理念及び教育方針並びに学則等に定める目的を実現するため、教育・研究・社会貢献等の諸活動について点検・評価及び改善を行う内部質保証を恒常的・継続的に推進している。内部質保証の全学的な推進は内部質保証推進会議が担い、自己点検及び評価に係る内容については自己点検・自己評価委員会が統括している。また、教育改善に資する情報収集・分析を行う専門部署として IR 室を設置し、客観的データに基づく教学マネジメントの実効性を高めている。

本学では、建学の理念及び教育方針に基づき策定された三つのポリシーの達成状況を把握し、教育の質保証に向けた改善に活かすことを目的として、アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）を制定している。同ポリシーにおいては、学修成果・教育成果を把握するための指標を明確化し、機関（大学）、教育課程（学部・学科）、授業科目の三つのレベルにおいて体系的に点検・評価を行う枠組みを整備している。

機関レベルでは、教育課程編成方針策定会議において全学的な教育目標の達成状況や教学マネジメントの実施状況を把握し、教育の質保証に関する方針の妥当性及び改善点を検証している。教育課程レベルでは、学科ごとにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を踏まえ、科目配置の適切性、学修成果の達成状況、教育課程全体の有効性を点検している。授業科目レベルでは、シラバスに示された到達目標に対する学生の学修成果を評価し、授業改善に反映している。

これらの点検・評価は、毎年度策定する「内部質保証推進のための年間主要スケジュール」に基づき、計画・実施・点検・改善の PDCA サイクルとして運用している。点検・評価の結果は、内部質保証推進会議及び自己点検・自己評価委員会において共有され、必要な改善措置を講じることで、三つのポリシーに基づく教育の質保証と学修者本位の教育の充実を継続的に図っている。【資料 4-3-01～05】

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

本学では、三つのポリシーに基づく学修成果の把握と評価の結果を、教育内容や授業方法、学修指導の改善につなげるため、さまざまな調査や取組みを組み合わせフィードバックを行っている。

まず、学修成果の把握に関しては、①学修時間、学修行動及び学修成果に関する学生アンケート、②文部科学省が実施する全国学生調査、③卒業時アンケートを実施し、これらのデータを IR 室が分析している。分析結果は、ディプロマ・ポリシーの達成状況を確認するための重要な資料として活用しており、教育課程や授業運営の改善に役立てている。

また、令和 9（2027）年度の本格稼働を目指して、学務情報システム（Campus Square）に学修成果を可視化する機能の導入を検討している。具体的には、学生が修得した成績をもとにディプロマ・ポリシーの達成度をレーダーチャートで表示する仕組みであり、学生自身が学修状況を視覚的に把握できるようになることで、学修意欲の向上や主体的な学びの促進が期待される。

さらに、令和 7（2025）年度は新たな取組みとして、全学科の学生を対象に、授業や実習、教育課程について「良かった点」や「改善してほしい点」を教員が直接ヒアリングする機会を設けている。加えて、令和 7（2025）年度は学長・副学長等が直接学生と意見交換を行う「ゆうあい会」を 2 回開催し、学生の率直な意見や要望を把握する機会として活用している。こうした直接的な対話を通じて得られた学生の声は、より具体的で実践的な改善につながっている。

これらの調査結果や学生からの意見は、関係委員会や内部質保証推進会議で共有され、教育内容・方法や学修指導の改善に向けた取組みへと繋げている。こうしたフィードバックの仕組みにより、本学は三つのポリシーに基づく教育の質向上を継続的に進めている。

【資料 4-3-06～11】

【エビデンス集】

【大学が求める学修成果を示す文書など】

- ・（準備中）

【大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など】

- ・（準備中）

【学修成果の把握・評価の方針】

- ・九州看護福祉大学アセスメント・ポリシー及び項目別アセスメント指標

【学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則】

- ・九州看護福祉大学教育課程編成方針策定会議設置要項

【学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果】

- ・令和 6 年度学修時間、学修行動及び学修成果に関する学生アンケート
- ・令和 6 年度卒業時アンケート

【学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録】

- ・令和 6 年度第 2 回教育課程編成方針策定会議議事録

- 【資料 4-3-01】九州看護福祉大学内部質保証に関する規程
- 【資料 4-3-02】九州看護福祉大学 IR 室に関する規程
- 【資料 4-3-03】九州看護福祉大学教育課程編成方針策定会議設置要項
- 【資料 4-3-04】九州看護福祉大学アセスメント・ポリシー及び項目別アセスメント指標
- 【資料 4-3-05】令和 7 年度内部質保証推進 年間主要スケジュール表
- 【資料 4-3-06】令和 6 年度学修時間、学修行動及び学修成果に関する学生アンケート
- 【資料 4-3-07】令和 6 年度「全国学生調査（第 4 回試行実施）」報告書
- 【資料 4-3-08】令和 6 年度卒業時アンケート
- 【資料 4-3-09】教育活動への学生の参画促進 グループワーク実施報告
- 【資料 4-3-10】令和 7 年度ゆうあい会（学生との意見交換会）報告（第 1 回・第 2 回）
- 【資料 4-3-11】令和 7 年度教育課程編成方針策定会議議事録（第 5 回・第 6 回）

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・本学では、学部、大学院、並びに助産学専攻科において、それぞれディプロマ・ポリシーを策定し、学部においては授業科目群の順序性・体系性をディプロマ・ポリシーと関連付けて示したカリキュラムツリー、カリキュラムマップ及び科目ナンバリングを学務情報システム上で学生に周知している。一方、大学院においては、令和 8（2026）年度に向けてカリキュラムツリー、カリキュラムマップ及び科目ナンバリングを策定するなど、系統的な教育の実施体制が出来ている。
- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、実習に関する内規（実習の先修科目）、卒業認定基準が策定・周知されており、単位認定や卒業認定等については教務委員会等で審議後、教授会での決定となり、客観的で厳正に実施されている。
- ・本学では、建学の理念及び教育方針に基づき策定された三つのポリシーの達成状況を把握し、教育の質保証に向けた改善に活かすことを目的として、アセスメント・ポリシーを制定している。同ポリシーにおいては、学修成果・教育成果を把握するための指標を明確化し、機関（大学）、教育課程（学部・学科）、授業科目の三つのレベルにおいて体系的に点検・評価を行う枠組みを整備している。機関レベルでは、教育課程編成方針策定会議において全学的な教育目標の達成状況や教学マネジメントの実施状況を把握し、教育の質保証に関する方針の妥当性及び改善点を検証している。教育課程レベルでは、学科ごとにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を踏まえ、科目配置の適切性、学修成果の達成状況、教育課程全体の有効性を点検している。授業科目レベルでは、シラバスに示された到達目標に対する学生の学修成果を評価し、授業改善に反映している。これらの点検・評価は、毎年度策定する「内部質保証推進のための年間主要スケジュール」に基づき、計画・実施・点検・改善の PDCA サイクルとして運用している。点検・評価の結果は、内部質保証推進会議及び自己点検・自己評価委員会において共有され、必要な改善措置を講じることで、三つのポリシーに基づく教育の質保証と学修者本位の教育の充実を継続的に図っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 本学では、三つのポリシーに基づく学修成果の把握と評価の結果を、教育内容や授業方法、学修指導の改善につなげるため、さまざまな調査や取組みを組み合わせ、フィードバックを行っている。まず、学修成果の把握に関しては、①学修時間、学修行動及び学修成果に関する学生アンケート、②文部科学省が実施する全国学生調査、③卒業時アンケートを実施し、これらのデータを IR 室が分析している。分析結果は、ディプロマ・ポリシーの達成状況を確認するための重要な資料として活用しており、教育課程や授業運営の改善に役立っている。このように、教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバックがなされている。
- 令和 7（2025）年度は新たな取組みとして、全学科の学生を対象に、授業や実習、教育課程について「良かった点」や「改善してほしい点」を教員が直接ヒアリングする機会を設けた。加えて、令和 7（2025）年度は学長・副学長等が直接学生と意見交換を行う「ゆうあい会」を 2 回開催し、学生の率直な意見や要望を把握する機会として活用している。こうした直接的な対話を通じて得られた学生の声は、より具体的で実践的な改善につながっている。これらの調査結果や学生からの意見は、関係委員会や内部質保証推進会議で共有され、教育内容・方法や学修指導の改善に向けた取組みへと繋げている。こうしたフィードバックの仕組みにより、本学は三つのポリシーに基づく教育の質向上を継続的に進めている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 令和 9（2027）年度の本格稼働を目指して、学務情報システム（Campus Square）に学修成果を可視化する機能の導入を検討している。具体的には、学生が修得した成績をもとにディプロマ・ポリシーの達成度をレーダーチャートで表示する仕組みであり、学生自身が学修状況を視覚的に把握できるようになることで、学修意欲の向上や主体的な学びの促進が期待される。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では、教学事項の意思決定機関として教授会を置き、学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与を始め、教育及び研究の基本方針など、管理運営を除くほとんどの事項を審議し、学長が決定することとしている。

②権限の適切な分散と責任の明確化

「九州看護福祉大学教授会規程」第2条では、その構成として、学長、副学長、学科長及び専任の教授をもって組織すると定められており、教授会は学長が議長として招集し、諸規則の制定・改廃、自己点検・自己評価、学生の入学・卒業・休退学、厚生補導・賞罰、成績評価・卒業判定など教学事項に関する重要事項を審議・決定している。【資料 5-1-1】教授会における審議事項を調整する位置付けとして、運営協議会を設置しており、学長、副学長、研究科長、各学科長、各専攻長、基礎・教養教育研究センター長、附属図書館長、保健管理センター長、情報基盤センター長、生涯教育研究センター長、教務委員長のほか、常務理事及び事務局長が構成員となっている。月1回の定例会議では、学長が議長となり、学科を超えた全学的な重要事項を審議するほか、学科会議の報告、教授会審議事項の全学的な調整が行われている。また、教授会及び運営協議会審議事項を精査または協議・検討するために、教授会の下部組織として、自己点検・自己評価委員会を始め各種委員会を設置し、学長は、教授会の審議をふまえ、重要事項を決定しており、学長のリーダーシップが適切に確立・発揮できる体制となっている。【資料 5-1-2】

教授会には、教員人事を含め、各種委員会から上申された重要事項が審議または報告されることになり、教授会の議長である学長が教学関係のすべての業務を把握できる仕組みとなっている。また、各種委員会のうち重要な委員会の委員長は学長指名となっており、学長の意思が委員会に反映されることになる。さらに、学長は学生の保護者が構成員となっている後援会にも顧問として出席しており、学生・保護者の要望等についても把握できるため、それらの要望を関係委員会で協議させることができる。【資料 5-1-3】

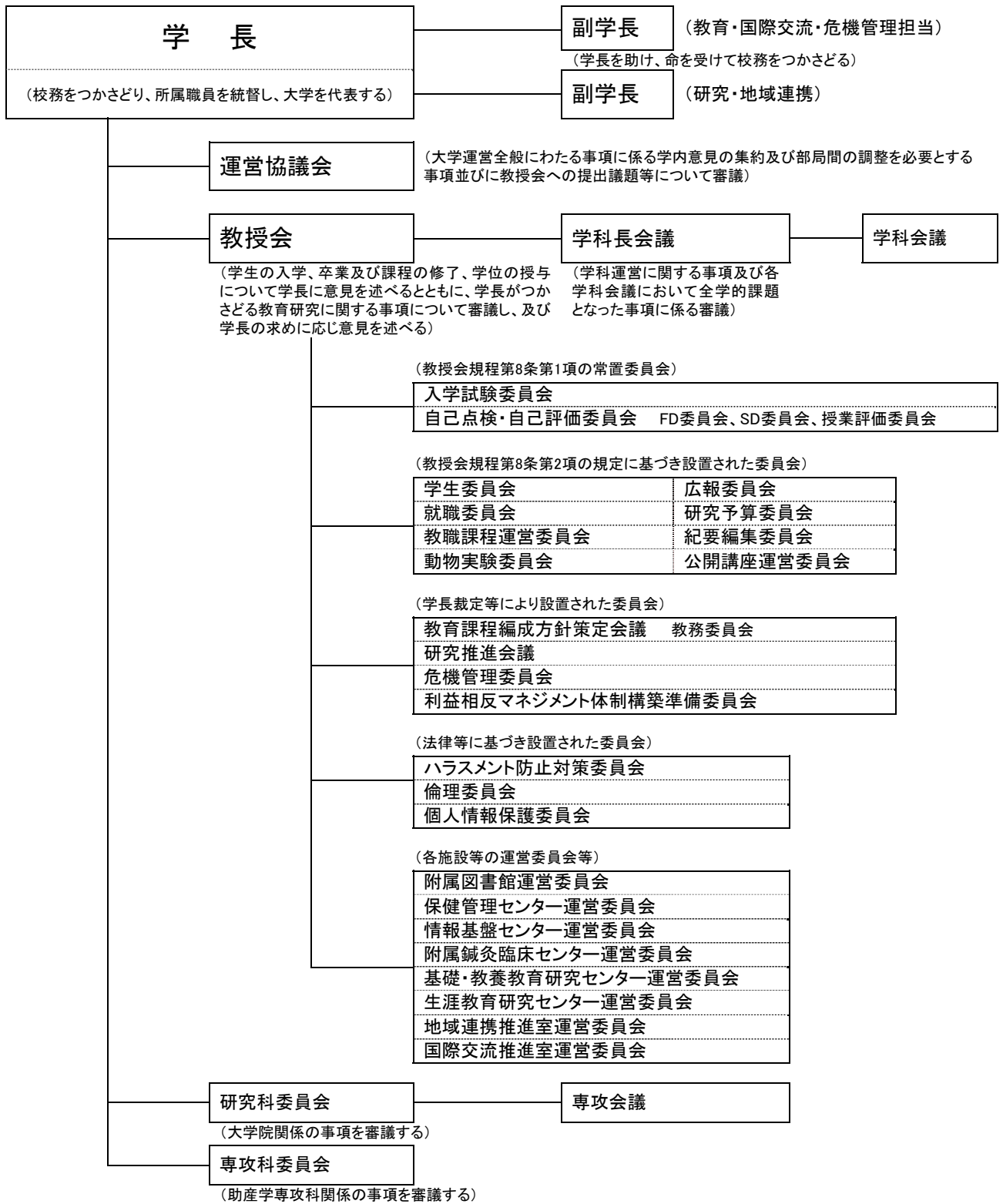
学長は、教授会をはじめ、入学試験委員会及び人事委員会など多くの重要事項の決定に直接かかわるため、大学運営を補佐する体制として2名の副学長を置いている。2名の副学長の職務分担については教育担当と研究担当に分けることを基本に学長が定めることと細則に規定されており、権限の適切な分散と責任の明確化を実現している。【資料 5-1-4】

③職員の配置と役割の明確化

教育課程編成方針策定会議及び同会議の専門委員会の位置付けである教務委員会の構成員に教務課長を加えるなど、各種委員会の構成員には、教員と共に事務職員を配置することとしており、教職協働による教学マネジメントの機能性を維持している。【資料 5-1-5】

以下に、組織・会議・委員会図を示す。(図 5-1-1)

図5-1-1 九州看護福祉大学組織・会議・委員会図



【エビデンス集】

【大学の意思決定に関する組織図】

- ・九州看護福祉大学組織・会議・委員会図

【大学の意思決定に関する会議体の規則】

- ・九州看護福祉大学運営協議会設置要項
- ・九州看護福祉大学教授会規程

【学長の職務権限に関する規則】

- ・学校法人熊本城北学園組織運営規程

【教授会に関する規則】

- ・九州看護福祉大学教授会規程

【教授会の開催日時・議題一覧】

- ・教授会次第（令和7年度4月1日～令和8年度5月1日までの開催分）

【学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書】

- ・退学許可書
- ・退学許可書送付状

【事務局組織図】

- ・学校法人熊本城北学園組織運営規程

【事務分掌に関する規則】

- ・学校法人熊本城北学園事務分掌及び職務権限に関する規程

【職員採用・昇任の方針・規則】

- ・事務職員人事制度の概要

【資料 5-1-1】九州看護福祉大学教授会規程

【資料 5-1-2】九州看護福祉大学運営協議会設置要項

【資料 5-1-3】九州看護福祉大学後援会会則第8条

【資料 5-1-4】九州看護福祉大学副学長職務分担に関する細則

【資料 5-1-5】九州看護福祉大学教育課程編成方針策定会議設置要項第2条、第6条

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしていない。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学は、建学の理念及び各学科の教育課程に基づく教育目的を具現化するため、大学設置基準に定める必要専任教員数を配置している。大学全体の収容定員に応じた教授数については、令和7（2025）年5月1日時点では2名の不足であったが、令和8（2026）年3月

31日付けでリハビリテーション学科の特任教授が1名退職したため、未充足は3名となっており、早急に補充する必要がある。(表5-2-1)

表5-2-1 教員構成

令和7年5月1日現在

学 科	専任教員数					設置基準上必要教員数	設置基準上必要教授数	助手
	教授	准教授	講師	助教	計			
看護学科	9	3	8	7	27	12	6	0
社会福祉学科	6	4	6	2	18	12	6	1
リハビリテーション学科	5	1	5	3	14	8	4	0
鍼灸スポーツ学科	4	3	1	5	13	8	4	0
口腔保健学科	4	1	1	2	8	8	4	0
基礎・教養教育研究センター	2	1	1	0	4	—	—	0
大学全体の収容定員に応じた教員数	—	—	—	—	—	16	8	—
合 計	30	13	22	19	84	64	32	1

令和7(2025)年5月1日時点で大学院設置基準に定める大学院教員数は、精神保健学専攻において、研究指導教員または研究指導補助教員が1名不足であったが、令和8(2026)年3月31日付けで特任准教授が1名退職したことより未充足は2名となっており、早急に補充する必要がある。

教員の採用にあたっては、「学校法人熊本城北学園就業規則」第5条に定めているとおり、「関係者においてあらかじめ選考し、理事長が任命することとなる。あらかじめ選考するために「学校法人熊本城北学園組織運営規程」に定められた人事委員会が設置され、「九州看護福祉大学教育職員選考に係る資格基準」に基づき、研究歴、教育歴、人物を中心に審査されるが、准教授・講師・助教の選考については、この資格基準とあわせて「九州看護福祉大学准教授・講師・助教の選考に係る資格基準の運用について(申し合わせ)」も適用される。また、採用に際しては、公募を原則としており、教員の退職等に伴う欠員補充、あるいは新たに開設する授業科目等の追加に伴う増員等を含む人事計画案が各学科等の長から学長に提出され、学長から理事長に上申される。理事長から人事計画が承認された場合は、人事計画案に基づき広く公募が行われる。その後、各学科等の教授会で選考され推薦された候補者について、人事委員会で審査された後、教授会の議を経て理事長が任命することとなっている。(図5-2-1)【資料5-2-1】【資料5-2-2】【資料5-2-3】【資料5-2-4】

図 5-2-1 教育職員採用等の手続き

人事計画の発議	学科長	人事計画の作成・提出
	学長	理事長に上申
↓		
人事計画の承認	理事長	人事計画の承認
↓		
学外・学内募集	総務課	募集事務
↓		
一次審査 (任用等の適否審査)	学科・専攻	候補者の資格審査、採用、昇任の適否の審査
↓		
二次審査 (任用等の適否審査)	人事委員会	学科の審議結果について審査
	教授会	学長が人事委員会の審査結果を教授会へ上申
↓		
決 定	理 事 長	候補者の任用

【エビデンス集】

【教員の採用・昇任の方針・規則】

- ・九州看護福祉大学教育職員選考に係る資格基準

【教員人事に関する会議体の規則】

- ・学校法人熊本城北学園人事委員会細則

【資料 5-2-1】 学校法人熊本城北学園就業規則第 5 条

【資料 5-2-2】 学校法人熊本城北学園組織運営規程第 22 条

【資料 5-2-3】 九州看護福祉大学教育職員選考に係る資格基準

【資料 5-2-4】 九州看護福祉大学准教授・講師・助教の選考に係る資格基準の運用について（申し合わせ）

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

FD(Faculty Development)研修実施においては、参加者の要望を聞き、反映できるような研修内容を計画した。研修の実施時期についても参加が可能な時期に設定することで、研修受講率を高められるようにした。

FD委員においては、各学科とセンターの会議において教員の意見を集約するといった活動が増えることになったが、要望を実現するために有効であった。また、FD研修の講師の選定にあたっては、研修の講師経験があり、大学における講義等で活用できる知識・技術

を保有する方に講師をお願いした。教員は研修を受講することで、実施している講義に研修内容を還元できるようになった。【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SD(Staff Development)研修においてもFD研修と同様、学科あるいは部局の要望を聞き、反映できるような研修内容を計画している。本学の大学運営にも関わり、状況を把握している教員が講師となることで、研修が身近に感じられ、参加もしやすくなっている。SD研修のテーマについては、本学と関係の深い玉名市における「男女共同参画事業計画」と連動した研修テーマを設定し、主要施策である「保育・教育における男女共同参画の意識づくり」に寄与するような研修内容とした。SD研修が職員の意識づくりに役立てられている。【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】

【エビデンス集】

【FDの方針・計画】

- ・九州看護福祉大学におけるSD・FDの基本方針

【FDの実施報告書】

- ・令和6年度九州看護福祉大学SD・FD実施報告書

【SDの方針・計画】

- ・九州看護福祉大学におけるSD・FDの基本方針

【SDの実施報告書】

- ・令和6年度九州看護福祉大学SD・FD実施報告書

【資料 5-3-1】 令和7年度FD研修の受講案内(教育職員)

【資料 5-3-2】 令和7年度SD・FD研修プログラム

【資料 5-3-3】 令和7年度SD研修の受講案内(教育職員)

【資料 5-3-4】 令和7年度SD研修の受講案内(教育職員以外)

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

①研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、「研究を背景とした教育の充実」を標榜し、特に基礎分野での研究力の向上に力を入れている。それを施設・設備面からバックアップするため、3号館に共同研究室を設置し、特に鍼灸の治療効果を多面的に解析し、科学的に検証するための研究機器を導入して、学科の枠を超えた研究活動に取り組んでいる。また、本館には薬理・病理実験実習

室及び共同実験室を設置し、多岐にわたる疾病の原因を明らかにし、それによって引き起こされる症状や薬剤が疾病に効くメカニズム等の研究を行っている。【資料 5-4-1】

②研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、「九州看護福祉大学倫理委員会規則」及び「九州看護福祉大学研究倫理指針」の下、本学教員及び大学院生が実施する調査・研究において、対象者の尊厳、人権の尊重等の倫理的観点及びそれらに係る科学的観点から適切に行われるか否かを審査する組織として「倫理委員会」を設置している。倫理委員会の審査を受けようとする教員及び大学院生は、予め「倫理審査申請書チェックシート」において自己チェックを行った後、審査請求を行う。倫理委員会の審査においては、上記規則等に則り、厳正な審査を行っている。

【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】

また、文部科学大臣が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」並びに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「九州看護福祉大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」（以下、「不正行為防止規程」という。）、「九州看護福祉大学における公的研究費の取扱いに関する規程」（以下、「公的研究費取扱規程」という。）及び「九州看護福祉大学公的研究費に係る内部監査内規」を制定し、適切な運用体制を整備している。【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】【資料 4-4-6】

さらに、「不正行為防止規程」及び「公的研究費取扱規程」に基づき、「九州看護福祉大学公的研究費の不正防止に関する基本方針」（以下、「不正防止基本方針」という。）を制定し、大学ホームページに公表している。この「不正防止基本方針」では、公的研究費の適正な管理・執行に必要な事項を定め、研究者（全教員）や管理者（コンプライアンス推進責任者：学科長等）など、関係する構成員全員に周知するとともに、構成員の意識向上のために、「研究活動に関するコンプライアンス教育、研究倫理教育実施計画」（以下「教育実施計画」という。）による教育を実施し、関係ルールを遵守し文書において不正を行わない旨の誓約を求めている。研究倫理教育では、日本学術振興会の「研究倫理 e-ラーニングコース」を受講することとしており、全教員の研究倫理意識の向上を図っている。【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】【資料 5-4-9】

③研究活動への資源の配分

「研究を背景とした教育の充実」という目標を資金面からバックアップするため、本学では全教員に対して教育研究費（1人当たり 27 万円）を配分している。また、研究活動を支援するため、「学長裁量経費」（予算枠 2,400 万円）の一部を、研究活動に必要な高額実験機器備品の申請に対して購入費を配分するとともに、英文による学術論文が学会誌等へ掲載された教員に対して教育研究費の増額配分を行っている。これらの研究活動支援については、学長の諮問機関である研究推進会議の審議を経て採択されている。【資料 5-4-10】

【エビデンス集】

【研究環境に関する調査の結果】

- ・（準備中）

【研究環境整備の方針・計画】

- ・(準備中)

【研究倫理に関する規則】

- ・九州看護福祉大学倫理委員会規則
- ・九州看護福祉大学研究倫理指針
- ・九州看護福祉大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程

【研究費の適正利用に関するマニュアル】

- ・各種研究費の取扱いについて【HPに掲載】
- ・出張に関する留意事項【HPに掲載】

【研究活動への資源配分に関する規則】

- ・(準備中)

【科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書】

- ・令和8年度科学研究費助成事業(科研費)の公募について【メール配信】

【外部資金応募・獲得の実績一覧】

- ・科学研究費補助金 年度別交付状況(新規+継続)

【資料5-4-1】共同研究用機器備品一覧

【資料5-4-2】九州看護福祉大学倫理委員会規則

【資料5-4-3】九州看護福祉大学研究倫理指針

【資料5-4-4】九州看護福祉大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程

【資料5-4-5】九州看護福祉大学における公的研究費の取扱いに関する規程

【資料5-4-6】九州看護福祉大学公的研究費に係る内部監査内規

【資料5-4-7】九州看護福祉大学公的研究費の不正防止に関する基本方針

【資料5-4-8】研究活動に関するコンプライアンス教育、研究倫理教育実施計画

【資料5-4-9】誓約書[教育職員用]

【資料5-4-10】学長裁量経費購入分機器備品一覧

[基準5の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

- ・学長は教授会や各種委員会等において重要事項の決定に直接かかわっており、リーダーシップを適切に発揮するための体制は確立されている。
- ・大学運営を補佐する2人の副学長については「九州看護福祉大学副学長職務分担に関する細則」により、「教育担当」と「研究担当」として職務分担することを定め、組織上の役割と責任を明確にしている。
- ・教職共同についても教授会下の主要な各種委員会には教員とともに委員として事務職員を加えるなど、権限を適切に分散し責任と役割を明確にした教学マネジメントの適切な運用を図っている。
- ・教学マネジメントの確立として学内での内部質保証のPDCAサイクルの体制は整っている。PDCAサイクル体制と三つのポリシーに基づく教育体制も整いつつあると認められた。

2. 教員の配置

- ・各学科に係る指定規則等（保健師助産師看護師学校養成所指定規則、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則、歯科衛生士学校養成所指定規則）に定められた基準以上の専任教員を配置している。

3. 教員・職員の研修・職能開発

- ・FDについては、令和6（2024）年度からの新たな取組みとして、授業内容・方法を改善し向上に取り組んだ教員の表彰とその優れた取組事例の講演を行った。今後も継続し教育の質の向上に繋げていきたい。
- ・FD研修会及びSD研修会は、組織的、計画的に実施しており、研修会後のアンケートや学生による授業評価アンケート調査をフィードバックして教育内容・方法、業務の改善・向上に活かしている。

4. 研究支援

- ・研究支援に関しては、研究環境の整備とともに教育研究費や学長裁量経費の制度を設ける一方、不正防止に係る各種規程の制定と倫理委員会の審査など研究倫理の厳正な運用を行っている。本学では「不正防止基本方針」を定め、「教育実施計画」による教育を実施したことで、全教員に対する研究倫理への意識向上が図れている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・保健・医療・福祉の分野における進歩は著しく、今後も社会情勢に対応した教育研究組織を設置し、それぞれの目的を掲げたうえで保健・医療・福祉の専門職の養成して欲しい。
- ・貴学が、看護、福祉等の分野において、専門性を有する人材の養成に取り組まれていることは、地域にとってたいへん意義深い。今後も大学の教育、研究活動が地域社会の課題やニーズを踏まえた形で展開されることを期待する。
- ・収容定員に応じた教授数については、未充足は2名程度とあり、その改善・向上方策として、人事計画を策定して学外公募や学内の昇任人事を行なうとある。昨年度の自己評価でも収容定員に応じた教授数が未充足とあったので、人事計画を早急に策定し、大学設置基準で定められた教授数は、絶対に確保するべきではないか。
- ・教授数不足により教育の質が低下しないよう、大学全体としての必要教員数の把握に努めて欲しい。
- ・教員、職員が連携し、教育、学生支援に取り組まれている点は重要であると考え。引き続き教育の質の維持・向上を図るため、教員の専門性の向上や働きやすい環境づくりが進められることを望む。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・教員の配置については、適切な基準・手続きにより行っており、今後も公募による教員の確保に努めていく。令和6（2024）年7月1日に実施した内部質保証推進会議による検証結果では内部質保証に関するPDCAサイクル体制と三つのポリシーに基づく教育体制も整いつつあると認められた。これからは、本学の三つのポリシーに基づく取組みを

学長のリーダーシップの下でさらに実効性のあるものにし、大学全体としての教学マネジメントをより良いものにしていく。

- 学科の必要教員数は各学科で把握しているが、大学全体の収容定員に応じた教授数については、各学科で把握することは困難である。そのため、大学全体としての必要教員数を把握し、不足が生じた場合の教授確保のために人事委員会では全学的な人事計画を策定し、それに沿って学外公募または学内での昇任人事等を行い、教授数不足により教育の質が低下しないよう努める。
- 研究倫理に関する一層の意識向上を図るため、大学院に所属する学生に対しても、研究者として研究費の不正使用や研究における不正行為を行わないようにするために、「教育実施計画」による教育を受講させる取組みを検討する。
- 研究環境に関する調査の実施、研究環境整備の方針・計画の策定及び研究活動への資源配分に関する規則の制定について検討を進める。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①経営の規律と誠実性の維持

「学校法人熊本城北学園寄附行為」第 3 条に規定する目的である「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人間性豊かな人材を育成することを目的とする」と明確に示し、関係法令遵守の趣旨に従い、諸規程を定めている。職員の規律については、「学校法人熊本城北学園就業規則（以下「就業規則」という。）」第 28 条に勤務心得として、第 33 条に禁止行為として規定し、職員が法令や関係規則等を遵守し、適正に履行することを求めており、規律性及び誠実性を維持しつつ堅実な運営に努めている。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】一方で、経営の規律及び誠実性の観点から見れば、「学校法人熊本城北学園経理規程（以下「経理規程」という。）」第 1 条に「経理業務を正確かつ迅速に処理し、財政及び経営状況を明らかにして経営の能率的な運営と教育の充実を図り、もって学園経営の安定に資することを目的とする」と規定し、学校法人会計基準に基づき処理しなければならないと定めている。【資料 6-1-3】

情報公開については、私立学校法で公表を義務付けられている監査報告書や財務諸表等、学校教育法施行規則で義務付けられている教育研究活動等の状況についての情報その他、「寄附行為」は勿論のこと、「学校法人熊本城北学園情報公開取扱規程」や「学校法人熊本城北学園情報公開取扱細則」で詳細に規定し、本学 Web サイトで公開している。【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】

私立大学として社会に対する説明責任を果たし、高等教育における重要な役割を担っていくためには、社会からの信頼と支援が欠かせないと認識のもと、令和 7（2025）年 4 月から適用が開始された「日本私立大学協私立大学版ガバナンス・コード〈第 2.0 版〉」を準拠している。今後、定期的に遵守状況を確認し、大学運営を行っていくことで、多くのステークホルダーや地域社会から信頼される大学として、その存在感をさらに高めていくことが重要である。【資料 6-1-7】

②環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮としては、受動喫煙の防止を謳った健康増進法の趣旨を踏まえ平成 28（2016）年から敷地内全面禁煙を実施しており、学生や職員の健康維持に一定の効果をもたらしたと考えている。また、平成 26（2014）年に学内の照明をすべて LED 化し、空調設定温度の適正化に対して全学的な協力を呼びかけるなど、消費電力の削減に積極的に取り組んでいる。人権への配慮としては、「ハラスメントの防止」、「個人情報保護」、「公益通報」に関する規程に従い、人権侵害の防止及び人権侵害行為が生じた場合の問題解決につ

いて、組織的に取り組むこととしている。ハラスメント防止については、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等を防止するための委員会を設置し、また常時そのような問題に対処できるよう相談員を配置している。個人情報保護については、個人情報の保護が人格の尊厳に由来する基本的要請であることから、個人情報の収集、管理、利用等に関して大学及び職員に責務を負わせ、委員会を中心に人権侵害にあたる行為の発生を防止する体制を整備している。公益通報に関しては、法人及び大学の自浄作用を高め、不正行為の早期発見と是正を図り、法人及び大学の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性を確保するため公益通報に関する規程を制定しており、その中で通報者が制裁その他不利益な取扱いを受けないよう、その保護について規定している。【資料 6-1-11】【資料 6-1-12】【資料 6-1-13】

安全への配慮としては、「学校法人熊本城北学園職員安全衛生管理規則」、「学校法人熊本城北学園衛生委員会規程」、「九州看護福祉大学保健管理センター規程」、「九州看護福祉大学保健管理センター運営委員会規程」に関する規程に従い、対応しており、特に保健管理センターでは、感染症予防や熱中症に関する注意喚起を行うなど、学生及び職員のメンタルヘルスを含む包括的な健康支援と良好な職場環境の形成に努めている。また、防火・防災に関する「消防計画」及び「危機管理基本マニュアル」の策定等、災害時の危機管理体制を整備するとともに、全職員及び新生を対象とした、避難訓練及び消火訓練を含めた災害発生時の防災訓練を毎年度実施するなど、学生及び職員の安全確保に努めている。【資料 6-1-14】【資料 6-1-15】【資料 6-1-16】【資料 6-1-17】【資料 6-1-18】【資料 6-1-19】【資料 6-1-20】

【エビデンス集】

【組織倫理に関する規則】

- ・学校法人熊本城北学園寄附行為
- ・学校法人熊本城北学園就業規則
- ・学校法人熊本城北学園経理規程

【情報公表に関する規則】

- ・学校法人熊本城北学園情報公開取扱規程
- ・学校法人熊本城北学園情報公開取扱細則

【学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL】

- ・ <https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/>

【私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL】

- ・ <https://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure/>

【内部統制システムの基本方針】

- ・学校法人熊本城北学園内部統制システム整備の基本方針

【内部統制の組織体制を示す図】

- ・内部統制システム組織図

【内部統制に関する規則】

- ・学校法人熊本城北学園理事会運営規則
- ・学校法人熊本城北学園事務分掌及び職務権限に関する規程

- ・学校法人熊本城北学園文書処理規程
- ・学校法人熊本城北学園文書保存規程
- ・学校法人熊本城北学園評議員会運営規則
- ・学校法人熊本城北学園における公益通報に関する規程
- ・学校法人熊本城北学園監事監査等職務規則

【ハラスメント防止に関する規則】

- ・九州看護福祉大学ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程

【個人情報保護に関する規則】

- ・九州看護福祉大学個人情報の保護に関する規程

【危機管理に関する方針・規則】

- ・九州看護福祉大学危機管理規則

【危機管理に関するマニュアル】

- ・九州看護福祉大学危機管理基本マニュアル

【資料 6-1-1】 学校法人熊本城北学園寄附行為第 3 条

【資料 6-1-2】 学校法人熊本城北学園就業規則第 28 条及び第 33 条

【資料 6-1-3】 学校法人熊本城北学園経理規程第 1 条

【資料 6-1-4】 学校法人熊本城北学園情報公開取扱規程

【資料 6-1-5】 学校法人熊本城北学園情報公開取扱細則

【資料 6-1-6】 日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>

【資料 6-1-7】 日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>「点検結果報告書」

【資料 6-1-8】 九州看護福祉大学教授会規程

【資料 6-1-9】 九州看護福祉大学運営協議会設置要項

【資料 6-1-10】 九州看護福祉大学学科長会議設置要項

【資料 6-1-11】 学校法人熊本城北学園第三次中期経営計画

【資料 6-1-12】 九州看護福祉大学ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程

【資料 6-1-13】 九州看護福祉大学個人情報の保護に関する規程

【資料 6-1-14】 学校法人熊本城北学園における公益通報に関する規程

【資料 6-1-15】 学校法人熊本城北学園職員安全衛生管理規則

【資料 6-1-16】 学校法人熊本城北学園衛生委員会規程

【資料 6-1-17】 九州看護福祉大学保健管理センター規程

【資料 6-1-18】 九州看護福祉大学保健管理センター運営委員会規程

【資料 6-1-19】 九州看護福祉大学消防計画（令和 7 年 4 月）

【資料 6-1-20】 九州看護福祉大学危機管理基本マニュアル

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人では、寄附行為第 13 条に基づき、法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督する機関として理事会を設置し、大学の使命・目的の達成に向けた意思決定を行う体制を整備している。理事会の権限、決議事項、運営方法については、寄附行為及び「学校法人熊本城北学園理事会運営規則」により明確に定められており、法人運営に関する重要事項は、理事会において適切に審議・決定されている。【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】

理事の選任については、寄附行為第 6 条に基づき、評議員会の意見を事前に聴取した上で理事会が選任する仕組みとなっている。また、自治体の長、医師会長等の地域関係者を含む外部理事を一定数選任することで、大学の使命・目的を踏まえつつ、社会的要請や地域の視点を取り入れた意思決定が可能な体制としている。令和 7 (2025) 年度においては、理事 12 名中 7 名が外部理事であり、多様な観点からの意見を反映できる構成となっている。【資料 6-2-3】

理事会の運営については、理事会運営規則に基づき、原則として 3 か月に 1 回以上開催されており、令和 7 (2025) 年度は計 9 回開催された。寄附行為第 19 条第 4 項には、「理事は書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。」となっており、やむを得ず欠席する場合においても、理事の意思を意思決定に反映できる仕組みを整えている。会議に際しては、緊急の場合を除き、会議の 7 日前に議案を送付することで、理事が十分な検討を行った上で審議に臨む体制を確保している。

理事長及び常務理事の職務分担は寄附行為に基づき明確にされており、業務執行状況については理事会で定期的な報告が行われている。さらに、監事は寄附行為に基づき選任され、業務及び財産の状況について監査を行うとともに、理事会に出席し、必要に応じて意見を述べており、理事会の意思決定が適正に行われるよう牽制機能を果たしている。

②使命・目的の達成への継続的努力

本学は、学則第 1 条において、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、国民の保健と福祉の向上に寄与する人材の育成を使命・目的として明確に定めている。この使命・目的を達成するため、学則第 2 条に基づき、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善に継続的に取り組んでいる。【資料 6-2-4】

法人運営の面では、寄附行為第 56 条に基づき、中期的な計画として「第三次中期経営計画」を策定し、理事会において決議・管理している。中期経営計画は、大学の使命・目的を具体化するための基本方針及び重点施策を体系的に整理したものであり、単年度の事業計画や予算編成とも連動させることで、計画的かつ継続的な取組みを可能としている。【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】

内部質保証推進会議において、中期経営計画及び事業計画の進捗状況について定期的に確認が行われており、必要に応じて計画への指導がなされている。年度の中盤から終盤にかけて検証評価がおこなわれ、次年度の取組みに反映されている。また、監事による業務

監査においても、中期経営計画及び事業計画の執行状況や進捗管理体制について確認が行われ、執行部に対する助言がなされている。

教育研究活動の面では、学部・学科ごとに教育研究上の目的を明確化し、その達成状況について自己点検を実施するとともに、教授会等を通じて改善に取り組んでいる。これらの取り組みは、内部質保証の一環として組織的に行われており、使命・目的の達成に向けた継続的な努力として位置づけられている。【資料 6-2-8】

【エビデンス集】

【法人の意思決定に関する組織図】

- ・学校法人熊本城北学園 役員・評議員 一覧表

【予算・決算を承認した際の理事会の議事録】

- ・令和 6 年度第 7 回学校法人熊本城北学園理事会議事録
- ・令和 7 年度第 1 回学校法人熊本城北学園理事会議事録
- ・令和 7 年度第 2 回学校法人熊本城北学園理事会議事録

【理事を選任する会議体の規則】

- ・学校法人熊本城北学園寄附行為
- ・学校法人熊本城北学園理事会運営規則

【理事を選任した際の会議体の議事録】

- ・令和 5 年度第 3 回学校法人熊本城北学園理事会議事録
- ・令和 5 年度第 6 回学校法人熊本城北学園理事会議事録
- ・令和 5 年度第 3 回学校法人熊本城北学園評議員会議事録
- ・令和 5 年度第 9 回学校法人熊本城北学園理事会議事録
- ・令和 5 年度第 10 回学校法人熊本城北学園理事会議事録
- ・令和 6 年度第 2 回学校法人熊本城北学園理事会議事録
- ・令和 6 年度第 3 回学校法人熊本城北学園理事会議事録

【中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録】

- ・令和 6 年度第 5 回学校法人熊本城北学園理事会議事録

【理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書】

- ・令和 7 年度第 2 回学校法人熊本城北学園理事会議事録
- ・令和 7 年度第 4 回学校法人熊本城北学園理事会議事録

【資料 6-2-1】 学校法人熊本城北学園寄附行為

【資料 6-2-2】 学校法人熊本城北学園理事会運営規則

【資料 6-2-3】 学校法人熊本城北学園理事及び評議員選任に関する細則

【資料 6-2-4】 九州看護福祉大学学則

【資料 6-2-5】 学校法人熊本城北学園第三次中期経営計画

【資料 6-2-6】 学校法人熊本城北学園令和 7 年度事業計画

【資料 6-2-7】 学校法人熊本城北学園令和 7 年度予算編成方針

【資料 6-2-8】 九州看護福祉大学内部質保証に関する規程

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①法人の意思決定の円滑化

寄附行為において、法人の重要な審議事項については、理事会における決定に先立ち、評議員会の意見を聴くこと、又は評議員会の決議を経ることが求められている。このため、理事会に付議される重要事項は、あらかじめ評議員会において審議され、その意見や指摘を踏まえた上で理事会に上程されており、両機関の間で継続的な意思疎通と連携が図られている。【資料 6-3-1】

また、理事の選任については、理事会が選任機関となる一方で、評議員会の意見を必ず聴取することが要件とされている。これにより、法人のガバナンスに大きな影響を与える理事の選任において、評議員会の視点が反映される仕組みが確保されており、理事会と評議員会が相互に補完しながら意思決定を行う体制となっている。

一方、教職員の意見や提案をくみ上げる仕組みとして、運営協議会設置要項に基づき運営協議会を設置している。同協議会は、本学の運営に関する学内意見の集約及び部局間の調整を図る必要がある事項並びに教授会への提出議題等について審議する機関であり、法人から理事長、常務理事、大学から学長、副学長のほか、教学部門及び事務部門の管理職等で構成されている。

教授会に上程される議題は、学科会議や各種委員会、事務局内での検討を経て整理されており、この過程を通じて教職員の意見や提案がくみ上げられている。運営協議会には大学執行部も参画していることから、各学科や事務部局等の現場から寄せられる課題や提案について協議が行われ、大学運営に関する学内意見の集約や部局間の調整が図られている。これらの協議内容は、大学執行部とも共有され必要に応じて法人の意思決定過程に反映される仕組みが整備されている。【資料 6-3-2】

②評議員会と監事のチェック機能

評議員の選任については、寄附行為に基づき、学識経験者等から構成され、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮した体制としている。評議員会は、法人の業務及び財産の状況、役員の仕事執行の状況について意見を述べ、又は役員から報告を徴する機関として位置付けられており、理事会が決定する重要事項について、事前に意見を反映させることで、適切なチェック機能を果たしている。評議員会の運営についても、関係規程に基づき適切に行われており、書面又は電磁的方法による意思表示の活用により、評議員の意見が十分に反映される体制が整備されている。【資料 6-3-3】

また、監事については、寄附行為の定めに基づき、独立性及び利益相反に配慮した者が選任されている。監事は、法人の業務及び財産の状況、理事の仕事執行の状況について監

査を行うとともに、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べている。

さらに、寄附行為の定めにより、監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他関係法令で定める事項について調査を行うこととされており、評議員会における審議の適切性を確保している。このことにより、評議員会での審議は、十分な事前確認を前提として行われ、監事によるチェック機能が制度的のみならず運用面においても実効的に機能している。【資料 6-3-1】

決算監査においては、会計帳簿等の確認や関係者への聴取を行うとともに、会計監査人との意見交換を通じて、監査の実効性向上に努めている。また、業務監査についても年度ごとにテーマを設定し、中期経営計画や事業計画の進捗状況等を確認した上で、監査結果を報告書として取りまとめ、法人運営の改善に資する取組みを行っている。【資料 6-3-4】

【エビデンス集】

【評議員を選任した際の会議体の議事録】

- ・令和5年第6回学校法人熊本城北学園理事会議事録
- ・令和6年第1回学校法人熊本城北学園理事会議事録
- ・令和7年第1回学校法人熊本城北学園評議員会議事録

【監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録】

- ・令和5年第3回学校法人熊本城北学園評議員会議事録
- ・令和7年第1回学校法人熊本城北学園評議員会議事録

【予算・決算を審議した際の評議員会の議事録】

- ・令和6年第4回学校法人熊本城北学園評議員会議事録
- ・令和7年第1回学校法人熊本城北学園評議員会議事録

【監事監査に関する規則】

- ・学校法人熊本城北学園監事監査等職務規則

【監事監査計画書】

- ・R7 業務（監事）監査スケジュール
- ・R7 監事業務スケジュール

【資料 6-3-1】 熊本城北学園寄附行為

【資料 6-3-2】 九州看護福祉大学運営協議会設置要項

【資料 6-3-3】 熊本城北学園評議員会運営規則

【資料 6-3-4】 熊本城北学園監事監査等職務規則

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①財務基盤の確立

本学では、寄附行為第3条に規定する目的である「教育基本法及び学校教育法に従い学校教育の実施」を着実に実現するため、法令及び学校法人会計基準に則った適正かつ透明性の高い財務運営の確立に取り組んでいる。

大学設置後20年を経過した令和元（2019）年9月には、「第二次中期経営計画」（5年計画）を策定、令和6（2024）年12月には、「第三次中期経営計画」（令和9（2027）年4月の公立化を予定して2年計画）を策定し、中長期的な視点に立った計画的な大学運営及び財務運営を行っている。【資料6-4-1】

また、中期経営計画を基軸として、毎年度、事業計画及び予算編成方針を策定し、法人及び大学の運営方針を明確化している。事業計画には教育研究活動に加え、財務活動に関する方針も位置付けられており、財政基盤の強化に向けて、収支均衡の達成及び持続可能な財務構造の確立を最重要課題として掲げている。【資料6-4-2】

予算編成にあたっては、事業計画に盛り込まれた各事業について、その必要性や効果を十分に精査したうえで予算化を行い、計画的かつ効率的な資金配分に努めている。加えて、予算執行段階においても、予算と決算の乖離状況を継続的に検証し、必要に応じて補正予算を編成するなど、実態に即した財務管理を行っている。【資料6-4-3】

②収支バランスの確保

安定した大学運営を持続的に行うため、収入の確保と支出の抑制を両立させた収支バランスの確保を重要な経営課題として位置づけている。特に、事業活動収支差額（基本金組入前当年度収支差額）の改善を通じて、財務基盤の安定化を図ることを基本方針としている。

令和7（2025）年度の予算編成方針及び事業計画においては、「教育研究の質的向上及び施設設備の適切な維持・管理」を前提としつつ、自己財源である学生生徒等納付金の安定的確保を最優先課題として位置づけている。加えて、私立大学等経常費補助金をはじめとする外部資金や競争的資金の獲得強化、さらには各種事業の展開による収入増加にも取り組むことで、収入構造の多様化と強化を図っている。

一方、支出面においては、必要と認められる事業には適正な予算措置を講じつつも、教学部門と事務部門が連携し、各部局における事業の再点検や予算管理の一層の厳格化を進めている。これにより、経費の抑制と事業の効率化を図り、限られた財源を効果的に活用する財務管理を徹底している。

こうした収入確保策と支出抑制策を一体的に進めることにより、本学は事業活動収支差額の改善及び黒字化を中長期的な目標として掲げ、年度ごとの財務状況を検証しながら、収支バランスの是正に取り組んでいる。短期的な収支変動に対しては柔軟に対応しつつも、中期的な視点から安定した収支構造の構築を目指すことで、教育研究活動を継続的かつ安定的に支える財務基盤の確立を図っている。【資料6-4-2】

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

令和元（2019）年9月には、「第二次中期経営計画」（5年計画）を策定、令和6（2024）年12月には、「第三次中期経営計画」（令和9（2027）年4月公立化を予定して2年計画）

教育・研究・地域貢献の充実とともに、それらを支える財務基盤の確立を重要な柱として位置づけている。この中期経営計画を財務運営の基本的指針とし、毎年度これを踏まえた事業計画及び予算編成方針を策定することにより、中長期計画と単年度計画とを連動させた運営体制を構築している。事業計画には、教育研究活動のみならず、財務活動に関する方針や重点項目も明示されており、計画的かつ一貫性のある財務運営が行われている。

予算編成にあたっては、中期経営計画に基づく重点施策や事業内容を十分に精査したうえで、必要性や優先度を踏まえた予算措置を講じている。また、事業の実施段階においては、予算の執行状況を継続的に把握・検証し、必要に応じて補正予算を編成するなど、実態に即した柔軟な財務管理を行っている。

さらに、財務運営の適正性と透明性を確保するため、財務諸表、事業報告書、監査報告書等を毎年度作成・公表し、学内外に対する説明責任を果たしている。加えて、監事監査及び理事会によるチェック体制のもと、健全な内部統制の確保に努めており、これらの仕組みが中期的な財務運営を下支えする基盤となっている。【資料 6-4-1】【資料 6-4-2】【資料 6-4-3】

【エビデンス集】

【予算編成方針】

- ・令和 8（2026）年度予算編成方針

【財務計画書】

- ・財務シミュレーション【現状推移】（予測機関：2024 年度～2028 年度）

【外部資金導入の実績】

- ・科学研究費補助金 年度別交付状況（新規+継続）
- ・資産の運用状況

【資産運用に関する規則】

- ・学校法人熊本城北学園資産運用規程

【資料 6-4-1】第三次中期経営計画

【資料 6-4-2】令和 7 年度予算編成方針

【資料 6-4-3】令和 7 年度事業計画」

【資料 6-4-4】財務情報（「事業報告書」「計算書類」監査報告書」）

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①会計処理の適正な実施

決算については、学校法人会計基準の定めるところに従い、財務計算に関する書類（以

下「計算書類」という。)を作成している。これら計算書類の作成に当たっては、学校法人会計基準はもちろん、本法人の「経理規程」、「学校法人熊本城北学園経理規程施行細則」及び「学校法人熊本城北学園固定資産及び物品管理規程」についても遵守し、適正な会計処理を行っている。また、会計年度終了後、2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書等を作成し、監事による決算監査を受けた後、その意見を付し、理事会において審議・決定し、評議員会に報告し意見を求めている。【資料 6-5-1】【資料 6-5-2】
【資料 6-5-3】

予算については、予算年度の収入予想額をもとに各部局に配分した額を踏まえた予算計画書を法人経理課で取りまとめたうえで、理事長、財務担当の常務理事、経理責任者の事務局長、及び経理担当の経理課長による予算編成会議において、予算原案を作成する。その後、学校法人熊本城北学園組織運営規程第 21 条に規定される「大学運営会議」において予算原案を審議し、学内の理事及び評議員による検討を経て、理事会等に上程する予算案としている。その後、評議員会の意見を聴いたうえで理事会において最終決定している。なお、予算と著しく金額がかい離した科目については、適宜補正予算を編成し、予め評議員会の意見を聴いたうえで、理事会において決定している。【資料 6-5-4】

②会計監査の体制整備と厳正な実施

監査法人（公認会計士）による会計監査と監事による業務監査、財産状況の監査及び理事の業務執行監査を受けている。監査法人（公認会計士）による監査は、令和 7（2025）年度は延べ 30 日（10 日/人×3 人）実施されており、理事会並びに教授会の議事録、各種計算書類、会計帳簿、各種証憑類等に対して監査が行われている。また、監査法人（公認会計士）は、監査における独立性を確保しながら、その立場から理事者に対して当該年度における事業活動方針、コーポレートガバナンス、経営見通し、設備投資計画及び内部統制の状況等について意見交換するために、「理事者とのディスカッション」を実施している。さらに、監査法人（公認会計士）は、監事との更なる連携を図るために、定期的に「監事とのコミュニケーション」を実施している。【資料 6-5-5】

【エビデンス集】

【経理に関する規則】

- ・学校法人熊本城北学園経理規程
- ・学校法人熊本城北学園経理規程施行細則
- ・学校法人熊本城北学園固定資産及び物品管理規程

【会計監査人の選任に関する規則】

- ・学校法人熊本城北学園寄附行為
- ・学校法人熊本城北学園評議員会運営規則
- ・学校法人熊本城北学園監事監査等職務規則

【会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など】

- ・監査計画説明書(2025(令和7)年度)
- ・会計監査人の職務の遂行に関する通知書(2025(令和7)年9月29日時点)

【資料 6-5-1】 学校法人熊本城北学園経理規程

【資料 6-5-2】 学校法人熊本城北学園経理規程施行細則

【資料 6-5-3】 学校法人熊本城北学園固定資産及び物品管理規程

【資料 6-5-4】 学校法人熊本城北学園組織運営規程

【資料 6-5-5】 学校法人熊本城北学園監事監査等職務規則

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

【成果が出ている取組み】

本法人では、理事会・評議員会・教職員をつなぐ意思決定プロセスが制度・運用の両面で定着し、実質的に機能している。重要事項は評議員会での事前審議を経て理事会に上程され、理事選任においても評議員会の意見聴取を必須とすることで、ガバナンスの透明性と妥当性を確保している。さらに、教学・事務双方の管理職が参画する運営協議会を通じ、現場の意見や提案を法人の意思決定に反映する仕組みが機能している。あわせて、適正な会計処理と会計監査人・監事による重層的な監査体制により、法人運営の安定性と信頼性が着実に確保されている。

【特色ある取組み】

本学では、地域に根差した看護・福祉系大学としての使命を法人ガバナンスに反映させるため、自治体の長、医師会長、実習受入施設関係者など、地域・実務を代表する外部者を理事・評議員として積極的に参画させている。これにより、大学運営における意思決定に、地域医療・福祉の現場や社会的要請の視点を恒常的に取り入れる体制を構築している点は、本学の大きな特色である。

あわせて、教学部門及び事務部門の管理職、大学執行部等で構成される運営協議会を設置し、教授会提出議題や学内の課題について横断的に協議する仕組みを整備している。学科会議や各種委員会等を通じて集約された教職員の意見や提案を、運営協議会を通じて法人意思決定につなげることで、トップダウンとボトムアップを組み合わせた実質的なガバナンスが機能している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 1 私立大学等経常費補助金を含む外部資金及び競争的資金の獲得強化、さらに各種事業の実施にも注力して、収入の増加を図りながら、必要と認められる事業には適切な予算措置を行いつつ、事業の再点検や予算管理の厳格化により諸経費の削減に努める。また、情報公開に努める。
- 2 地域に根差した大学の特徴を生かし、質の高い生活設計を創造できる人材を輩出すると共に入学定員の充足率を確保し、早期に事業活動収支差額（基本金組入前当年度収支差額）の黒字化を図る必要がある。
- 3 大学運営を取巻く環境が厳しさを増す中、適切な運営に向けた取組みが進められている。今後も、地域に必要とされる大学として、広報活動、情報発信に努める。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

私立大学等経常費補助金をはじめとする外部資金や競争的資金の獲得に継続的に取り組

むとともに、履修証明プログラム等の各種事業を実施し、収入の多様化を図ってきた。あわせて、事業計画に基づく事業の再点検や予算管理の厳格化、経費の見直しを通じて諸経費の削減に努め、限られた財源を有効に活用する体制整備を進めている。また、財務情報や教育研究活動等に関する情報については、Web サイトを中心に情報公開を行い、社会に対する説明責任の履行と大学運営の透明性向上に取り組んでいる。

加えて、本学は地域に根差した大学としての特性を生かし、保健・医療・福祉分野を中心に、質の高い生活設計を創造できる人材の育成を推進してきた。教育研究活動の成果や地域貢献の取組みについては、広報媒体等を通じて発信を行い、志願者確保と入学定員充足率の向上を重要な課題として位置付けている。中期経営計画に基づき、教育研究の質的向上と財務運営の健全化を両立させる取組みを段階的に進めてきた点は、これまでの改善状況として評価できる。

今後は、競争的資金獲得体制の強化や社会的ニーズを踏まえた事業展開を通じて安定的な収入確保を図るとともに、収入増加策と支出抑制策を一体的に進め、事業活動収支差額（基本金組入前当年度収支差額）の早期黒字化を目指す。また広報活動及び情報発信の充実を図り、本学の教育的特色や人材育成の成果を分かり易く社会に伝えることで、地域に必要とされる大学としての存在意義と社会的評価の向上につなげていく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携・協力

A-1. 地域連携

①地域連携

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①地域連携

地域社会との連携・協力に関する方針の明確化として、本学の基本理念の第一の柱には「地域とともに成長する大学」を掲げており、近隣自治体への委員派遣や学生のサークル活動による地域交流等を行っている。さらに、地域が抱える様々な問題に対し、大学の知的資源を広く地域社会へ提供できるよう、平成 27 (2015) 年に地域連携推進室を設置した。これまでも、平成 18 (2006) 年に地元玉名市と相互の人的資源・知的資源の交流・活用を図るため「玉名市と九州看護福祉大学との連携協定」を締結し、また平成 23 (2011) 年には、隣接する長洲町と、包括的な連携協働のもと、住民主体のまちづくりを目指し、知的資源（研究成果）、人的資源（学生の地域貢献）、を活用し協力連携することや、施設、情報などを相互に効果的に活用するなど包括的に連携することを合意し、「九州看護福祉大学、長洲町社会福祉協議会及び長洲町における地域連携に関する基本協定書」を締結していたが、地域連携推進室設置以降、更なる連携強化を図るため、平成 28 (2016) 年、玉名市をはじめとする 2 市 4 町と「連携協力協定」を締結している。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】

（地域社会との連携・協力に関する取組）

- ①平成 28 (2016) 年の近隣 2 市 4 町との「連携協力協定」締結を機に、自治体から推薦された職員を「地域推進員」として委嘱し、これまで積み上げてきた保健・医療・福祉の研究成果や活動実績をもとに、「地域推進員」との意見交換を行ってきた。平成 30 (2018) 年度からは、地域推進員との意見交換の場として「地域推進員会議」を開催している。令和 7 (2025) 年度の地域推進員会議では、令和 6 (2024) 年度 2 市 4 町地域連携及び今後の地域連携について、種々意見交換した。なお令和 7 (2025) 年度は、委員派遣等の 2 市 4 町との連携実績は 57 件であった。【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】
- ②城北地区教育実習連絡協議会は、本学と荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、和水町、長洲町の 2 市 4 町が教育実習等に関する協定を締結して構成している。2 市 4 町の教育委員会及び校長会と本学教職課程とで会合を持ち、教育実習のみならず、学校現場・教育委員会と本学教職課程とのよりよい連携について話し合いを行っている。令和 7 (2025) 年度に開催した協議会では、教育実習の受け入れの依頼と学校現場からのスクールボランティアの要請があった。そして、協議会の継続した開催と運営について意見交換がなされ、スクールボランティアの活動に可能な限り学生が参加できるようにするための方策が課題となった。また、学内からスクールボランティアとして学生が活動している場

では、本学からの参加であることが外部から分かりにくいとの意見があった。そのため、今後の活動においては名札あるいはビブスを着用し、本学からの参加であることが周知できるように工夫することとなった。【資料 A-1-6】【資料 A-1-7】

- ③玉名市では、平成 25 (2013) 年の「第 2 次玉名市食育推進計画」に基づき、毎年食育の啓発を目的とした「たまな健康食育フェア」を開催している。本学口腔保健学科も食育活動のひとつとして参加してきた。令和 7 (2025) 年度は、教員 3 名と学生 5 名が参加し、来場者 220 名を対象に口腔内細菌や口腔湿潤度、口腔機能の測定を行い、検査結果をもとに口腔乾燥と口腔衛生の関係や口腔機能の低下予防などの口腔保健についての啓発を行った。引き続き令和 8 (2026) 年度も健康づくりや口腔保健の専門的な観点から、実行委員として教員を積極的に派遣するつもりである。
- ④海洋スポーツを舞台とした地域との連携活動（短艇訓練部（通称「カッター部」）短艇訓練部（通称「カッター部」）の創部は、本学設立の平成 10 (1998) 年度に遡り、本学が育成する保健・医療・福祉の専門職業人にはチームワークの精神が求められ、また本学の所在する玉名市が有明海に面していることから、海事教育では伝統のあるカッター（短艇）訓練を取り入れ学生にその精神（チームワーク）を涵養しようと設立されたものである。玉名市に隣接する長洲町 B & G 海洋センター前面海域で練習をしており、これまでの競技大会での上位成績は、全日本大会優勝 1 回、準優勝 4 回、西日本大会優勝 2 回、準優勝 4 回である。当カッター部は、長洲町教育委員会との連携協力に関する覚書を締結しており、平成 24 (2012) 年から「長洲町カッター競技大会」を開催している。令和 3 (2021) 年度から長洲町教育委員会が主催、令和 7 (2025) 年度は長洲町スポーツセンターが主催となり、大会の運営を当カッター部が担当し、連携協力をさらに強化することとなった。また新型コロナウイルス感染拡大により中止していた熊本海上保安部との玉名市鍋松原海岸の海岸清掃及び漂着ごみ調査も、令和 4 (2022) 年度に再開し、令和 5 (2023) 年度は天候不良のため中止したが、令和 6 (2024) 年度は 31 名が参加し、関係団体との交流の場となるとともに地域の活性化に貢献している。また、本学カッター部はその他の地域への取組みとして、キッズ防災キャンプ、植樹活動等の支援活動も行っている。【資料 A-1-8】
- ⑤令和 7 (2025) 年度も地域や看護協会の依頼を受け各種事業参加や学生間交流など活発に行った。具体的には、保健師課程の授業で玉名市、熊本市における健康教育の実施、実習施設指導者を招いた公衆衛生看護学実習成果発表会を開催して実習成果の発表を行うなど、地域と連携し学びを深めることができた。そのほか、医療施設の看護研究指導、地域の事業（長洲町健康フェア、長洲町思春期教室、メンタルヘルス講座など）への参加・協力、看護協会の委託事業である高校生 1 日看護学生体験の開催、各種講習会の講師、くまもと県民カレッジ「キャンパスパレア」講師、自治体からの委託を受けた各種委員（自殺対策委員、介護認定審査委員など）業務など、多くの学生・教員が地域での活動を行い、いずれも好評を得た。また、玉名市開催のいだけんマラソン救護ボランティア、くまもと県北病院フェスタボランティアを通して地域交流を行い、貢献することができた。学内では「ぶどうの樹」の協力による学生生活相談会、看護学実習に向けた学生間学習会を通じた学生間交流を実施し、学生による学修支援として有益であった。また、「ぶどうの樹」は 12 月 1 日「エイズデー」に向け有明保健所から依頼された啓発

ポスター、リーフレットの作成に協力し、学内ではそれらを配布してエイズ予防の啓発活動を行った。令和 8（2026）年度も引き続き感染症対策に留意しながら、授業や課外活動を通じた地域の事業への参加・協力、学内における対面での学生相談会、学習会など学生間交流の実施、その他医療施設の看護研究指導、看護協会の事業（高校生 1 日看護師体験）への協力などを計画している。

⑥鍼灸スポーツ学科の学生を主体とする「スポーツサポートチーム Iris」は、地域住民のスポーツ活動、健康づくりや介護予防への多面的なサポートに取り組んでいるサークルであり、近隣の小学校・中学校・高校運動部活動・スポーツクラブの傷害予防をはじめ、玉名市では、平成 25（2013）年の「第 2 次玉名市食育推進計画」に基づき、毎年食育の啓発を目的とした「たまな健康食育フェア」を開催している。食育活動のひとつとして参加してきたが、令和 3（2021）年、令和 4（2022）年については「たまな食育フェア」は新型コロナウイルス感染症拡大のため開催されず参加できなかった。令和 7（2025）年度は、教員 1 名と学生 6 名が参加し、骨密度、身体組成の測定を行い、検査結果をもとに食事と運動の関係などの運動の重要性についての啓発を行った。今後も引き続き令和 8（2026）年度も健康づくりや運動実践の専門的な観点から、参加する予定である。令和 3（2021）年度から開催されている玉名市ウェルネスツーリズムで参加者の健康測定・指導を行っている。加えて地域の（玉名市・南関町・和水町）マラソン大会でのテーピング、ストレッチングを行うなど、総合型スポーツクラブの子供から高齢者までのスポーツイベントで運動指導・体力測定を行っている。

⑦口腔保健学科の学生を主体とする「歯っぴーサークル」は、熊本県北地域市町村において、地域住民を対象に口腔保健活動を行い地域保健活動の質の向上に資する継続的支援を行っている。令和 7（2025）年度は有明保健所事業の「歯と口の健康週間」に参加し、食生活改善推進員たちの食育活動のブースにて一緒に活動を行った。歯周病と全身疾患の知識や歯間清掃の普及を目的として実施した。また、玉名市高齢福祉課の介護予防事業「圏域集合型フレイルチェック」に参加し、オーラルフレイルの評価として口腔機能の測定を担当した。「長洲町の金魚と鯉の郷まつり」の健康フェアにおいては、来場者を対象に口腔機能とガムを用いた咀嚼機能の測定を行い、検査結果に合わせて日常生活での改善点や口腔機能向上の個別指導を実施した。さらに、玉名市包括支援センターと連携し、公民館活動「通いの場」において健口体操や口腔機能向上を目的としたゲームを実施した。多層的なライフステージや多様な生活背景を持つ地域住民にあわせて、口腔保健の重要性を啓発する保健活動を実践し、地域住民の QOL（生活の質）向上に着実に貢献している。海外に対する活動として、地域の NPO・国際 NGO と協力し、カンボジアのトボンクムン州にある小学校への募金を目的に「教育支援プロジェクト」を実施した。アジアの貧困地区の子どもたちへの健康支援及び教育支援を目的に学園祭（優愛祭）にて継続した募金活動を行っている。このように国内外において口腔の健康を通して、地域の健康づくりにつながる学生活動を展開している。

⑧令和 7（2025）年度に実施した城北地区教育実習連絡協議会において、令和 7（2025）年度スクールボランティアの活動状況を報告し、実施要項に基づき、改めて本学へのスクールボランティアの申込方法について説明を行った。スクールボランティアは学習支援をはじめ、運動会、健康診断、歯科教室の補助など多様な活動に学生が参加しており、

このうち協議会を構成する近隣 2 市 4 町での活動は、延べ 84 名であった。協議会の出席者からは、例年の学生によるスクールボランティア参加に対する謝辞をいただいた。

【資料 A-1-9】【資料 A-1-10】

- ⑨地域社会災害サポートチーム「CDST おれんじびーす」は令和 2（2020）年 7 月豪雨災害をきっかけに設立し、被災地人吉市での活動は、代替わりをしながら今年で 5 年目を迎えた。令和 6（2024）年度からは能登半島地震における復旧・復興活動も人吉の活動と並行して行っている。人吉市では継続して「みんなの畑～つながるファーム～」や利用住宅での足湯、住民交流会等の活動を続けるなかで、地域住民のつながりを生み出している。能登半島での活動では、これまでの経験を活かした訪問足湯や公費解体に伴う家財搬出作業等を行っている。また、令和 7（2025）年度には、令和 7（2025）年熊本豪雨にて被災した玉名市にて災害ボランティアセンターの後方支援をはじめ、現場での復旧活動や訪問活動を行った。
- ⑩令和 7（2025）年度は現役理学療法士を対象とするセミナーを 1 回実施した。本学リハビリテーション学科卒業生の組織である九州看護福祉大学リハビリテーション学科同門会の主催で、「産前産後の基礎知識」（講師：井上整形外科クリニック理学療法士・吉良彩加）、「女性の身体の変化と産後の運動療法」（講師：ピラティス整体 Total Balance 理学療法士・菅美香）と題したセミナーを、12 月 18 日（木）にオンラインで開催した。このセミナーには、熊本大学病院、医療法人朝日野会朝日野総合病院といった熊本県内の医療機関に勤務する現役理学療法士が参加した。上記の医療機関はいずれも熊本県内の中核病院であり、地域医療にも貢献しており、当該セミナーで得た見識は、今後の地域医療に貢献するものと期待される。【資料 A-1-11】
- ⑪学校における体育・スポーツ資質向上等推進事業への参画として南関町ではスポーツ庁委託事業を受託し、平成 28（2016）年度、29（2017）年度は「子どもの体力向上課題対策プロジェクト」、平成 30（2018）年度、令和 2（2020）年度は「学校における体育・スポーツ資質向上等推進事業」を通して、南関町における子どもの体力向上の推進、子どもの「できる」の実感の拡大に向け検証改善サイクルを構築するため、実践の検証・研究を行い「地域総がかり」事業を推進してきた。令和 3（2021）年度から、南関子ども体力向上推進コンソーシアムからの依頼を受け、4 つの小学校の体力測定のため、本学から鍼灸スポーツ学科教員を派遣し、プロジェクト会議への参加、実践の検証・研究報告等に携わっており、引き続き、令和 7（2025）年度も地域の課題解決に向け取り組んでいる。また、令和 5（2023）年度からは、玉名市また長洲町において、国の施策である義務教育課程における運動部活動の地域移行にともない、中学校運動部活動地域移行推進委員会が組織され、少子化に伴い運動部活動継続が困難となっていく中、子供の運動の機会・体力低下を防ぐ取組みをしている。その委員会に本学教員が座長を務めて子供の運動の機会を確保する地域課題に関与している。平成 27（2015）年度より始まった産学官連携事業「玉名市こくほ実践講座」では、全 12 回の講座において、基礎体力測定や体操指導助手、健康アセスメントなど多岐にわたるサポートを行っている。この事業は、市民の皆様により実践的で効果的な運動習慣を身に付けてもらうことで、健康づくり増進を目的とする事業である。その取組みが評価され、令和元（2019）年度「熊本県健康づくり県民会議」の地域活動部門において表彰を受け、地域活性の一助となるよう取り

組んでいる。また、令和6(2024)年度より「玉名市こくほ運動実践講座」に伴う医療費データ分析報告書として健康教室に参加する住民の医療費と玉名市全体で支出する医療費について比較検討している。

- ⑫令和5(2023)年度A-1の改善・向上方策についての対応として地域連携の推進にあたり、地域推進員会議や城北地区教育実習連絡協議会による意見交換により課題へのフィードバック機能の強化がなされてきた。これまでの地域連携、地域貢献に関する活動のデータ収集、整理を行い、活動を一元管理も可能になっている。

【エビデンス集】

【資料A-1-1】学校法人熊本城北学園九州看護福祉大学概要 2025

【資料A-1-2】「玉名市と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書」

【資料A-1-3】「玉名市と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書」

「荒尾市と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書」

「玉東町と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書」

「南関町と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書」

「和水町と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書」

「長洲町と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書」

【資料A-1-4】令和7年度第1回地域推進員会議議事録

【資料A-1-5】令和7年度地域連携一覧

【資料A-1-6】城北地区教育実習連絡協議会規程

【資料A-1-7】令和7年度城北地区教育実習連絡協議会次第

【資料A-1-8】令和6年度漂着ごみ調査及び海岸清掃活動ボランティア活動報告

【資料A-1-9】令和7年度学校支援ボランティア参加状況

【資料A-1-10】学校支援ボランティア実施要項

【資料A-1-11】九州看護福祉大学リハビリテーション学科同門会主催勉強会の案内
2025.12.18

【基準Aの自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学の基本理念の一つである「地域とともに成長する大学」の実現のため、連携・協力量針を明確にし、様々な取組みを実施し、地域社会への貢献に向け大学全体で取り組んでいる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・貴学の使命・目的が、国家資格の取得だけが指導の中心とならぬよう、基本理念である「地域とともに成長する大学」の実践に引き続き取組み、多くの人材を地域社会へ還元して欲しい。
- ・学生の支援や就学環境の整備に向けた取組みが進められている。少子化が進行する中、学生確保は全国的な課題となっていることから、地域との連携による取組みや、進路、実績を据えた支援が、今後さらに充実されることを希望する。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

地域社会との連携・協力について、それぞれ担当する公開講座運営委員会、教職課程運営委員会、地域連携推進委員会等が種々検討し役割を果たしているが、それらの関係委員会や生涯教育研究センター等が相互に連携、協力できる方策を検討していく。

基準 B. 生涯学習

B-1 生涯学習の推進

①リカレント教育方針の整備

②履修証明プログラムの開設

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①リカレント教育方針の整備

第三次中期経営計画及び令和 7（2025）年度事業計画に基づき、令和 7（2025）年 10 月に開催した第 3 回生涯教育研究センター運営委員会において、リカレント教育方針を整備するための審議を開始した【資料 B-1-1】。同年 11 月に開催した第 4 回生涯教育研究センター運営委員会において委員の意見を取りまとめ、各学科及び基礎・教養教育研究センター会議において意見を求めた【資料 B-1-2】。その後、令和 8（2026）年 1 月に開催した第 5 回生涯教育研究センター運営委員会において、医療・保健・福祉・教育・健康増進を中心とした分野における実践的な学びの提供を行っていくこと等を柱とするリカレント教育方針を取りまとめ、令和 7（2025）年度第 16 回教授会において報告した。【資料 B-1-3】【資料 B-1-4】

②履修証明プログラムの開設

第三次中期経営計画及び令和 7（2025）年度事業計画に基づき、令和 7（2025）年 5 月に開催した第 1 回生涯教育研究センター運営委員会において、医療・保健・福祉・教育・健康増進を中心とした分野における地域課題を踏まえた履修証明プログラムを開設するための審議を開始した【資料 B-1-5、資料 B-1-6】。その後、第 5 回生涯教育研究センター運営委員会に至るまで履修証明プログラムに関する審議を重ね、令和 8 年度履修証明プログラム「ケア力強化プログラム ～リハ×栄養×口腔×ストレス×地域×データ活用の視点～」を開設した。【資料 B-1-1】【資料 B-1-2】【資料 B-1-3】【資料 B-1-6】【資料 B-1-7】【資料 B-1-8】

また、本プログラムについては、10 名以上の受講者を確保することを目標に、大学同窓会ホームページへの掲載、社会福祉学科介護福祉士コース卒業生が多い 2 施設への紙媒体による案内、熊本県介護福祉士会ホームページでの周知を行った。しかしながら参加希望者が集まらなかったため、令和 8（2026）年度の開講は見送ることとした。

【エビデンス集】

【資料 B-1-1】 令和 7 年度第 3 回生涯教育研究センター運営委員会議事録

【資料 B-1-2】 令和 7 年度第 4 回生涯教育研究センター運営委員会議事録

【資料 B-1-3】 令和 7 年度第 5 回生涯教育研究センター運営委員会議事録

【資料 B-1-4】 令和 7 年度第 16 回教授会_資料 16

【資料 B-1-5】 令和 7 年度第 1 回生涯教育研究センター運営委員会_資料 3 学内シーズ調査結果

【資料 B-1-6】 令和 7 年度第 1 回生涯教育研究センター運営委員会議事録

【資料 B-1-7】 令和 7 年度第 2 回生涯教育研究センター運営委員会議事録

【資料 B-1-8】 履修証明プログラム_募集要項

【基準 B の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

リカレント教育方針の整備

第三次中期経営計画及び令和 7（2025）年度事業計画に基づき、令和 7（2025）年 10 月に開催した第 3 回生涯教育研究センター運営委員会において、リカレント教育方針を整備するための審議を開始した。同年 11 月に開催した第 4 回生涯教育研究センター運営委員会において委員の意見を取りまとめ、各学科及び基礎・教養教育研究センター会議において意見を求めた。その後、令和 8（2026）年 1 月に開催した第 5 回生涯教育研究センター運営委員会において、医療・保健・福祉・教育・健康増進を中心とした分野における実践的な学びの提供を行っていくこと等を柱とするリカレント教育方針を取りまとめ、令和 7（2025）年度第 16 回教授会において報告した。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

履修証明プログラムの開設

第三次中期経営計画及び令和 7（2025）年度事業計画に基づき、令和 7（2025）年 5 月に開催した第 1 回生涯教育研究センター運営委員会において、医療・保健・福祉・教育・健康増進を中心とした分野における地域課題を踏まえた履修証明プログラムを開設するための審議を開始した【資料 B-1-5、資料 B-1-6】。その後、第 5 回生涯教育研究センター運営委員会に至るまで履修証明プログラムに関する審議を重ね、令和 8 年度履修証明プログラム「ケア力強化プログラム ～リハ×栄養×口腔×ストレス×地域×データ活用の視点～」を開設した【資料 B-1-1、資料 B-1-2、資料 B-1-3、資料 B-1-6、資料 B-1-7、資料 B-1-8】。

また、本プログラムについては、10 名以上の受講者を確保することを目標に、大学同窓会ホームページへの掲載、社会福祉学科介護福祉士コース卒業生が多い 2 施設への紙媒体による案内、熊本県介護福祉士会ホームページでの周知を行った。しかしながら参加希望者が集まらなかったため、令和 8（2026）年度の開講は見送ることとした。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

履修証明プログラムの開設については審議を重ね準備等については整ったが、参加者が集まらず課題が残った。今後はその問題の検討の上対策を講じて実施にまで辿り着けるようにしたい。

基準 C. 国際交流

C-1 国際交流の推進

①国際交流の推進

(1) C-1 の自己判定

基準項目 C-1 を満たしている。

(2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①国際交流の推進

大学の基本理念の一つである「近隣諸国と学ぶ大学」の実現に向けた、国際交流事業の企画立案、実施のため、平成 27（2015）年度に国際交流推進室を設置した。これまでに、アイオワ・ウエスタン・コミュニティ・カレッジ（アメリカ合衆国）、中国河北外国語職業学院（中華人民共和国）《現：中国河北対外経貿職業学院》、漢陽サイバー大学校（大韓民国）、新羅大学（大韓民国）と学術交流に関する協定を結んでいたが、国際交流推進室運営委員会において今後の交流の継続やあり方について検討している状況である。令和 6（2024）年度は、海外留学に関する危機管理ガイドラインについて、文部科学省のガイドラインを情報共有した。今後本学のガイドラインを作成すべく検討中である。

また、台湾の輔英科技大学から交流のアプローチを受けため、令和 7（2025）年度事業計画に沿って情報収集し、どのような交流が可能か調整中である。また、玉名市の担当課と国際交流に関して情報交換を実施し、国際交流推進室運営委員会で情報共有している。

本学では受け入れる留学生は少なく、令和 7（2025）年度は学部・大学院とも留学生は在籍していない。そのため、在学生の国際理解を深める取組みに力を入れており、大学コンソーシアム熊本の国際交流の取組みを共有し活動している。その他、本学独自で実施している取組み、口腔保健学科の開講科目における取組みを紹介する。

（国際理解を深める取組み）

1. 国際理解を深める啓発

令和 3（2021）年度から SDGs 週間（9/25 を含む 1 週間）にあわせて学内に設置してあるモニターに「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を掲載し国際理解を深めるための啓発を行った。【資料 C-1-1】

2. 国際交流推進室運営委員会主催特別展示の実施

学生に国際学会への興味を持つきっかけにしてもらうことを目的に、令和 5（2023）年度から毎年 11～12 月の間、本学教員が国際学会において発表したポスターを学内で展示を行った。【資料 C-1-2】

3. 国際理解に関する講演会の開催

国際理解に関する取組みの一つとして外部講師の講演会を企画した。令和 7（2025）年 4 月 18 日「私の外交官物語（ブラジル、アンゴラそして北マケドニア）」、12 月 3 日「世界最大の親日国ブラジル」のテーマで澤田洋典氏による講演を計 2 回開催した。【資料 C-1-3】

4. 国際交流カフェの開催

令和 6（2024）年度から実施しており、令和 7（2025）年度は 12 月 16 日に学内教員による

国際交流カフェ「日本人としての国際交流—国際会議で感じること—」を開催した。【資料 C-1-4】

5. 歯っぴーサークルとの連携

口腔保健学科の実習先であるカンボジア王国 Chhuk Sandal 小学校の児童に対する教育支援を目的として、本学学生サークル「歯っぴーサークル」と国際交流推進室の共催により学内募金活動を実施した。その結果、目標額を達成する募金が集まった。集まった募金をもとに現地にて学用品を購入し、実習実施日である11月26日に児童へ直接手渡された。

6. コミュニティ口腔保健実習

口腔保健学科の4年次開講科目「コミュニティ口腔保健実習(選択・1単位)」は、平成25(2013)年度からミャンマー及びタイにおいて実施し、学修成果をあげてきた。しかしながら、国際情勢の変化に伴い、令和6(2024)年度は国内実習へ切り替えて実施した。その後、履修学生の満足度や教育的効果を踏まえて検討を行い、令和7(2025)年度は渡航先をカンボジアに設定し、海外実習を再開した。本実習では学生が現地の人々の健康問題を捉え、口腔の視点から人々の健康や幸福を支援することを目的として、健康教育等を実施した。本実習の学修成果や学生満足度は高く、学内報告会やオープンキャンパス等において他学生や訪問者にその成果を報告・説明した。

【エビデンス集】

【資料 C-1-1】我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ

【資料 C-1-2】国際学会での発表ポスター展示募集メール

【資料 C-1-3】講演会チラシ

【資料 C-1-4】国際交流カフェチラシ

【基準 C の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学においては例年、留学生は少なく令和7(2025)年度においては0名であった。日本人を主とする本学在学生の国際理解を深める取組みを主として活動した。委員会企画として、継続企画のSDGs理解のための広報・国際学会ポスター展示・国際理解のための講演会・国際交流カフェを実施した。同じ企画であっても毎年継続し積み重ねていくことが重要と思われた。学生サークル「歯っぴーサークル」との共催で募金活動も継続しており、わずかではあるが国際貢献も果たしている。

口腔保健学科の取組みとして「コミュニティ口腔保健実習(選択・1単位)」をカンボジアで実施し、履修学生の国際理解と東南アジアにおける口腔保健の実情理解に学修成果を上げ、学生の満足度も高かった。

このように、本学の規模と実情にあった活動は概ね実施できていると評価する。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学の令和7(2025)年度事業計画には、1. 基本理念の一つである「近隣諸国と学ぶ大学」の基盤拡大に向けて国際交流推進室が主導し、台湾や韓国、東南アジアなどのターゲットとなるエリアの大学を中心にアプローチする。2. 国際交流に関する情報交換会のあり

方について、自治体の職員である地域推進員へ諮問し、国際交流推進室運営委員会で検討する。3. 台湾の保健医療福祉系大学の情報を収集することが掲げられている。それに沿って令和7（2025）年度は国際交流推進室運営委員会で検討実施した。

本学の「令和6（2024）年度自己点検・評価報告書」についての地域推進員からの意見要望に国際交流に関するものはなかった。また、学生や保護者アンケートからも国際交流に関するものは見当たらなかった。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学の学生は在学中に留学することは少ない。また、留学生を迎え入れることも多くはない。そのため、在学生の国際理解を深める取組みに力をいれて実施することが今後も継続すると考えられる。課題は学内での取組みに、より多くの参加があるような周知と企画をしていくことである。

また、本学の大学の在り方が大きく転換する時期に来ており、国際交流の協定を結んでいた各大学と今後の交流の在り方を改めて見直す必要がある。

学科のカリキュラム・ポリシーに沿った国際関係の科目が設定されていることについて、継続して検証する必要がある。